

政経研究

第五十巻 第四号 2014年3月

論 説

観光インターネットシップにおけるキャリア開発効果の国際比較……太田和男

イタリア憲法における人権保障と欧州人権条約……庄司克彦

研究ノート

EU法における視聴覚メディアサービスと文化……鳩貝真理

——EU視聴覚メディアサービス指令の検討——

雑 報

政経研究 第五十巻 索引

政経研究 第五十卷第二号 目次

論 説

中国・朝鮮国境の争点……………浦野 起 央

翻 訳

ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ
ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官……………ヨシ・マユミ・シユエツ 川 又 祐 訳
ハレ大学初代カンツラー 一六九二年没

研究ノート

情報開示とコミュニケーションの具体化……………田 中 襄 一
個人情報保護法制定過程に関する考察……………藤 井 昭 夫
ドイツ同族大企業の法形態……………吉 森 賢

書 評

高田宏史著『世俗と宗教のあいだ
チャールズ・テイラーの政治理論』……………藤 原 孝
風行社二〇一一年二月321p.+xi

論 説

デフレーションと日本のAD・AS曲線……………坂 井 吉 良

政経研究 第五十卷第三号 目次

秋山和宏教授古稀記念号

政治の過程、権力、構造をめぐる諸問題

観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較

太田 和男

はじめに

観光インターンシップ（本論では、主にホテルインターンシップを指す）の有効性をキャリア形成効果の観点から研究し、わが国において最も有効かつ実現性のあるインターンシップモデルの構築を目指す。

キャリア開発^①に着眼した判断を、大学観光系学部、観光系企業、実習学生の三つの視点から、観光インターンシップを一般ビジネス分野における文系インターンシップと対比しつつ、日米を中心とする国際比較により行う。本研究により、最もキャリア形成効果が高く、観光企業、観光系学部にも有効とみられる観光インターンシップを導出し、そのモデルを提示する。三側面についての国際比較はつぎのような指標について実施する。

第一には、観光系学部のインターンシップが、自己実現への寄与度の高いキャリア開発型か否かを、実習期間、必

修制・選択制の別により判断する。

第二には、観光企業が、キャリア開発という視点からインターンシップを実施しているか否かを、採用責任者へのインタビュー、インターンシップ経験者の採用率、インターンシップ経験の有無による採用後のパフォーマンス比較から検証する。

第三には、観光業務は、一般ビジネス分野の総合職に比べ、インターンシップ実習の必要性が高いのか否かについて考察し、さらにその理由について検証する。

本来的に、観光業では米国で見られるように、「専門的」な座学によるホスピタリティ・マネジメントとインターンシップによる第一線におけるホスピタリティ・マネジメント修得効果とがあいまって、顧客満足を与えるホスピタリティを具現化する。これは、わが国でも理系がその「高度専門性に裏付けられた即戦力」を要請されるため、インターンシップを必修としていることと同様の必要理由である。これらの場合、理系学科、観光系学科卒業生に要請される共通の能力水準は、専門性に裏付けられる顕在的な即戦力の保有である。

顧客対応時のホスピタリティ・マネジメント適応能力を強く求められる観光インターンシップにおいては、専門能力修得を目的とするキャリア開発型、すなわち米国型のインターンシップ実習が要請されると考えられる。

これに対し、わが国の一般ビジネスの文系総合職には、専門能力ではなく潜在能力評価を評価し、就職後、OJTや企業内の知の伝承という社内教育によりキャリア開発をすすめてきた。このため、一般ビジネスの文系総合職が参加するインターンシップは、進路決定を主目的とする就業体験型(キャリアガイダンス型)がほとんどである。

1. 研究目的と仮説

本論の研究課題は、観光インターンシップが学生のキャリア形成に果たしている機能について、ホテル、旅行会社など観光企業の生産性向上に貢献する人材を供給できるのかという視点から深掘りし、わが国におけるその秀逸なモデルを提示することにある。

研究方法は、観光先進国である欧米、特に米国のホテル・インターンシップについて、大学の観光系学部・学科での取り組み、観光企業（特にホテル）の取り組み姿勢、観光インターンシップと一般ビジネス型インターンシップとの比較の三点について、キャリア開発との関連に着目して、先行研究の知見、アンケート調査やインタビュー調査による実態認識を国際比較の視点から統合、解釈する。

本研究を通して、わが国大学の観光系学部・学科がキャリア教育効果を高め、観光企業の人材育成・人材供給源として、観光業志望人材の自己実現努力を支援するようなインターンシップのあり方に迫りたいと考える。秀逸な観光インターンプログラム、カリキュラムのあり方を探求することが最上位の命題である。

こうした研究課題にこたえるため、次の三つの仮説を置く。

第一の仮説は、日米の大学の観光インターンシップの位置づけの差異が、就職における観光インターンシップの評価に決定的ともいえる影響を与えていることである。米国の観光系大学学部では、インターンシップをキャリア開発の一環としてとらえるのに対し、わが国ではキャリアガイダンス（就業体験）としてとらえる傾向が強く、これが彼らの就職決定力の差をもたらしている。

米国の観光系学部では、専門能力を修得させて学生を送りだすために、インターンシップを長期の必修科目としている。米国の大学の場合、学卒者を専門分野の能力保持者としてとらえ、インターンシップを他の座学の科目と共に、職場への重要な接続課程として対応する。その結果、実習経験学生の実習業界への就職決定率が二〜四割と高い。

これに対し、わが国の観光系学部では実習を就業体験による進路明確化の手段として認識するにとどまり、キャリア開発の中核と考えないため、短期の選択制がほとんどであり、直接的な就職候補先としては考えない。

第二の仮説は、受け入れ機関である観光企業におけるインターンシップの位置づけについてである。米国では、インターンシップを優秀な人材登用の入り口でありキャリア開発の一環と位置付けるのに対し、わが国観光企業では人材開発とは切り離して、単に就業体験の場として対応していることである。専門の即戦力獲得をめざし、観光インターンシップをその重要な場と位置づける欧米に対し、わが国のホテルなどの観光企業は、実習をほとんど評価しない。このため、学生自身もインターンシップ先を直接的な就職先対象先とはみなさないで、進路決定のさいの有力な情報源、あるいは就業体験の場と受け止めている。

第三の仮説は、観光インターンシップは、総合職志望の文系学生による一般企業などのオフィスでのビジネス就業体験（以後、一般ビジネス就業体験という）に比べて、ホスピタリティ・マネジメントを体現する専門性が濃いので、就職後の即戦能力を身につけるためには、長期・必修型実習が必然とされることである。しかし、わが国でそうならぬのは、3―2(5)で述べる通り一括採用システムという雇用慣行のため、観光インターンシップは単なる就業体験とされ、採用の際の参考指標にされないからである。

本論文の結論としては、仮説一から仮説三までについて、先行研究、アンケート調査やインタビューによりおおむ

ね検証しえたと考える。インターンシップを観光におけるキャリア教育充実の重要な一環として、観光分野のホスピタリティ・マネジメント能力、顕在的能力を教育手段としての一翼を担いうるようなプログラムとカリキュラムの導入を提案するための研究基盤はできたといえよう。

仮説の検証過程で明らかになったことは、先ず、わが国観光業界を巡る環境は、海外からのインバウンド旅行者の急増、外資系巨大ホテルチェーンの急テンポでの本邦進出という急激なグローバル化の中で、人材のホスピタリティ・マネジメント力の強化を迫られていることである。次いでその結果、国内においても外資系ホテルを中心に、インターンシップ経験者の雇用比率が一般企業よりも若干高くなってきたとみられることである。一方、観光系学部・学科におけるインターンシップの認識も、欧米型の出口志向にシフトする兆しがある。しかし、国内大学観光系学部のインターンシップ認識が、新卒一括採用による面接重視、大学のブランド重視、専門的スキルの無視、潜在力重視などを背景にしているだけに、容易に、長期必修のキャリア開発志向、即戦力志向に切りかわるわけではない。

わが国の観光インターンシップが就職に結びつく割合は、米国に比べ著しく低いものの、文系の就業体験型ビジネスインターンシップよりはやや高い。しかしながら、終身雇用、新卒一括採用、ターゲットینگ校制という潜在力重視のわが国の雇用環境は、即戦力重視の欧米との差異が際立って大きい。このため、本邦の観光インターンシップが、グローバル化の大潮流の中で、欧米型のキャリア開発志向型に接近するとしても、その歩みは緩慢なものになるであろう。

2. 研究方法

本調査研究は、科研費による「観光インターンシップがキャリア形成に及ぼす効果」の課題の下に、太田和男(武蔵野学院大学)、那須幸雄(文教大学)、千葉隆一(文京学院大学)、渡辺昇(武蔵野学院大学)の四名によるチームが共同研究として実施している。⁽²⁾

研究方法は、以下に述べる通り、アンケート調査、インタビュー調査を日米独英の観光系大学学部、観光系学生、観光企業(ホテル)に対して実施し、新たに得た知見を先行研究などととも統合し、解釈する国際比較とした。⁽³⁾

二〇一一年八月、米国のコーネル大学、セントラルフロリダ大学、ヒューストン大学、二〇一二年八月にはハワイ大学、二〇一三年にはネバダ大学の観光系学部教職員や学生にインタビュー調査を実施した。またその際、ヒューストン大学では大学生には、アンケート調査を実施し、三六票の回答、うち三〇票の有効回答を得た。次いで、二〇一二年五月、二〇一三年二月に実施したアンケート調査では、日本のホテル宛に合計三〇五票発送して、四九票の回収、米国のホテルに二七七票発送して二〇票の回収であった。また、米国観光系学部におけるインタビュー調査を二〇一一年から二〇一三年まで実施した。さらに、米国におけるインターンシップ生のアンケート調査を二〇一一年に、米国の三つのホテルの人事担当者へのインタビュー調査を二〇一三年に実施した。さらに、独逸の五大学、一〇ホテル、一旅行社、一航空会社、英国の二ホテル、一旅行社、一航空会社についてアンケート調査などを実施した。日米独英の観光インターンシップに関するこれらの調査結果を先行研究と統合して、研究課題について考察することとした(太田、二〇一二、二〇一三)⁽⁴⁾(太田・千葉・那須、二〇一二)⁽⁵⁾。

表-1 米国大学観光学部のインターンシップ

大学観光学部	必修・選択	実習年次	単 位	実習期間
セントラルフロリダ大学 ホスピタリティ経営学部	必修 (有給が条件)	1. 2. 3. 4年	3単位 = 1単位×3回 (1単位=400時間)	800時間~1000時間
コーネル大学ホテル経営校	必修	1. 2. 3. 4年	2単位以上 (1単位=400時間)	最低800時間
ヒューストン大学コンラッド N. ヒルトンホテルレス トラン経営校	必修2単位 選択2単位	1. 2. 3. 4年	3単位 = 1単位×3回	有給200時間+ 無給90~200時間
ネバダ大学 ホテル経営学部	必修	3年	3単位	有給200時間+ 無給90~120時間

仮説検証のために、アンケート調査の解釈と合わせて先行研究を検証し、米国観光学学部における教員およびホテルの人事担当者とのインタビューを実施したが、それらの内容の一部は太田(二〇二一、二〇二二)がすでに報告済みである。

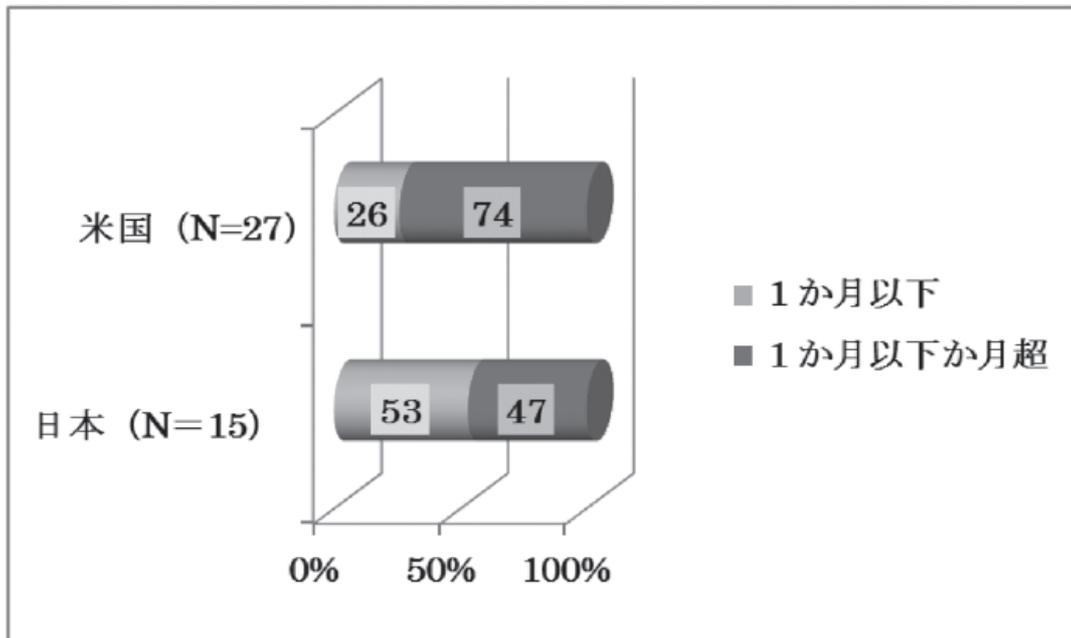
3. 調査と先行研究による仮説の検証

3-1. 仮説一 観光インターンシップのキャリア開発効果を重視する米国の大学に対し、国内観光学部はキャリアガイダンス(就業体験)を重視すると考える仮説の検証

(1) 欧米の必修制、長期型とわが国の選択制、短期型に見るそれぞれの背景
大学観光学部がインターンシップによるキャリア開発を目指しているかどうかは、他の条件が同一であれば、実習が必修制か否か、長期型であるか否かに表れている。インターンシップが学生のキャリア開発を目指すのであれば、必修制かつ長期型でなければ、ホスピタリティ・マネジメントという専門性の高い能力の養成という目的を十分には達成しえないからである。

観光インターンシップがキャリア形成にきわめて効果的として重視する米国の場合には、表1に見る通り、大学の観光系学部では、インターンシップをすべて必修としている。

図-1 観光インターンシップ期間の日米比較 (%)



(注) 日本はホテル・アンケート、米国は学生アンケートによる。

わが国では、観光系学部であってもインターンシップを必修とするところは、きわめて少ない。

それは、国内観光系学部のインターンシップがキャリアガイダンス（就業体験）型にとどまっており、キャリア開発型の米国とは異なっていることにもよる。国内観光系学部でもインターンシップを必修とするところが少ないのは、入学時に必修を承知していても、志望先企業がないなどさまざまな理由からインターンシップを忌避する学生があらわれるためである。

わが国の学生の進路を決定する時期は、新卒一括採用により、志望業種を決める必要性のうすい総合職採用が主体になるため、おおむね大学三年生ごろになるであろう。学生がそのような状況にあるので、進路を明確にするための情報が、インターンシップにも求められる。したがって、インターンシップは、就業体験（キャリアガイダンス）型中心になってくる。

もともと、国内観光系学部に入学者は、観光業界を少なくとも一進路として考慮しているであろう。しかし、その決意のありようは柔軟であるから、大学観光系学科がポリシーと

して、ホテル従業員やCAなど特定の専門業種の能力要請に特化したカリキュラムを用意しているケースはあまり見られない。観光業分野の専門能力養成は、わが国では専門学校に任せている。

これに対し、ホテル従業員など特定業種への就職を決意して観光系学科に入学する学生の多い米国では、インターシップを含めて卒業までに専門能力を習得させるカリキュラムを用意する。米国の観光系学部でインターシップを必修制・長期制にできる主因は、一五歳までには、進路を明確に決定しているからであるとされる⁶⁾。

米国観光系学部の実習期間は、最低三〇〇時間以上であり、一〇〇〇時間まで認める場合もある。三〇〇時間は週四〇時間労働とすれば二か月弱であり、一〇〇〇時間となれば、六か月超に達する。わが国の観光インターシップ期間が二週間程度となっているのと対照的である。

観光インターシップは、わが国では就業体験型にとどまっているのに対し、米国は採用直結型であるため、大学もその環境に対応してカリキュラムを整備し、インターシップも長期必修としている。

また、インターシップは長期になるほど、実習生の観光業への適性の有無や、学習が必要な方向などを明確にする機能を有する。

(2) 観光インターシップが就職直結となっている度合

平岡(二〇〇五)は、観光インターシップと就職の関係について、二〇一二年の「北海道ホテル業界インターシップ事業に関する研究」で報告している。同研究は、北海道の九ホテルの従業員に対し、アンケート調査を実施し、これを回析した結果、次のような結果を得たとしている。まず、観光インターシップの必要性は認められた⁷⁾。次

に、インターンシップが企業に対する貢献では、実習生における「業務適性の把握」が最大の利点である。

そしてさらに平岡(二〇〇五)はこの結果を受けて次のように指摘している。「ホテル業界では、インターンシップは採用活動の一環という意味合いを持つ。したがって、参加学生は卒業後にホテルへの就職を意識するのであるならば、選考が始まっていることを意識して参加しなければならない。」

平岡の指摘は納得できるものであるから、わが国でも観光インターンシップが観光企業に就職する際の重要な切り札となつてよいはずである。

実際、わが国の観光インターンシップの就職直結率は、他産業比ではわずかに優位にあるとみられる。

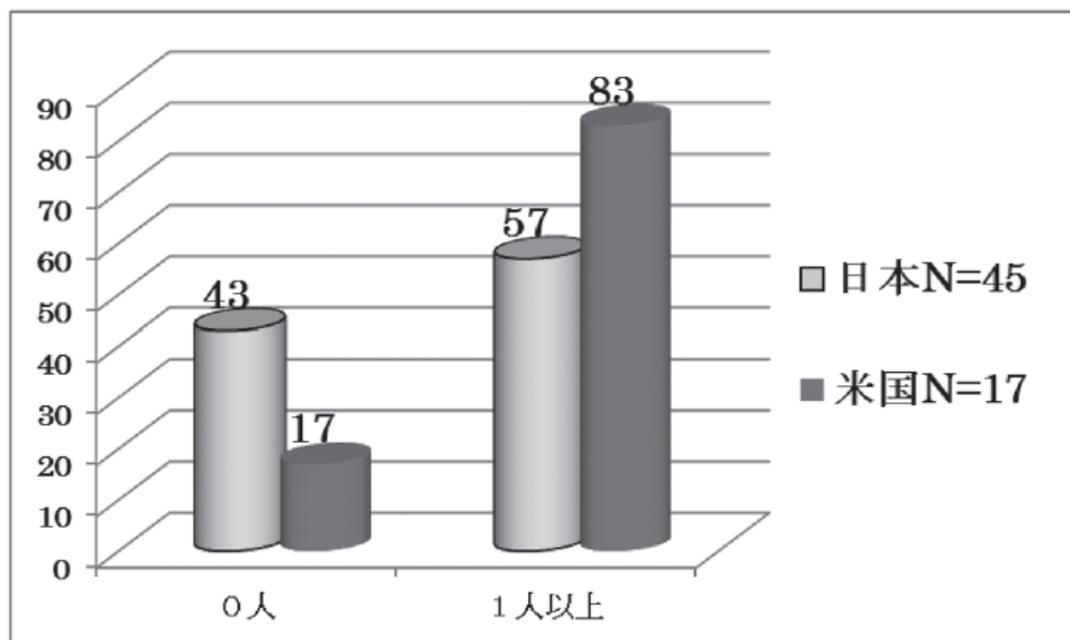
しかし、米国比ではかなりの低水準である。

米国の観光インターンシップにおける就職と日本のそれとの比較についての先行研究には、前述の太田(二〇一二、二〇一三)がある。同研究では、米国の大学観光学部インターンシップは、長期必修型であり、実習未経験者に比べ、インターンシップ先への就職や就職活動全般に有利であることを検証している。

米国の場合、観光業への就職にインターンシップがいわば不可欠な手段となつてゐることは、①観光系学部がいずれもインターンシップを必修としていること、②さらには、採用者のうちに占めるインターンシップ経験者が未経験者のそれを大きく上回つてゐることからもうかがわれる(図2)。

ここで、観光インターンシップと就職との関係について、太田・那須・千葉が二〇一二年度、二〇一三年度に実施した「インターンシップに関するアンケート調査」により、考察する。このアンケート調査は、①国内ホテル、②海外ホテル、③米欧の観光インターンシップ経験学生に対して、実施したものである。

図-2 ホテルの採用時に占めるインターン経験者の割合 (2011~2012年) (%)



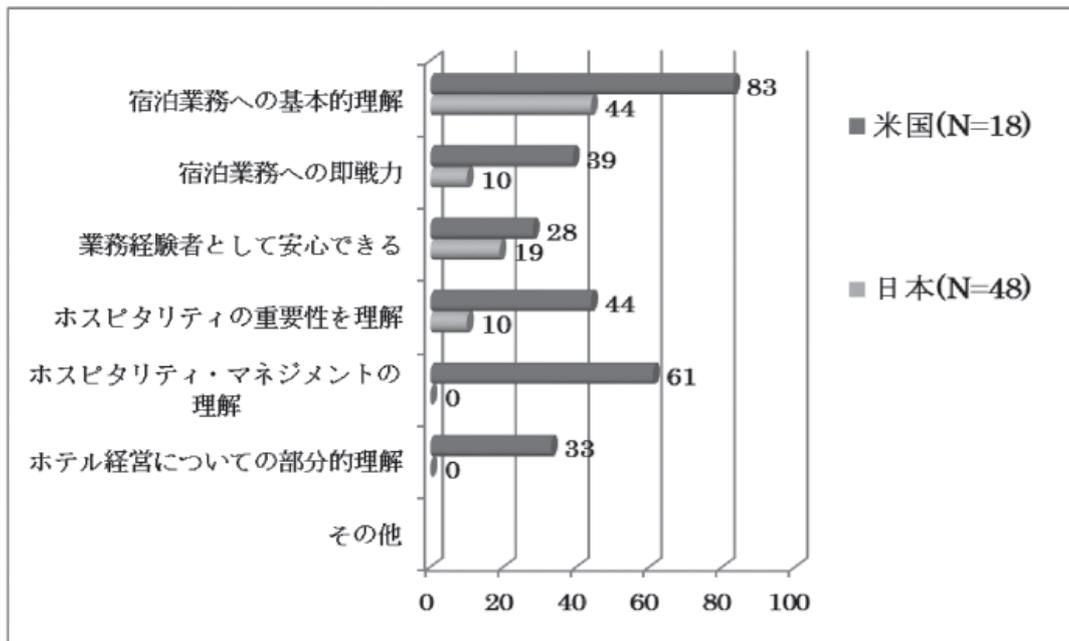
米国では、「採用者のうちに占めるインターンシップ経験者はゼロ」と回答したホテルが一七%であるのに対し、日本では四三%に達している(図2)。明らかにホテル業における就職直結度は米国で高い。このように米国でインターンシップの就職直結度が観光インターンシップで高い理由は何か。

第一の要因としては、米国のホテルは、長期のインターンシップ経験者を即戦力として評価し、採用していることがあげられる。第二には、米国の観光系学部生は、インターンシップを就職、または進路確定のためと明確に決めていることが多いことである。

(3) インターンシップ経験者を採用する理由

インターンシップ実習経験者を採用する理由としては、米国では、「宿泊業務への基本的理解」をあげるホテルが八三%に達し、次いで、「ホスピタリティ・マネジメントの理解」が六一%、「ホスピタリティの重要性の理解」四四%と続いている(図3)。国内のホテルでは、「宿泊業務への基本的理解」をあげるものが四四%で最も多く、次いで「業務経験者として安心できる」が

図-3 ホテルにおいて実習経験者を優先採用する理由 (%) 複数回答



一九%である。複数回答可としているにもかかわらず、本邦ホテルで採用理由について回答するケースが全体として少ないのは、インターンシップ実習を採用時にほとんど評価していないためといえよう。一方、米国のホテルが、全項目で、わが国ホテルを大きく上回っていることは、インターンシップ実習を最大の採用要因と位置づけていることによる。

大学・企業とも短期インターンシップを形式的に行うのみで、潜在能力重視、ブランド重視での採用を実施する本邦観光企業と、長期インターンシップ実習により、顕在能力、顕在適性を明確に把握して採用し、キャリア開発をおこなない、生産性向上につなげる米国観光企業とは、採用理由は明らかに異なる。

3-2. 仮説二 インターンシップをキャリア開発の一環と位置付ける米国観光企業に対し、わが国観光企業

にはその意識が全くないとする仮説の検証

(1) 観光企業によるインターンシップ生の配属先

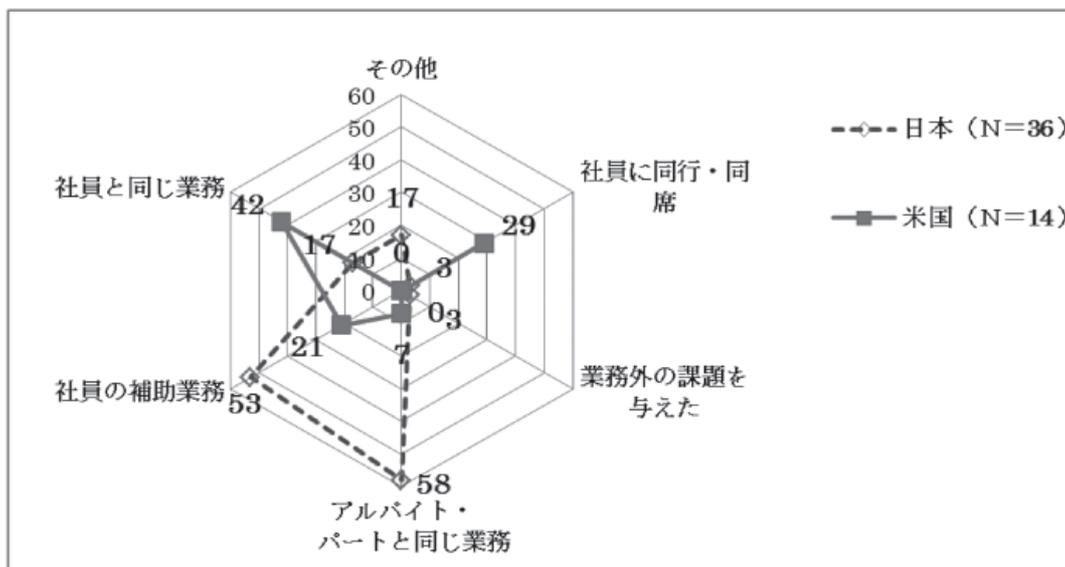
この仮説を検証するために、米国の三か所のホテルの採用担当

表-2 インターンシップ実習生の配属先 (%) 複数回答

	日本 (N=36)	米国 (N=14)
その他	6	29
管理	15	86
客室	42	43
調理・料飲	99	57
フロント・ベル	64	36

(注) 管理は、企画、営業・情報、総務・広報、人事・経理の合計。

図-4 インターンシップ生の業務内容の責任度合 (%) 複数回答



マネージャーにインタビューしたところ、インターンシップはホテルの人材のキャリア開発の一環として考えているという回答を得た。

アンケート調査でも、インターンシップ実習時の配属先をみると、米国では管理部門に八六%配属し、下級管理者としてのホスピタリティ・マネジメント能力の適性をみると同時に、即戦力養成を推進するなど、キャリア開発に資する姿勢が表れている。それに対し、日本では九九%が、単純労働分野である料理飲食部門に配属している(表2)。

次に、インターンシップ生の業務内容の位置づけを、「業務内容の責任度合」からみると配属の意味が一層明確になる(図4)。米国では、「社員と同じ業務」

表-3 インターンシップ実習生の受け入れ理由 (%)

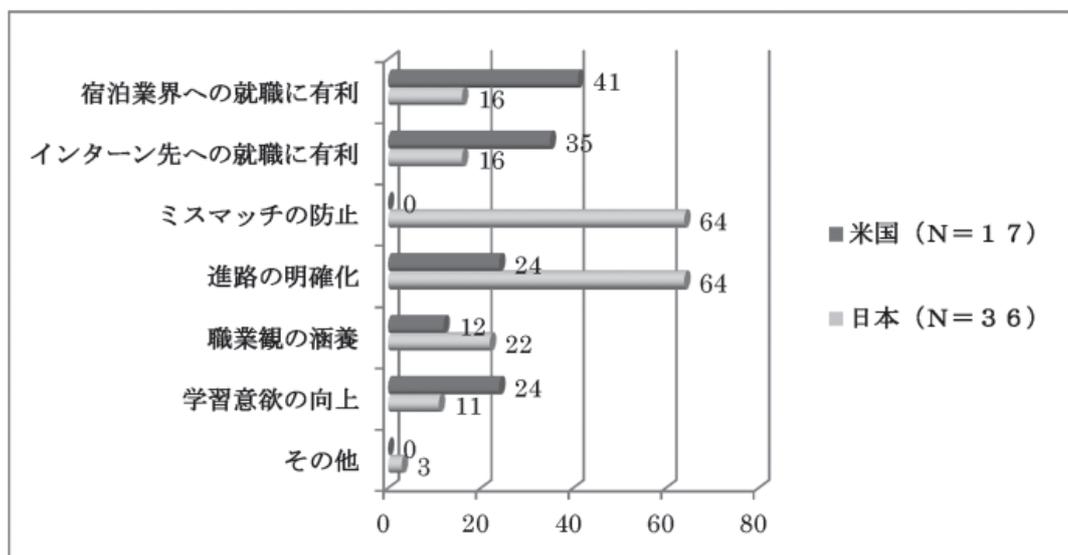
	日本 (N=36)	米国 (N=17)
良い人材の採用に有利	28	59
社会貢献	69	0
社員の活性化	33	18
労働力の確保	14	24
企業名の認知度を高める	8	18
その他	6	18

及び「社員に同行・同席」という社員と同等の責務をあたえられる割合が高いのに対し、わが国では、アルバイトと同じ業務、社員の補助業務しか与えられていない。こうした、インターンシップ生の業務責任度の差異は、大学観光学部の教育内容をかなり反映しているといえよう。

実習に人材開発の一環としての位置づけをあたえているか否かの傍証は、次の事実からも得られる。

まず、実習生受け入れ理由について、米国では「よい人材の採用に有利」が最多の五九%に達しているのに対し、わが国では、それは二八%にとどまり、「社会貢献」が六九%で最多となっている（表3）。次に、実習生に課す業務内容が、米国では、「社員と同じ業務（企画・営業・情報・総務・人事・経理・広報・客室・調理・料飲・フロント・ベルなど全般）」が四三%でトップであるのに対し、わが国では一七%にとどまり、「アルバイトやパートと同じ業務」という単純業務（調理・料飲など）が五八%を占めている（図4）。ちなみに「実習生に求めるもの」については、米国では最多が「専門的能力」五三%、次いで、「ホスピタリティ・マインド」四七%であるのに対し、日本は、「積極性」が最多の八一%、次いで「ビジネスマナー（接客適性）」が五八%と続いている。これは実習修了者に対する期待能力の差異を反映している。すなわち、ホテル実習修了者には、米国では専門分野における即戦力を要求するのに対し、わが

図-5 インターンシップの効果 (%) 複数回答



国では一般ビジネス業務への汎用性のある適応能力を求めているのである。このような実習修了者に対する期待能力の差異は、当然に実習期間の差となって現れてくる。専門能力の修得には長期実習が必要であるし、汎用的な適応能力であれば短期で十分となる。

(2) インターンシップの効果

観光企業のインターンシップの効果についての見方は次の通りである。まず、欧米企業では「宿泊業界への就職に有利」が四一%と最も多く、「インターンシップ先への就職に有利」が三五%で続いている(図5)。これは、インターンシップを採用の前提、ひいてはキャリア開発の一環としてとらえていることを示している。

一方、わが国では、「ミスマッチの防止」、「進路の明確化」がそれぞれ六四%で最多であるのに対し、「就職に有利」、「インターンシップ先への就職に有利」はそれぞれ一六%にすぎない。これらの指標は、観光インターンシップが、キャリアガイダンス、就業体験としてとらえられていることを示している。

米国での調査では、インターンシップ経験者は離職率の引き下げ、す

表-4 米国における入社5年後の定着率

自社のインターンシップ経験者	63.5%
他社のインターンシップ経験者	63.8%
インターンシップ未経験者	57.2%

(出所) 資料：経済産業省・エティック「産学連携によるインターンシップのあり方に関する調査報告書」平成25年

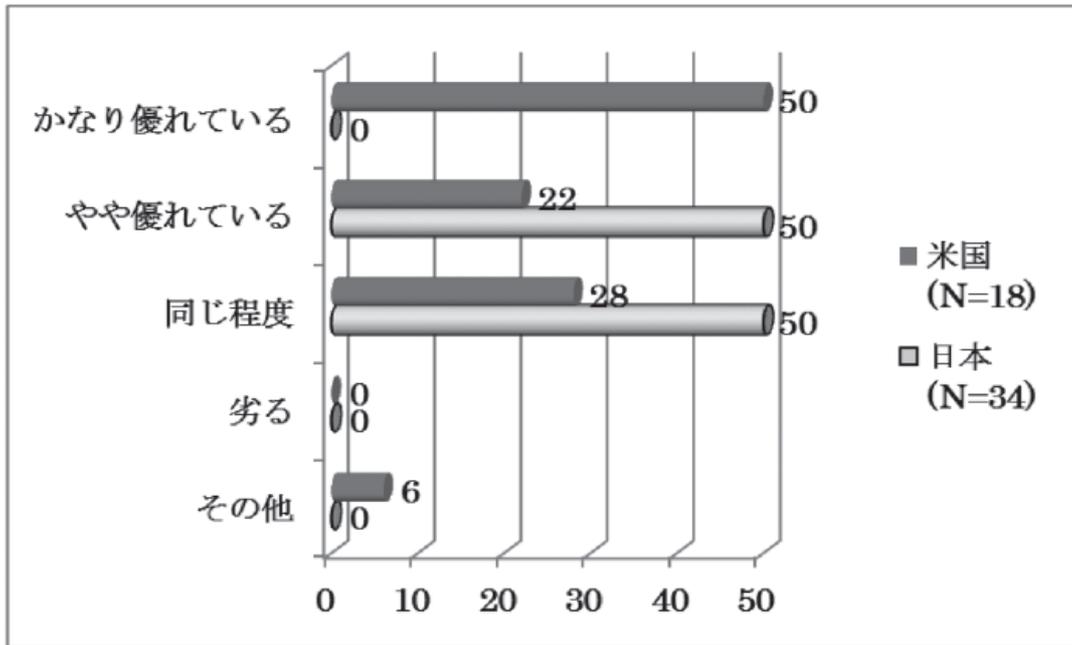
なわちリテンション率（定着率）の向上に貢献しているとされている。実習経験者のリテンション率は、未経験者に比べて高く、自社でのインターンシップ経験者だけでなく、他社でのインターンシップ経験者も定着率が高いと、指摘されている（表4）⁸⁾。米国のように、インターンシップがいわば就職の前提になっている場合でも、実習経験者のリテンション率が高いことは注目されることである。観光業界でも実習経験者のリテンション率が高いのであれば、就職先におけるキャリア開発に有効となろう。

(3) 観光実習経験者の採用後パフォーマンスにおける顕著な日米格差

観光インターンシップ生の採用後のパフォーマンスには著しい格差がみられる。

観光実習生の採用後のパフォーマンスの企業評価が、「かなり優れている」とされるのは、米国のキャリア開発型観光実習経験者で五〇%であるが、わが国ではゼロである（図6）。これは、日米の観光インターン生に求める能力の差異の反映でもある（後述3-3(3)参照）。観光インターンシップ生に求める日米の能力差は、実習生の①実習目的についての認識・覚醒、②実習効果の認識度合いによる自己効力感の向上度などの差となり、③以後の人生におけるキャリア開発力の格差となつて現れると考えられる。ホスピタリティ・マネジメント経営力の修得度において、米国の長期観光インターン経験者はわが国のキャリアガイダンス型短期観光実習経験者よりも格段に高いので、彼らは就職活動や観光企業において、「やれば

図-6 ホテルインターン生の採用後のパフォーマンス (%)

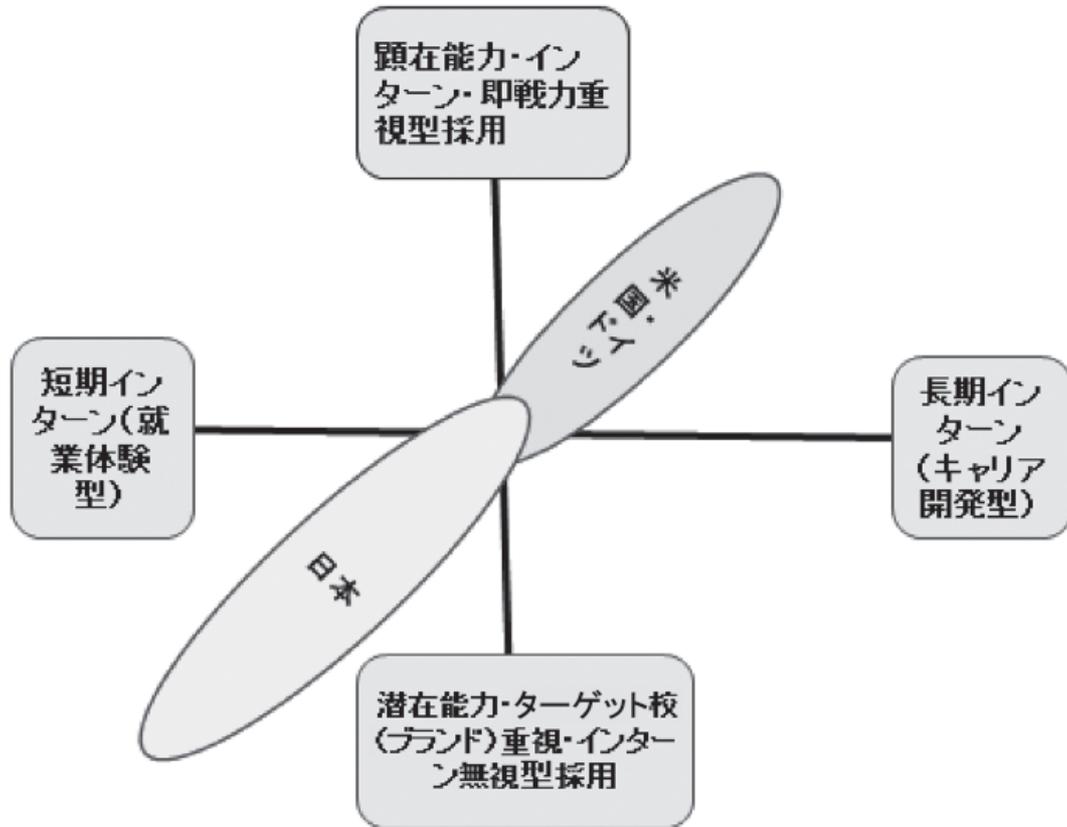


できる」という強い自信を有し行動するようになると考えられることは、太田(二〇二二)が既におおむね指摘しているところである。それが、結局は米国型キャリア開発型観光インターンシップの就職後の高いパフォーマンスとなっている(図6)。

(4) キャリアガイダンス型とキャリア教育を目的とするキャリア開発型

インターンシップは、就業体験重視のキャリアガイダンス型とキャリア教育を目的とするキャリア開発型に、大きく分類される⁽⁹⁾。われわれの調査により明らかになったのは、米国の観光インターンシップはキャリア開発型であるが、国内の観光インターンシップは、就業体験重視型ということである。わが国観光産業の就業体験重視型では、あらかじめ、業務を経験することにより、進路を明確化し、働く意義を意識し、企業業務を部分的に体験することを通して、就職後の適応力を高めることになる。それでも、インターンシップ未経験者にくらべれば、実習により情報収集して進路決定するので、リテンション率は高くなるはずであり、間

図-7 新卒採用のタイプ別国際比較モデル



接的に生産性向上に貢献しよう。

一方、米国のキャリア開発型は、就職直結度が高く、インターンシップ実習企業に就職し、その生産性向上に即戦力として貢献する。加えて就職後も経験者は未経験者比、リテンション率が高く、他の条件が等しければ生産性向上により寄与する。したがって、産業への生産性向上への貢献度は他の条件を同一と仮定すれば、米国型のキャリア開発型の方が、わが国の就業体験型に比べ生産性向上に資するといえる(図6参照)。

(5) わが国観光産業の雇用環境とキャリア開発型インターンシップ

では、なぜ国内観光業界が、短期の就業体験型(ガンドインス型)を中心に実施し、米欧で実施されている長期のキャリア開発型インターンシップを積極的に導入しないのか。

背景にあるのは、第一には新卒一括採用、定期昇給、

終身雇用という日本型雇用環境である。

新卒一括採用システム下での、近年における大学のユニバーサル化、ネット社会化の進行により、多数のエントリーシートからの選抜採用は、観光企業にも同様の採用システムを強制する。仮に、コストと時間のかかるインターンシップ経験者にしぼった場合、インターンシップが、企業における指導者やスーパーバイザー不足などから普及していないわが国では、十分な応募者が集まらないからである。

大企業は、膨大なエントリーシートによる応募者の中から、逆選択の弊害を防ぎ優秀な人材を採用するために、ターゲット校制度やSPIなどによりしぼりこみ、面接で選考する方法をとる。観光企業も、インターンシップの重要性は一部では理解しているものの、それがキャリア教育の一環として定着しているわけではないので、新卒一括採用システムの中でエントリーシート、SPIなど筆記、面接により、採用する。それは、潜在力重視、ブランド重視、面接重視の選抜である。そのような逆選択回避を意図した「欠点の少ない学力優秀な」人材を採用する方式が、顕在力重視、実習重視で選抜し、人材採用を実施する米国型募集方式に比較して、効率的と言えるかどうかは議論のあるところであろう。

観光産業では、ホスピタリティ、おもてなしが実践されなければならない。顧客に対し満足を与えられるのは、キャリア開発型長期インターンシップ実習などによりホテル業務を実際に遂行した際、高いパフォーマンスを発揮した人材であろう。したがってインターンシップ実績を評価して、選抜・採用する米国型人材採用方式は、ホテル経営にとって極めて効率的であり、国際競争上優位に立つことになる契機となっていると考えられる。

第二は、インターンシップはわが国に輸入された教育形態であり、文系学部では、教育機関、企業双方に、キャリア

ア開発型として定着しないまま、多くの場合、形式的な就業体験型としてとどまっていることである。就業体験型インターンシップは、就職先の業務内容の認識度向上を通して、進路の明確化をもたらし、リテンション率の向上、離職率の低下に寄与する。しかし、それは、インターンシップが就職に直結し、キャリア開発の一環として作用する米国型の段階に至っていないことを示す。

第三には、(社)日本経団連などは、インターンシップを、「選考活動とは一切関係のない就業体験を伴う五日間以上のプログラム」と定義づけていることである。このため、観光企業が採用試験のためにインターンシップを実施することは、事実上きわめて困難である⁽¹⁰⁾。

ところで、厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料」によれば、日本の宿泊業、飲食業サービス業における大卒三年目の離職率は五七%と産業中トップの高さである⁽¹¹⁾。これは、日本型の新規一括採用システムが観光産業に、効率的でないことを示しているとみられる。

グローバル化が急速に進行している現在、キャリア開発型インターンシップが、採用時の最重要な考慮条件となるようなシステムを観光産業が導入することは、国際競争力維持の観点から、喫緊の検討課題となっているものと思われる。もちろん、このキャリア開発型インターンシップを採用時の重要な考慮条件とするかどうかは、わが国観光産業のポリシーにゆだねられる。また、そのさい、青田買いにつながることをないように、観光企業の採用開始時期などに歯止めをかけておくことが要請される。

3-3. 仮説三 観光インターンシップは、総合職志望の文系学生による一般ビジネス就業体験に比べて、接客現場的な色彩が濃いので、就職後の即戦能力を身につけるためには、長期・必修型実習が必然とされるところとする仮説の検証

第三の仮説は、観光インターンシップは、文系学生によるメーカーなどにおける一般ビジネス就業体験型に比べて、専門性や現場対応能力が強く要求されるので、必修・かつ長期となっていることである。

(1) 観光学科の実習重視とその理由

わが国の観光インターンシップと一般ビジネス体験型インターンシップとの差異についての先行研究としては二〇〇五年、崔・金・林の立教大学生を対象とする「観光専攻学生のインターンシップ認識に関する研究」がまずあげられる(崔・金・林、二〇〇五)¹²。同研究では、観光経営学科や国際観光学科がその他の学科より業界ベネフィットに期待していること、つまりインターンシップへの期待が大きいことが判明したとしている。

観光インターンシップ生は、文系学生によるメーカーなどによる一般ビジネス体験型に比べ、インターンシップへの期待度が高く、基礎的・専門的知識を修得できることが立証されている(崔・金・林、二〇〇五)。

こうした観光インターンシップ生が、一般文系学科生にくらべ、現場実習効果の高さを期待されていることは、観光系学部・学科の実践、就業体験重視に反映されている。

たとえば、わが国では観光系の学部・学科を有する各大学のカリキュラムに観光インターンシップを組み込むケースが多く見られるが、これは、インターンシップの観光教育における重要性をある程度認識している結果といわれる。

中村(二〇〇九)によれば、国土交通省総合政策局観光企画課(二〇〇五)は二〇〇三年度までに開設された「観光」の名の付く学部・学科をもつ一九大学を対象に調査を行ったところ、回答のあった一七大学すべてでインターンシップを実施しており、実施主体は「観光関連学部・学科が単独で実施」しているのが六大学、「観光関連学科を含む学部」が実施しているのが三大学、「大学全体」で実施が一大学という状況になっている(重複含む¹³)。

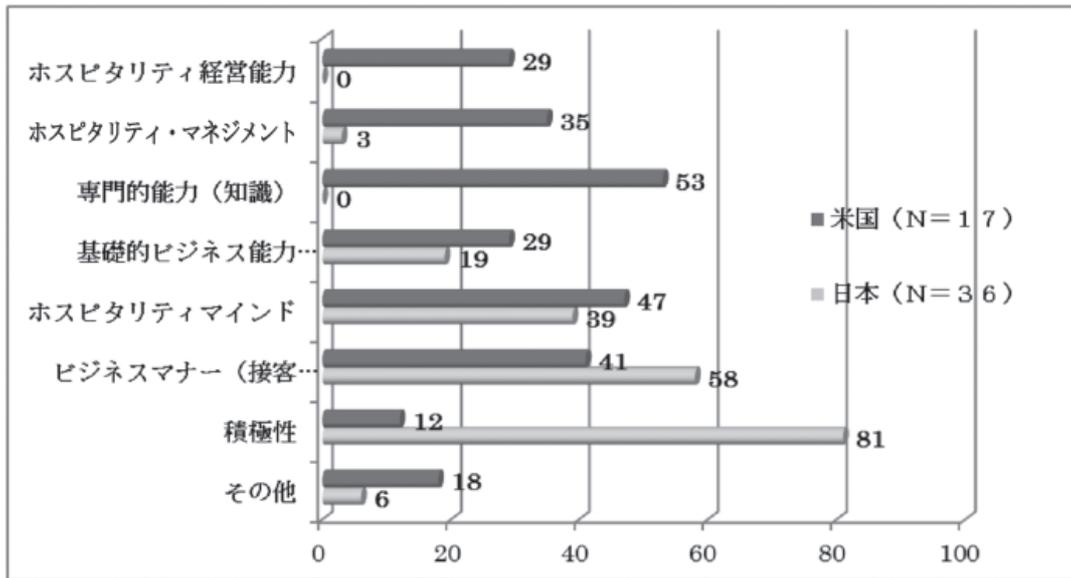
そのうち、七大学においては正規のカリキュラムに組み込まれ、事前・事後の指導を行っている(中村、二〇〇九)。観光従事者であるホテルの従業員は、エアラインのCA(キャビンアテンダント)や地上接客勤務者(グラウンドスタッフ)、旅行業従事者などと共に共通して高いホスピタリティ・マネジメント能力が要求されている。観光業務は、ホスピタリティ・マネジメント能力等の修得という、座学では教える専門的教育課題を多く抱えている分野であり、受入れ企業が、現場でインターンシップ実習機会を提供することで、教育効果を高められると想定されている。

これが、米国で一般メーカー等におけるビジネスインターンシップが選択科目となっているのに対し、観光系学部ではキャリア開発型インターンシップ実習が必修科目とされている理由である。

(2) 観光インターンシップが要請するキャリア開発型長期実習

インタビュー調査などによれば、米国の観光系学部では、観光インターンシップとしておおむね四〇〇時間(一〇〇〇時間を必修としている。その理由はまさに、観光インターンシップが、ホスピタリティの知識・技術を修得するうえで必須事項であり、キャリア開発の一過程として位置付けられているからである(村田・杉田・長岡二〇一一、太田、二〇一二)¹⁴。また、本研究の研究分担者千葉(注3③参照)によれば、ドイツのホテルの実習期間は三〜六か月

図-8 観光インターンシップ生に求める能力 (%) 複数回答



(注) 日本は実習生の実習前の能力、米国は実習生。

で、観光系大学や観光系学部ではインターンシップは必修である。次に、二〇一二年、二〇一三年に実施した日本のホテル向けアンケート調査および米国の大学観光系学部での学生アンケート調査結果から実習期間を考察する(図1参照)。

わが国ホテルのインターンシップ期間は一か月未満が五三%、一か月以上が四七%となっている。一か月以上が五割近くあり、一般ビジネス就業体験の実習期間に比べれば長期である。一方、米国のホテルのインターンシップ期間をみると、実習期間一か月以上三か月が主で、一か月以上の長期は七四%に達しており、米国の大学観光系学部のインターンシップ実習期間が四〇〇時間〜一〇〇〇時間となっていることに対応している。米国で観光インターンシップは長期のキャリア開発型となっている。

(3) 観光インターンシップ生に求める能力差がもたらす自己効力感・キャリア開発力格差

米国の観光インターンシップ生には、ホスピタリティ・マネジメント経営力、ホスピタリティ・マネジメント能力、専門的能力、ホ

スピタリティ・マインドが求められている。キャリア開発型インターンシップの実施に要請される能力だからである（図8）。

一方、本邦では、積極性が最も重視され、次いでビジネスマナーが重視されている。

これは、米国で大学の観光系学部がホスピタリティ・マネジメント経営能力を重視しているのに対し、国内大学の観光系学部が接遇重視に傾斜していることに対応している。

(4) 観光インターンシップ生に求める能力の差を生むカリキュラムの差異

観光業務には、インターンシップと共にホスピタリティ・マネジメント経営能力が要請されることは、図8で見るところである。観光庁が、講座数全体に占める経営・マーケティング系科目の比率を比較したところ、コーネル大学（必修科目）の場合には六六・七％に達しているのに対し、国内A大学では一三・七％、国内B大学では二二・三％にとどまっていることがわかった。¹⁵ 国内大学の接遇偏重、料飲サービス学偏重は、経営感覚やホスピタリティ・マネジメントの基礎を習得できていない人材を供給することになる。国内観光学部の供給する人材と観光業界の求める人材のミスマッチは、グローバル化の進行により、やがてしだいに明瞭になるものと思われる。

4. おわりに

4-1. 研究方法などの課題

インターンシップのキャリア開発度の判定基準としての就職後のパフォーマンス実績については、十分なデータ件

数が見いだせないため、今後の検討課題としたい。次に、米国のキャリア開発型インターシップの生産性向上率がわが国就業体験型のそれに対して優位にあることの検証も必要である。これには、データの入手難という問題があるため、後日に譲りたい。また、観光インターシップが米国型に接近するか否かについては、さまざまな議論があると思われるので、機会を改めて検討したい。

4-2. 観光インターシップを巡る環境変化の方向

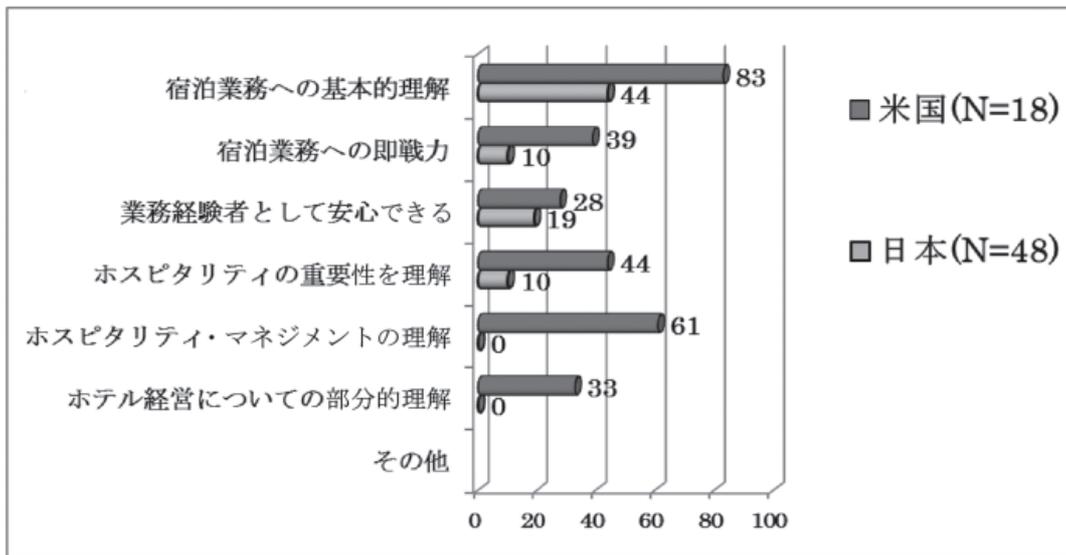
インバウンド旅行者の急増、外資系巨大ホテルチェーンの急テンポでの本邦進出という急激なグローバル化などが国観光業界を巡る環境変化は、大学の観光系学部、観光企業におけるインターシップの意識を、欧米型へとシフトさせるように作用しよう。

実際、わが国のホテルの二八％は、インターシップ実習生を受け入れる理由（複数回答可）に、「良い人材の採用に有利」をあげている。これは、米国の五九％には遠く及ばないものの、インターシップを良質な人材採用の手段とする考えがあることを示唆する。それは、国内観光インターシップをキャリア開発型に誘導するように作用しよう。

4-3. 現在のインターシップの課題

観光企業から見たインターシップの課題については、ホテル向けアンケート調査（二〇一二年、二〇一三年）において記述式回答を得た。それを次に述べる。

図-9 ホテルにおいて実習経験者を優先採用する理由 (%) 複数回答



(1) 観光企業にとっての課題と対応策

観光企業にとつての課題として、我が国ホテルの記述回答の合計件数二二件中一五件が、「従業員不足からもたらされる実習指導者の不足であり、それが企業側にとって最大の負担となっている」ことをあげている。この課題については、企業は、インターンシップを人材発掘、人材育成、さらにはキャリア開発の一環と位置づけ推進することにより、長期的な生産性上昇、コストダウンをもたらす要因になりうることを前提として取り組むよう提案したい。

また、「三か月以上という長期インターンシップに合致しない場合、学生、企業にとつてのメリットがない」ことを指摘する記述が四件あった。結局、長期実習は、実習生を企業の人材育成、キャリア開発の一環として実習プログラムの充実を図り、実習生の採用率をあげる取り組みを可能にし、企業、学生、大学がそれぞれメリットを得られる基本的条件であることを企業は認識する必要があることである。

(2) 観光業界の要望する大学教育の課題

わが国観光業界が観光系学部に要請する大学教育の課題としてあげる

のは、アンケート調査によれば、「語学力(英語)」が三割強と最も多く、次いで、「社会人基礎力」が三割程度あげられている。国際的コミュニケーション能力の向上と就業力の向上を大学に強く要請していることがわかる。大学観光学部がコミュニケーション能力を向上させる必要があることは当然であり、大学も英語教育の充実、海外インターンへの積極的取り組みなどの対応を急いでいる。

また、それは、観光企業の実習重視による生産性向上を促進するため、大学教育に長期インターンシップ実習の必修化などエンプロイアビリティ向上のためのカリキュラム整備が問われていると受け止める動きとなつている。実際にインターンシップの担当教職員の意識は、長期志向、さらに海外志向へと近年、明確に傾斜してきている。しかし、それは、なお、インターン推進のためのスーパーバイザー制の未整備などインターンシップ支援システムがキャリア教育の一貫として有機的に機能していないことなどから遅々とした歩みにとどまっている。わが国ではほとんどの場合、インターンシップは、一部の担当教員に任せてしまうため、学部学科内の実習の位置づけやキャリア教育との関連もあいまいになつている。一方、米国のセントラルフロリダ大学、ハワイ大学、ネバダ大学などいずれもスタッフ中心の強力なインターンシップ担当のスーパーバイザーやスーパーバイザー・チームを擁する。スーパーバイザーが学部の意向を踏まえて、インターンシップ先の斡旋・仲介、実習前の事前教育、実習中の学内ネットによる管理などを組織的に実践している。スーパーバイザーは、スタッフであり、実習について、一部の実習担当教員に依存する場合もあるが多くは、独自に計画し実践している。

米国の大学卒は、観光企業(ホテル)では、すぐにノルマを与えられ、これを処理するホスピタリティ・マネジメント能力をインターンシップ期間中、ならびに卒業までに修得しなければならぬ(奥谷、二〇二三)¹⁶。それは、イン

ターンシップが座学の経営学やマーケティング能力とともに、接客現場能力を習得しなければならない機会であることを意味する。そこではキャリアセンターに所属するインターンシップのスーパーバイザーが、主導的にインターンシップを展開している。

4-4 観光インターンシップのモデル構築に関する提案—米国型インターンシップスーパーバイザー制度導入によるキャリア開発型インターンシップ

以上を総括し次のように提案する。

ホテルなど観光企業の施設の近代化・設備投資拡大競争というグローバル化は、当然に人材育成をふくめたマネジメントのグローバル化を要請する。それは、マネジメントにおける米欧型への接近であり、米欧型インターンシップ制度への緩やかなシフトである。

観光インターン生の採用後のパフォーマンスを比較してみると、前述の通り、米国では「かなりすぐれている」が五〇%にも達しているのに、わが国ではゼロとなっている（図6参照）。これは、米国の①大学観光系学部のキャリア開発型教育カリキュラムが成果をあげていることと、②観光企業が実習重視の採用を行っているのに対し、わが国観光企業や観光系学部がインターンシップをあまり評価していない結果であることを示す。

しかし、ホスピタリティ経営、ホスピタリティ・マネジメントを観光学部のカリキュラムで習得し、長期のキャリア開発型インターンで磨き上げられた卒業生が、他の条件を同一とすれば、高いパフォーマンスを示すのは当然といえよう。その結果は、観光企業の付加価値生産性の格差を通して、国際競争力の格差に現れてくることになろう。

外資系ホテルの対日投資増加、競争力確保の観点から促進されるホテル業界における転職などにより、観光業界の雇用は、急速に流動化する方向にある。本邦観光企業は、グローバル化の大潮流の中で、潜在能力重視、ブランド重視の現行採用方式に、即戦力重視、長期インターンシップ重視の米国型採用方式などを採りこんだ人材育成システムへの変貌を余儀なくされることになる。

以上から、わが国観光企業・観光系学科はグローバル化に対応し、ホスピタリティ能力向上、インバウンド観光産業の競争力強化のため、観光インターンシップの一層の質的向上を図ることを要請されると言えよう。これに対応するため、観光におけるキャリア開発教育の一環として、観光分野の即戦力養成の一翼を担いうるような長期観光インターンシップと海外インターンシップを必修として組込んだキャリア開発型カリキュラムの導入を提案する。その狙いはグローバル、専門職、マネジメント重視の長期実習であり、カリキュラム上は、一年次に一〜三日程度の観光企業での必修・短期の職場体験を必修とし、二年〜三年次に四週間以上のキャリア開発型インターンシップを内外で必修科目として実施、二〜四年次に二週間以上のキャリア開発型インターンシップを内外で選択科目として実施する構成である。また、原(二〇〇八)が指摘しているように、大学カリキュラムでは、ホテルの人事管理・会計/財務管理・マーケティング、ITなどに強い人材を育成する体系にすることである¹⁷⁾。

これを実施推進するには、インターンシップ専門家による米国型の強力なスーパーバイザー制度を導入定着させることが必要である。専門型カリキュラムを作成し、長期インターンシップ・海外インターンシップを観光企業と協働開発、調整、推進し、もって大学と企業のキャリア開発型インターンシップの遂行能力を高め、日本観光企業の人材開発、生産性向上に資する制度を創設、推進するにはスーパーバイザーの制度化が必要不可欠だからである。

大学観光系学部が主体的にキャリア開発型インターンシップを開発し、企業の賛同を得て長期・推進することが、観光企業への有能な人材投入となり、国内観光業の振興に貢献することになる。強力な米国型インターン・スーパードバイザー制度導入によるキャリア開発型米国型インターンシップへの転換は、観光企業への支援となり、観光志望人材のキャリア開発を促進し、それは、教育機関への評価に還元されよう。また、学生には長期・海外インターンシップを実施する場合には、旅費などの一部の必要経費について資金の融資や助成、海外インターンの壁となっているビザ取得などの支援機関の設置も図られる必要がある。それは、教育機関側、企業双方が、観光インターンシップへの認識について転換し、それを具現化する指導体制強化を実行できるかどうかにかかっている。

【謝辞】

本研究はJSPS科研費課題番号23531021の助成を受けたものです。

【注】

(1) プライスウォーターハウスクーパースHRS株式会社によれば「キャリア開発 (career development) とは、個人が主体的に自身のキャリアを捉え、スキルと知識を習得し、仕事を通じて成長していくことである。これまでの日本社会においては、キャリアは会社主導で作られたが、今後は個人が自らのキャリアに責任を持つことが大切になってくる。二〇世紀において、日本企業では終身雇用制のもと、従業員はひとつの会社で一生のキャリアを終えるのが当たり前とされていた。しかし昨今の経済情勢の変化により、個人のキャリアに対する意識も大きく変化し、個人が自分自身でキャリアに責任を持ち、キャリアを積み上げていくことが必要となってきた。そこで登場したのがキャリア開発という概念である。」出所：exBuzzwords, <http://>

www.exbuzzwords.com/static/keyword_3420.html' 二〇一三年一月五日。

なお、筆者は、インターンシップのキャリア開発度を判定する基準として、定性的に判断したその自己実現への貢献度を使用した。また、「キャリア形成効果」を「キャリア開発効果」と同義として使用している。

(2) JSPS科研費課題番号23531021「観光インターンシップがキャリア形成に及ぼす効果」、本研究は、研究代表者：太田和男（武蔵野学院大学）、研究分担者：那須幸雄（文教大学）、研究分担者：千葉隆一（文京学院大学）、研究分担者：渡辺昇（武蔵野学院大学）の共同研究により実施されたもので、研究期間は平成三年度～二五年度（二〇一一年度～二〇一三年度）。

(3) ①太田和男、那須幸雄は、二〇一一年八月、セントラル・フロリダ大学、コーネル大学、ヒューストン大学、二〇一二年八月ハワイ大学、二〇一三年ネバダ大学の各観光系学部を訪問、インターンシップ担当教職員、学生にインタビュした。千葉隆一は二〇一三年九月に英国・ドイツのホテルなどにインタビュした。（ちなみに、米国におけるインタビュ訪問大学の詳細は次の通りである。① University of Central Florida, Rosen College of Hospitality Management. ② Cornell University, School of Hotel Administration. ③ University of Houston, Conrad N. Hilton College of Hotel and Restaurant Management. ④ University of Hawaii Manoa, School of Travel Industry Management. ⑤ University of Nevada, Las Vegas, William F. Harrah College of Hotel Administration.

また、米国におけるインタビュ訪問先のホテルは次の通りである。① The Cosmopolitan of Las Vegas. ② Double Tree by Hilton. ③ Hilton Anaheim.)

②太田和男、那須幸雄は、二〇一二年四月、二〇一三年二月、日本のホテル三〇五件、米国ホテル二七七件に対して、インターンシップのアンケート調査を実施した。回答は日本四九件、米国二〇件であった。

③千葉隆一は、二〇一二年～二〇一三年に、アンケート調査をドイツの① Best Sabel Hochschule Berlin 私立を含む五大学、Adron Berlin を含む一〇ホテル、英国の二ホテル、英独の二航空会社、英独の三旅行社に実施した。

(4) ①太田和男（二〇一二年）「インターンシップとキャリア教育―観光・ホスピタリティ課程におけるインターンシップは必要か―」、帝京平成大学紀要第二三巻第二号、帝京平成大学、四四五―四五四頁。

②太田和男(二〇一三)「観光インターンシップと就職」、帝京平成大学紀要第二四巻第二号、帝京平成大学、三三五―三四五頁。

(5) 太田和男・千葉隆一・那須幸雄(二〇一三)「経営サイドからみた観光インターンシップ発展のための課題とキャリア開発」、日本インターンシップ学会第一四回大会、北海道武蔵女子短期大学。

(6) 奥谷啓介(二〇一三)「奥谷啓介オフィシャルサイト」の「私が見たアメリカのホテル」第三回『アメリカのホテルに見るマネージャーの雇用形態』では次のように述べている。「アメリカの学生の多くは一五歳くらいで、将来の道を決める。そして、その道に入るための大学を選んで入学する。ホテルマンになりたければ、ホテル学科に入って勉強をする。だから、日本の大学と違い、アメリカの大学は専門学科が多い。技能者を育成するのがアメリカの大学の役割といえる。」http://appleworld.com/gal/concierge/hotel_in_usa/1176061_245078.html 二〇一三年一月四日。

(7) 平岡祥孝(二〇一三)「北海道ホテル業界インターンシップ事業に関する基礎的研究」、開発こうほう八六、北海開発協会、二九―三三頁。

(8) 経済産業省・特定非営利活動法人エティック・平成二四年度産業経済研究委託事業、「産学連携によるインターンシップのあり方に関する報告書」平成二五年。 http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/houkokusyo_H24FY_internship.pdf 二〇一三年一月四日。

(9) 経済産業省・特定非営利法人エティック、「産学連携によるインターンシップのあり方に関する報告書」平成二五年三月。

(10) ㈱日本経済団体連合会「新卒者の採用選考活動の在り方について」二〇一一年一月二日は、我が国のインターンシップについて次のように述べている。「わが国で行われるべきインターンシップは、本来、学生の職業観涵養を目的とした就業体験の機会の提供であり、採用選考活動とは全く関係ないものである。しかし最近では、インターンシップと称してはいるものの、実質的に広報活動としての企業セミナーと大差ないものが行われている実態があるほか、学生側としても「参加すると選考上有利になる」、「参加しないと差をつけられる」といった考え方が強まる傾向にあり、こうした現状を踏まえると、早期化是正の対応にあたっては、インターンシップの取り扱いについても併せて検討し、対応を図る必要がある。

そこで、【二月一日】より前に実施するインターンシップは、採用選考活動とは一切関係のない活動であるとして整理する方向で引き続き検討し、なるべく早期に結論を得ていく。」

さらに、(社)日本経済団体連合会「採用選考に関する企業の倫理憲章」二〇一一年三月一五日改定は次のように記述している。「インターンシップは、産学連携による人材育成の観点から、学生の就業体験の機会を提供するために実施するものである。したがって、その実施にあたっては、採用選考活動(広報活動・選考活動)とは一切関係ないことを明確にして行うこととする。」<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/015.pdf>。

- (11) 厚生労働省「新規卒業者の離職状況に関する資料」二〇一二年。
- (12) 崔圭端・金宜根・林相澤(二〇〇五)「観光専攻学生のインターンシップ認識に関する研究」、立教観光学研究紀要第七号、立教大学、五―一三頁。
- (13) 中村哲(二〇〇九)「観光・ホスピタリティ関連の短期インターンシップの現状と課題」『経済文化研究所紀要』、千葉：敬愛大学経済文化研究所、一四―一六八頁。
- (14) 村田弘美・杉田万起・長岡久美子(二〇一一)「海外における長期インターンシップ制度―米国・英国の取り組み―」、Worka Review Vol.6、リクルートワークス研究所、一七八―一八一頁。
- (15) 観光庁 観光系人材育成のための産学官連携会議「観光系大学の現状とカリキュラムに関する検討会」二〇一〇年。
- (16) 奥谷啓介(二〇一三)「奥谷啓介オフィシャルサイト」http://appleworld.com/gal/concierge/hotel_in_usa/1176061_245078.html、二〇一三年一月四日。
- (17) 原忠之(二〇〇八)「わが国におけるインターンシップ制度の方向性検討への議論」、月刊ホテル旅館四五(三)(通号五三九)、柴田書店、七二―七六頁。

イタリア憲法における人権保障と欧州人権条約

庄 司 克 宏
東 史 彦*

はじめに

本稿では、イタリア憲法における人権保障と欧州人権条約の関係を考察する。

まず前提として、イタリアは、イタリア憲法第一条^①により、諸国間の平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意するとし、よってイタリアでは、同第一条、および、条約の法律による批准承認を規定したイタリア憲法第八〇条^②にもとづき、主権を制限する条約の通常法律による批准承認、ないし施行命令が認められている^③。そのような具体例として今のところ唯一挙げられるのはEU基本条約のみである。

EU基本条約は、イタリア憲法第八〇条にしたがい批准承認および施行命令されているが、このEU基本条約にもとづくEU法は、直接適用可能であり、EU派生法ないしEU司法裁判所の判決を含めて、イタリア憲法第一条を根拠として、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に反しない限り、イタリア法に対し優越する。そのため、第一に、国内裁判所は国内法がEU法と抵触せず適合するように解釈適用しなければならぬ（適合解釈）。第二に、適合解釈が不可能な場合には国内裁判所（および行政機関等）はEU法に抵触する国内法を適用排除しなければならぬ。第三に、EU法が国内法秩序には存在しなかった権利を私人に付与する場合、直接効果を生ずる。第四に、加盟国がEU法に違反した結果として損害が発生した場合、EU法上の損害賠償責任が発生する^⑤。このように、EU法は、付与された権限範囲内においてイタリア法に対して優越する結果、イタリアの主権を制限するが、この主権の制限の根拠となっているのがイタリア憲法第一条である。

一方、欧州人権条約は、どのような性質を有しているであろうか。欧州人権条約は、国際人権規約等の一般的な人権条約と異なる特徴を備えている。すなわち、国連の主な人権条約の場合、締約国が条約違反を行ったとき、条約が設置した委員会への国家報告制度や個人通報制度を通じて、委員会が条約違反の有無を審査し勧告を決定するが、これに法的拘束力はない^⑥。国連の主な人権条約には、拘束力ある判決を出せる人権裁判所の設置を認めたものはまだないのである^⑦。これに反して、欧州人権条約の場合、締約国が欧州人権条約違反を行ったとき、欧州人権裁判所への国家または個人申立てにより、訴訟が行われ、同裁判所は、欧州人権条約違反の締約国に対し、違反の是正を命じる拘束力を有する判決を下すことができる^⑧。このような欧州人権条約ないし欧州人権裁判所の判例法は、イタリアの主権を制限するのであろうか、つまり、イタリア憲法第一条にもとづき直接適用可能であり、イタリア法に優越し、

EU法同様、条件を満たせば直接効果を有するのであるのか。

本稿では、同議論について、判例を確認しつつ、学説の検討を行う。

一 EU法とイタリア法

一般的な国際条約の法的性質が各締約国の憲法にもとづき決定される一方、EU法は、各加盟国の憲法にもとづき締結された国際条約に基礎を置くにも関わらず、その法的性質は、一般的な国際条約として各加盟国の憲法にもとづき決定されるのではなく、新たな法秩序たるEU法として、EU法自体により決定される⁹⁾。

では、欧州人権条約の法的性質は、一般的な国際条約として、各締約国の憲法にもとづき決定されるのか、それともEU法の一部としてEU法により決定されるのか。結論としては、欧州人権条約の法的性質は、EU法の適用範囲外では各締約国の憲法にもとづき決定されるが、EU法の適用範囲内では、EU法上の基本権に該当する場合、EU法の問題であるので、各締約国の憲法ではなく、EU法により決定される。そこで、以下ではEU法の性質を確認する。

(一) EU法の優越性

EU法は、国内法がEU法に抵触する場合、国内法秩序における当該国内法の地位にかかわらず、常に国内法に対して優先する。そのため、第一に、国内裁判所は国内法がEU法と抵触せず適合するように解釈適用しなければならぬ。第二に、適合解釈が不可能な場合には国内裁判所（および行政機関等）はEU法に抵触する国内法を適用排除し

なければならない。第三に、EU法が国内法秩序には存在しなかった権利を私人に付与し、直接効果を生ずる場合がある。また第四に、加盟国がEU法に違反した結果として損害が発生した場合、EU法上の損害賠償責任が発生する⁽¹⁰⁾。このようなEU法の優越性は、各加盟国が主権の一部を制限ないし委譲することによりEUを創設したことの帰結⁽¹¹⁾である。このようにEU法が各加盟国の主権の制限にもとづく点は、一般的な国際条約には見られない特徴であり、EU法が新たな法秩序たる所以である。

一方、加盟国の側は、こうした加盟国の主権の制限にもとづくEU法の加盟国法に対する優越性の要請を、自国が主権の制限を受け容れるのと同時に、EUに付与した権限の範囲内において受け容れてきた。イタリアも、イタリアのEU加盟の根拠であるイタリア憲法第一条にもとづき、紆余曲折を経ながらも、一般的な国際条約とは異なるEU法の新たな法秩序としての要請を受け容れてきている⁽¹²⁾。

(二) EU法の優越性に対する対抗限界 (controlimiti)

他方で、加盟国の一部は、EU法の加盟国法に対する優越性の要請を受け容れると同時に、一定の留保を示してきた⁽¹³⁾。イタリアも、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権にEU法が抵触するような事態においては、EU法のイタリア法に対する優越性を否定する姿勢をとってきている⁽¹⁴⁾。EU法の優越性に対するイタリア憲法のこのような留保は、「対抗限界 (controlimiti)」と呼ばれる⁽¹⁵⁾。

対抗限界が示された背景には、当初、EU法における基本権保障が不十分であると加盟国側から考えられていたことがある。そのような背景のもと、対抗限界には以下のような意義があった。すなわち、EU加盟国は、自らの主権

を制限することによりEU法という新たな法秩序を創設したのであるが、そのEU法は加盟国法に対する優越性を要請するものであった。しかし、EU法自体は基本権保障が不十分な状態であり、そのようなEU法が基本権保障を備えた各加盟国法に対して無条件に優越するのであれば、基本権が保障されない空白の領域が生じてしまう。そのような事態を防ぐためイタリア憲法裁判所が提示したのが、EU法の加盟国法に対する優越性に対する対抗限界であった。

具体的な対抗限界の例としては、*San Michele* 事件判決において、司法保護の原則が例示されたのがその萌芽である。¹⁶その後イタリア憲法裁判所は、*Frontini* 事件判決で、EU規則が憲法の根本的原則や不可侵の人権を侵害する場合の、「EU基本」条約（批准施行法律）の憲法審査権を留保すると明確に示し、以降の判決においても繰り返し確認している。¹⁸ただ、実体的な面で対抗限界によりイタリア憲法裁判所がEU法の優越性を否定した事例は今のところない。¹⁹

二 欧州人権条約とイタリア法—EU法の適用範囲内の欧州人権条約とイタリア法

先に述べたように、欧州人権条約規定の法的性質は、EU法の適用範囲外では各締約国の憲法にもとづき決定されるが、EU法の適用範囲内では、EU法により決定される。そこで、以下では、EU法の適用範囲内における欧州人権条約とイタリア法の関係を確認する。その後、EU法の適用範囲外におけるイタリア憲法にもとづく欧州人権条約の法的性質を確認する。

(一) EUにおける基本権保障の進展

EUの前身であるEECは、欧州審議会等と違って、経済的実体集団として設立され、個人の権利の保護統一を目的としていなかったため、基本権憲章を備えていなかった。しかし、一九六〇年代後半から現在に至るまで、EU司法裁判所は、特に欧州議会の支持を得て、基本権保障に関する不文の原則を固めてきた。それらは、基本的権利がEU法の一般原則の不可欠の一部であること、EU法制度内の人権保護の根拠を明確にするために加盟国の国家制度の憲法伝統や共通の原則を参考にすること、欧州人権条約等の人権保護に関する国際条約を参照することなどである。このようなEU司法裁判所の判例は、一九九三年マーストリヒト条約版EU条約第F条二項に明文化された⁽²⁰⁾。さらに、一九九六年六月に欧州理事会においてEU基本権憲章を制定することが合意され、二〇〇〇年末には宣言として採択された。EU基本権憲章は、二〇〇九年になりようやく、リスボン条約によって、EUの基本権目録として、EU基本条約と同等の法的効力を付与され、さらにEUによる欧州人権条約への加入もEU基本条約に規定されるに至った(EU条約第六条)。⁽²¹⁾

(二) EU法の基本権にもとづく審査権の範囲

EU法の一般原則の一部である基本権にもとづく審査権の範囲は、EU諸機関の行為、および加盟国の行為のうち、第一に加盟国がEU立法を実施する場合、第二にEU司法裁判所がEU要件から適用除外を受ける国内措置の効力を審査する場合、第三にある特定のEU実体法規範が当該状況に適用可能である場合、である⁽²²⁾。これらの場合以外の、EU法の適用領域に該当しない事案に関しては、司法裁判所は管轄を有しない⁽²³⁾。

この点について、中絶が禁止されているアイルランドで、中絶が合法である他の加盟国の中絶施設についての情報を、当該中絶施設と無関係に、学生団体が情報提供することを禁止することは、EU法ないし欧州人権条約第一〇条一項「表現の自由」に反するかが問われた一九九一年 *Grogan* 事件判決において、司法裁判所は以下のように述べている。

「国内立法が「EU」法の適用範囲内にある場合に、先決判決を求められたとき、本裁判所は、当該国内立法の基本権（特に欧州人権条約に規定された基本権）との適合性の審査を可能にするために必要なすべての解釈要素を国内裁判所に提供せねばならない。一方、「EU」法の射程外にある国内立法に関しては、そのような管轄を本裁判所は有しない⁽²⁴⁾」。

つまり、欧州人権条約に規定された基本権の法的性質は、EU法の適用範囲内では、EU法上の基本権の一部として認められる場合、EU法により決定される。反対に、欧州人権条約に規定された基本権の法的性質は、EU法の適用領域外においては、加盟国憲法によって決定されるのである。

(三) リスボン条約以降の欧州人権条約

二〇〇九年のリスボン条約によるEU基本条約の改正の結果さらに進展したEUの基本権保障枠組において、欧州人権条約は三つの法源性を有する。

第一に、EU条約第六条一項により、二〇〇〇年に法的拘束力のない宣言として採択されたEU基本権憲章に、EU基本条約と同等の法的価値が認められた点との関連性である。EU基本権憲章の規定には、欧州人権条約の規定

と重複するものがある。EU基本権憲章第五二条三項⁽²⁵⁾によれば、欧州人権条約の規定と重複するEU基本権憲章の規定は、欧州人権条約規定の基準に照らして解釈、適用されることになる。したがって、EU基本権憲章の規定と重複する欧州人権条約の規定は、EU基本権憲章を媒介として、EU法に取り込まれるのである（「同等性条項」）。

ただし、EU条約第六条一項によれば、EU基本権憲章はEUの権限を拡大するものではない。この点については、リスボン条約附属宣言⁽²⁶⁾や、EU基本権憲章第五二条二項⁽²⁷⁾によっても確認されている。すなわち、EU基本権憲章の適用範囲は、EU諸機関やEU法を実施する加盟国の行為（EU基本権憲章第五一条一項⁽²⁸⁾）、つまりEU法の射程内にとどまるものであって、加盟国の国内法上の基本権保障に直接影響を及ぼすものではない。したがって、EU基本権憲章と重複する欧州人権条約の規定も、その適用範囲はEU法の射程内に限定される。

第二に、EU条約第六条二項規定の欧州人権条約であるが、同項は、EUによる欧州人権条約への将来の加入を規定している。実際にEUが欧州人権条約に加入すれば、現在のように欧州人権条約締約当事者ではないEUによる欧州人権条約違反の責任を欧州人権条約締約国であるEU加盟国が負う状況から、欧州人権条約締約当事者となるEUが直接、欧州人権条約違反の責任を負うこととなる。したがって、欧州人権条約法は、それ自体かつ全体がEUを拘束する法規範となる。

ただし、EU基本権憲章への法的拘束力の付与と同様、EU条約第六条二項によれば、EUによる欧州人権条約への加入は、EUの権限を拡大するものではない。すなわち、EUが加入する欧州人権条約の規定の適用範囲も、EU法の射程内に限定される。

第三に、EU条約第六条三項規定のEU法の一般原則は、加盟国に共通の憲法的伝統に由来し、かつ欧州人権条約

により保障される基本権に着想を得るといふ、従前の判例法を明文化したマーストリヒト条約版EU条約第F条二項を受け継いだものである。EU法の一般原則と認められる欧州人権条約の基本権は、EU法の一般原則として、EU法に取り込まれるのである。

そしてEU条約第六条三項の規定は、マーストリヒト条約版EU条約第F条二項の規定を受け継いだものである。特にEU権限を拡大するものではない。したがって、EU法の一般原則と認められる欧州人権条約の規定の適用範囲も、EU法の射程内に限定される。

これらの規定から明らかなのは、リスボン条約によるEU基本条約の改正は、基本権に関するEUの権限をいずれにしる拡大するものではないという点である。つまり、EU条約第六条に規定されたいずれかの形でEU法の一部となる欧州人権条約がEUないし加盟国を拘束するのは、リスボン条約以前とかわらず、事案がEU法の射程内にある場合に限られる。EUは、EU法の射程外の事案における欧州人権条約と加盟国法の関係をEUレベルで共通化するわけではないので、リスボン条約以前と同様、EU法の射程外の事案における欧州人権条約と加盟国法の関係が、国内法によって規律される事項である点に変更はない。

三 欧州人権条約とイタリア法—EU法の適用範囲外の欧州人権条約とイタリア法

先に述べたように、欧州人権条約の法的性質は、EU法の適用範囲内ではEU法の一部としてEU法により決定されるが、EU法の適用範囲外では各締約国の憲法にもとづき決定される。そこで、以下では、EU法の適用範囲外におけるイタリア憲法にもとづく欧州人権条約の法的性質を確認する。

(一) イタリアと欧州人権条約

イタリアは、欧州人権条約の起草段階に参加し、署名の場を提供し、かつ最初に署名した一〇ヶ国の一国である。イタリアは、一九五〇年一月四日に欧州人権条約に署名し、一九五五年一〇月二五日に批准した。イタリアはその際、留保を行っていない。イタリアはその後一九七三年には個人申立制度を受諾し、以降多くの申立が行われてきた。⁽²⁹⁾一九五九年から二〇一二年までの統計によれば、イタリアに対する判決は二二二九件で、欧州人権条約締約国のなかではトルコに次いで二番目に件数の多い締約国であり、そのうちなんらかの条約違反が認定されたのは一六八七件で、やはりトルコに次いで二番目に件数の多い締約国となっている。⁽³⁰⁾イタリアを相手取った申立の数が非常に多い原因には、イタリアでは欧州人権条約の国内法に対する優越が認められていないこと、欧州人権条約の直接適用可能性について争いがあること、憲法裁判所への申立が裁判官および国家機関に限定され、個人による申立が認められていないこと⁽³¹⁾、およびイタリア裁判所が欧州人権裁判所判例と一線を画すことが多かったこと等が挙げられる。⁽³²⁾

(二) 欧州人権条約の批准・施行

イタリアでは、欧州人権条約は、一九五五年八月四日付法律第八四八号（以下、「一九五五年法律八四八号」⁽³³⁾）により、批准承認および施行命令が行われた。一九五五年法律八四八号の第一条は、欧州人権条約および各追加議定書の批准のイタリア議会による承認を規定し、⁽³⁴⁾同第二条は、国内における完全な施行の命令を規定している。⁽³⁵⁾欧州人権条約および各追加議定書は、一九五五年一〇月二六日に発効した。⁽³⁶⁾

欧州人権条約は、国際人権規約を含む一般的な国際条約と同様、施行命令を規定する法的行為と同等の序列に属す

るため、通常法律と同等の序列を有する⁽³⁷⁾。そのため、後法優越の原則の適用により、国内後法が優先される可能性があった。

(三) 欧州人権条約の序列の問題

しかし、学説には、欧州人権条約の独特の内容およびその人権保護という目的から、法律に優る権威 (authority) を同条約に与えるための理論や、憲法上の根拠を主張するものがあつた。そのなかには、一般的な国際条約の場合と同様に、国内後法があいまいである場合、国家が先に引き受けている国際的義務を尊重できるように国内後法を解釈せねばならないという適合性の推定の理論⁽³⁸⁾や、特別法優越の原則を欧州人権条約に適用し、特別法たる欧州人権条約の一般法たる法律に対する優位を主張する説⁽³⁹⁾、さらに、締結した国際条約による規律と同様に国内で規律していた一定の問題を、以後国際条約による規律と異なる態様で規律するという意図と、すでに引き受けた国際的な約定を破棄するという二重の意図が明確な場合のみに、国内後法が条約に優越するとする「条約の特別性」の理論も主張された⁽⁴⁰⁾。イタリア憲法上の根拠としては、イタリア憲法第一〇条一項⁽⁴¹⁾にもとづき、欧州人権条約の優越を主張する学説もあつた⁽⁴²⁾。しかし、同条にもとづいた欧州人権条約の法律に対する優位の主張に対して、イタリア憲法裁判所は一貫して否定的な判示を堅持している⁽⁴³⁾。

また、イタリア憲法第二⁽⁴⁴⁾条の規定が、国内法の人権と国際法の人権との双方の保護のために「開かれた規定」(open clause) であるという主張もなされた⁽⁴⁵⁾。

また、EU法のイタリア法に対する優越性の根拠となつているイタリア憲法第一一条にもとづく欧州人権条約の優

越性も主張されている。ヨーロッパにおける人権保障を目的とする欧州人権条約は、人権保障を通じて「諸国家間の平和と正義を確保する」(イタリア憲法第一条)制度であり、そのための「主権の制限」という文言は、EUを念頭においた「立法、行政、および司法機能の実施のための国家権限の制限」という厳格な意味でのみ解釈されるべきではなく、欧州人権条約等のEU以外の人権条約機構をも包含する意味で解釈されるべきである⁽⁴⁶⁾という主張である。

(四) 欧州人権条約の「EU法化」

さらに、司法裁判所が一九七〇年代頃より、EU法の一般原則として欧州人権条約の諸権利に言及を開始し、そのような判例を明文化するものとして、一九九三年マーストリヒト条約版EU条約第F条が「連合は、∴欧州人権条約により保障され、各加盟国に共通する憲法上の伝統に由来する基本権を共同体法の一般原則として尊重する」と規定したことから、同条を根拠に欧州人権条約の国内法に対する優越を主張する説もある。この説は、欧州人権条約が、EU司法裁判所の判例ないし同条により、GATT一九四七等と同様に、「EU法化」されたと考え、欧州人権条約と国内法との関係は、EU法と国内法の関係に等しい、したがって、欧州人権条約はEU法と同様にイタリア憲法第一一条にもとづき国内法に対して優越する、⁽⁴⁷⁾という主張である。

ここで、欧州人権条約のEU法化と、GATT一九四七のEU法化との相違を確認しておく。

1 GATT一九四七の「EU法化」

まず、GATT一九四七の「EU法化」は、以下の含意を有する。

一九四七年当初、EUはまだ存在していなかったため、GATT一九四七の締約国は、現在のEUの加盟国（の一部）であった。つまり、当初のGATT一九四七は、加盟国にとって、一般的な条約の一つに過ぎなかった。

その後、EECの創設を経て、一九六八年にEECの対外共通関税が発効すると、GATT一九四七に関する権限は、EEC加盟国からEECに承継され、EECの排他的権限事項となった。すなわち、GATT一九四七は完全に「EU法化」（当時の「共同体法化」（*comunitarizzazione*））され、加盟国にとってEU法となった。

つまり、GATT一九四七の「EU法化」は、GATT一九四七全体の性質が、加盟国にとって、一般的な条約からEU法へと変化したことを意味する。

2 欧州人権条約の「EU法化」

一方、欧州人権条約の「EU法化」は、以下の含意を有する。

一九五〇年当初、EUはまだ存在していなかったため、欧州人権条約の締約国は、現在のEUの加盟国（の一部）であった。つまり、当初の欧州人権条約もまた、加盟国にとって、一般的な条約の一つに過ぎなかった。

その後、EECの創設を経て、欧州人権条約は、一九七〇年代に司法裁判所の判例により、一九九三年マーストリヒト条約版EU条約第F条二項により、EU法の一般原則として言及され、「EU法化」された（当時の「共同体法化」（*comunitarizzazione*））。しかし、欧州人権条約の「EU法化」は、GATT一九四七の場合の完全な「EU法化」と異なり、欧州人権条約が保障する基本権がEUの排他的権限事項になったことを意味するわけではない。加盟国にとって欧州人権条約は、EU法の射程内では、EU法上の基本権としてEU法の一部となりうるが、EU法の射程外では、

依然として一般的な条約の一つのままである。⁽⁴⁸⁾

つまり、欧州人権条約の「EU法化」は、加盟国にとっての欧州人権条約の性質が、EU法射程外では一般的な条約であることに加え、EU法射程内ではEU法となりうることになったという点で、一般的な条約とEU法との二面性を得たことを意味する点に注意せねばならない。

結果として、EU加盟国における基本権保障は、さながら基本権保障の「バベルの塔」⁽⁴⁹⁾の様相を呈している。すなわち、法源が複数あり、その一部についての序列が定まっておらず、さらに国内裁判所、超国家的裁判所、国際裁判所の権限が競合しており、個人はそれぞれの裁判所に自らの権利保障を求め、それぞれが提供する権利保障も異なるという⁽⁵⁰⁾、「多層的な (multivello)」⁽⁵¹⁾基本権保障の状況がある。

(五) イタリア憲法第一一七条改正（二〇〇二年）以前の判例

イタリア裁判所による欧州人権条約規定の適用は、直接的に行われたものでも、統一のとれたものでもなく、消極的なものであった。これは、イタリア憲法に、国際条約を自動的に受容する規定や、国際条約に対して立法に優越する序列を与える規定等、国際条約一般と国内法との関係を積極的に規律する規定が二〇〇一年のイタリア憲法第一一七条改正まで存在しなかったことが第一の理由である。また、欧州人権条約規定の大部分がイタリア憲法の人権規定と重複しているため、国内裁判所は欧州人権条約規定よりもイタリア憲法規定をもとに判断をする傾向が強かったとも考えられている。⁽⁵²⁾ 人権が国際条約によっても国内法によっても保障されている場合、わざわざ「謎めいた (mysterious)」⁽⁵³⁾ 国外の規範を適用する必要はないからである。

1 イタリア憲法裁判所

イタリア憲法裁判所は、条約規定は、特別の憲法規定がないため、通常法律の効力を有し、これが欧州人権条約にも妥当するとして、欧州人権条約の序列は欧州人権条約の批准承認および施行命令を行う法律のそれと同等であると判断し、欧州人権条約に通常法律に優越する序列を認めるために学説が提示した数々の根拠を受け入れてこなかった。一方で、欧州人権条約はまったく違憲性の審査の際に関連性を有しないのではなく、基本的にはイタリア憲法規定に基づいて違憲問題を判断するとはいえ、イタリア憲法による保障のほうが欧州人権条約よりも広範である、または欧州人権条約規定の内容はイタリア憲法と同様である、等と、憲法規定の解釈に欧州人権条約が参照される傾向がある。また、憲法審査の基準となる憲法規定のみならず、憲法審査の対象となる法律の解釈の基準としても欧州人権条約が参照されることとなっていく。

イタリア憲法裁判所は一度、一九九三年第一〇号判決で、欧州人権条約を「非典型的権限」(atypical competence)に由来するものとみなし、後法によって廃されないと判断したことがあるが⁵⁷、同判理は定着しなかった。

2 イタリア破棄院

イタリア破棄院は、欧州人権条約の効力ないし適用に関して、判例の立場を徐々に変更してきた。

当初、イタリア破棄院は、欧州人権条約規定をプログラム規定と判断し⁵⁸、締約国に対してのみ拘束力を有し、私人には直接には効力を有しないと判示したが⁵⁹、一方で、欧州人権条約の自動執行性を認める判断も下すようになり⁶⁰、最終的には、欧州人権条約の規定ごとに、プログラム規定のものもあれば、自動執行性を有するものもあると判断する

こととなり、⁽⁶¹⁾ いずれにしろ、憲法および通常法律の解釈の基準としての拘束力を有すると判示した。⁽⁶²⁾

とはいえ、欧州人権条約がその批准承認および施行命令を行う国内法律の序列を有するという前提は変わらず、よって抵触する国内後法によって廃される可能性があったが、一九九三年の *Medrano* 事件判決で、イタリア破棄院は、イタリア憲法裁判所の一九九三年第一〇号を反映する形で、欧州人権条約が「特別な抵抗力」(particular force of resistance) を有し、後法により廃されないと判断した。⁽⁶⁴⁾ イタリア破棄院は、一九九八年にも、「非典型的権限および特別な抵抗力」(atypical competence and a particular force of resistance) にもとづく同様の判断を維持した。⁽⁶⁵⁾ ただ、この判理の含意は、国内後法の解釈の際に欧州人権条約に可能な限り拡張的な意味を与える義務が裁判官にある、すなわち、欧州人権条約が憲法および通常法律の解釈の基準となるという意味であり、欧州人権条約に抵触する国内法が適用排除されねばならないという意味ではない。欧州人権条約に抵触する国内法が適用排除された事例もあったが、欧州人権条約に抵触するとして適用排除されたのは、前法である行政措置であって、後法である法律ではなかった。⁽⁶⁶⁾

3 その他の裁判所

イタリア憲法第一一七条改正前のイタリア憲法裁判所および破毀院以外の裁判所の判例には、欧州人権条約規定の自動執行性を認めるもの⁽⁶⁷⁾、欧州人権条約に反する国内法を適用排除するもの等⁽⁶⁸⁾、一定の重要性を欧州人権条約法に認めるものが現れている。その他一部の傾向としては、欧州人権条約に何らかのEU法との関係を見出し、欧州人権条約を重要視する裁判所が現れている点が指摘できる。⁽⁶⁹⁾

(六) イタリア憲法第一一七条改正(二〇〇二年)後の判例

すでに触れたように、二〇〇一年一〇月八日憲法的法律第三号により、⁽⁷⁰⁾ イタリア憲法第一一七条が改正され、第一項の規定が「立法権は、憲法の定めるところにより、ならびに共同体法および国際的義務の範囲内において、国および州に属する」⁽⁷¹⁾と修正され、イタリア法規範における国際条約に関する言及が追加された。

学説は、二〇〇一年憲法改正以後、国際条約に抵触する国内法令は、新たなイタリア憲法第一一七条一項の間接的違反により、イタリア憲法裁判所により違憲無効となるのでは、と議論した。⁽⁷²⁾

1 イタリア憲法裁判所

イタリア憲法第一一七条改正直後の判例では、学説の予想とは異なり、イタリア憲法第一一七条は論点として扱われていないものが確認できる。⁽⁷³⁾とはいえ、欧州人権条約は引き続き、憲法審査の基準となる憲法規定の解釈にも、憲法審査の対象となる法律規定の解釈にも基準として依拠され、イタリア憲法第一一七条が取り扱われていなくとも、欧州人権条約の解釈の基準としての重要性が認識されていることがうかがえる。⁽⁷⁴⁾

2 イタリア破毀院

イタリア破毀院は、二〇〇二年判決第一〇五四二号等で、欧州人権条約に反する国内法令は国内通常裁判官によって適用排除されうると判示した。⁽⁷⁵⁾このイタリア破毀院の判示は、国際条約に抵触する国内法令はイタリア憲法第一一七条一項の間接的違反によりイタリア憲法裁判所により違憲無効とされると予想していた学説とは異なるもので

あった。イタリア破毀院が示した、欧州人権条約に反する国内法令が国内通常裁判官によって適用排除されるという手続は、直接効果を有するEU法に反する国内法令を国内通常裁判官が適用排除する手続と同様である。この場合、イタリア憲法裁判所による国内法令の違憲無効化手続を経ない。つまり、国内法令と直接効果を有するEU法との抵触の問題は、イタリア憲法裁判所の判断を介することなく、国内通常裁判所かぎりで解決することができる。

その他にも、憲法第一一七条改正後のイタリア破毀院の判例は、欧州人権条約法の直接適用可能性⁽⁷⁷⁾、国内法の適合解釈⁽⁷⁸⁾、抵触国内法の通常裁判官による適用排除⁽⁷⁹⁾を判示したものがあつた。直接効果を有するEU法の場合と同様の手続によつて欧州人権条約と国内法令との抵触を解決することは、イタリア憲法裁判所との関係におけるイタリア破毀院の権限の強化にもつながる。このようなイタリア破毀院の姿勢は、イタリア憲法裁判所との間の権限争いの様相を呈したものであるとの分析がある⁽⁸⁰⁾。

3 イタリア国務院

一方でイタリア国務院は、この時期、欧州人権条約の序列は通常法律の序列と同一であるので、EU法と異なり、欧州人権条約と抵触する国内後法が適用排除されることはありえないことを確認していた⁽⁸¹⁾。

4 その他の裁判所

憲法第一一七条改正後のその他の裁判所の判例には、欧州人権条約に抵触する国内法の通常裁判官による適用排除を支持するものが散発している。また、その理由として、欧州人権条約がEU法化されたとの指摘をするもの⁽⁸²⁾、EU

法化された訳ではないが、EU法も有する特徴を欧州人権条約も備えているという点を指摘するものがある。⁽⁸⁴⁾

5 立法による対応

この時期、イタリア立法府は、欧州人権条約との適合性の確保に向けて対応を行っている。

その一つは、下院に設置された「欧州人権裁判所判例常設オブザーバトリー」(Osservatorio Permanente delle Sentenze della Corte Europea dei Diritti dell'Uomo) (以下「常設オブザーバトリー」)である。同機関は、欧州審議会の議員会議のイタリア代表団および法廷作業部会に対する法的助言を行うために、欧州人権裁判所判例を収集し、体系的に整理し、情報の普及に貢献している。また常設オブザーバトリーは、国内法を欧州人権条約基準に適合させるための起草や改正の際の助言等を行っている。⁽⁸⁵⁾

二〇〇六年一月には、欧州人権裁判所判決の遵守を確保するためのAzzolini法⁽⁸⁶⁾が採択された。同法は、イタリアに対する欧州人権裁判所の判決の遵守を確保するための総理大臣の権限および義務を規定している。総理大臣は、欧州人権裁判所の判決について時宜を得て議会に報告し、判決の履行に関する議会への年次報告を起草しなければならぬ。⁽⁸⁷⁾

(七) イタリア憲法裁判所の双子判決(二〇〇七年判決第三四八号⁽⁸⁸⁾および第三四九号⁽⁸⁹⁾)

このように、欧州人権条約の国内法秩序における位置づけがより重要なものとなってきたなかで、国内通常裁判所は、究極的なジレンマを抱えていた。すなわち、仮に欧州人権裁判所により欧州人権条約違反と判示されたイタ

リア憲法判例にしたがって判決を下した場合、当該判決がイタリア国内で上級審により覆される可能性を排除できるが、欧州人権条約違反の状態が解消できない。逆に、イタリア憲法判例を欧州人権条約違反と判示した欧州人権裁判所判例にしたがって判決を下した場合、当該判決はイタリア国内の上級審により覆される可能性が残る⁹⁰。

イタリア破毀院は、このようなジレンマを解決すべく、二〇〇六年の決定⁹¹によつて、自らイタリア憲法裁判所に質問を行った⁹²。すなわち、イタリア憲法裁判所によりかつて合憲と判断された国内法令が、欧州人権裁判所により欧州人権条約違反と判断された場合、イタリア憲法上どちらにしたがわねばならないのか、という問題でもある。

1 事案

二〇〇七年判決第三四八号および第三四九号で審理された事例では、いずれも市場価格を下回る土地収用の損失補償額を許容する国内法の合憲性および欧州人権条約違反が争点であった。

同国内法について、イタリア憲法裁判所は、過去、イタリア憲法第四二条に適合していると判断していたが⁹³、欧州人権裁判所は、欧州人権条約第一議定書第一条に規定された「財産の平和的な享有」の違反であると判断していた⁹⁴。

2 判旨

イタリア憲法裁判所は、両事件について、国内法が、欧州人権条約第一議定書第一条に抵触し、したがってイタリア憲法第一一七条一項違反であると宣言した。

イタリア憲法裁判所は、EUF法規定と異なり、「いかなる国家主権の制限もみうけられない」ため、欧州人権条約

規定については、憲法第一条が考慮されなかった判例を再確認した。欧州人権条約は、国家に対して拘束力を生じる国際条約規定であって、国内法規範における直接効果を生じない。つまり、訴訟において欧州人権条約規定を適用し、同時に欧州人権条約規定に抵触する国内法規定を適用排除する権限は、国内通常裁判官には認められないことになる。

次にイタリア憲法裁判所は、EU司法裁判所によって欧州人権条約規定の基本権がEU法の一般原則として位置づけられたことにより、間接的にイタリア憲法第一条の憲法判断基準としての関連性が認められる可能性も否定した。その理由として、確かにEU司法裁判所判例によれば、基本権はEU法の一般原則の一部であり、加盟国に共通な憲法的伝統および特に欧州人権条約に着想を得つつEU裁判官は基本権の遵守を確保せねばならないが、そのような基本権は、それが適用可能な事案に関してのみ関連性を有する点を指摘した。つまり、EU措置や、EU法規定を実施する国内措置、および基本権遵守の観点から正当と認められるEU法規定の適用が除外される国内措置が問題となっている事案においてである。それ以外の事案における欧州人権条約と加盟国の法規範との関係については、各加盟国の法規範により確固として規律される問題となる。

また、イタリア憲法第一条一項の新条文の意義については、以下のように判示した。

イタリア憲法第一一七条一項により、条約規定は「中間規範 (norma interposta)」(後述)としての位置づけを一般的に得る。結果として、国内通常裁判官は、規定の文言が許容する範囲内で、国内法を国際条約規定に適合する形で解釈することとなる。それが不可能な場合、または「中間規範」である条約規定との国内法規定の適合性に疑義がある場合、国内通常裁判官は、まさに本件で行われたように、イタリア憲法第一一七条一項の合憲性に関する質問をイ

タリア憲法裁判所に付託せねばならない。

憲法審査の際、仮に中間規範たる欧州人権条約法がイタリア憲法規定と抵触しているとすれば、イタリア憲法裁判所は、当該中間規範の補完的違憲審査基準としての不適合性を宣言し、規定の手続きにより、イタリア司法規範より排除する。欧州人権条約規定は、憲法審査基準を補完する規定であり、にもかかわらず憲法の下位に留まるものであるので、憲法に適合していることが必要となる。欧州人権条約規定は、EU法規定と異なり、「中間規範」としての欧州人権条約規定の合憲性の審査の際の精査は、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権の違反の事例に限定されず、すべての憲法規定との抵触におよぶ。

このように、イタリア憲法裁判所によれば国内法の憲法審査の際に欧州人権裁判所の判決が無条件に拘束力を有するということは認められない。イタリア憲法規範は、イタリアが憲法第一条の規定により主権の制限を伴うことを認めたEUのような国際機関が定立する法規範以外の外部の法規範によっては修正されえない。

3 考察

（1） 欧州人権条約の国内法令に対する優越性？

本判決においてイタリア憲法裁判所が明らかにしたのは、立法府および国内裁判所が国際条約規定に適合するように国内法の採択および解釈を行う義務が、イタリア憲法上存することである。⁹⁶ 本判決により、イタリア憲法裁判所によつて国際条約に反する国内立法はイタリア憲法第一一七条一項に違反するとされたことにより、法律に対する国際条約の優位が実質的に確保されることが明らかになった。⁹⁷

欧州人権条約は、新たなイタリア憲法第一一七条一項に基づき、「超立法的」(supra-legislative) 序列が与えられる。その意味は、国内法令は、イタリア憲法裁判所により、イタリア憲法のみならず、欧州人権条約との適合性をも審査されるという意味である。その際、イタリア憲法裁判所は、憲法審査の判断基準として、欧州人権条約の規定のみならず、欧州人権裁判所の解釈にも従う。その結果欧州人権条約法に抵触する国内法令は、イタリア憲法第一一七条一項の違反により、違憲となるのである。⁽⁹⁸⁾ このようなイタリア憲法第一一七条にもとづく違憲審査の基準たる性質を、「中間規範」(norme interposte/intermediate norm) と呼ぶ。⁽⁹⁹⁾

このような欧州人権条約に基づく国内法令の審査は、イタリア憲法裁判所の排他的な権限である。つまり、欧州人権条約がEU法と同様に国内法令に対して優越し、その結果、欧州人権条約に反する国内法令は国内通常裁判官によつて適用排除されると判断した、イタリア破毀院や、その他の下級審の判理は採用されなかった。⁽¹⁰⁰⁾

その理由は、欧州人権条約制度とEU法制度とが構造の面で異なるというものである。例えば、欧州人権条約には先決付託手続がなく、国内裁判所は欧州人権裁判所と直接に対話をしないという点で、EU法制度とは異なる。⁽¹⁰²⁾ また、欧州人権条約は、EU法と異なり、加盟国全域における厳密な統一的適用を要求していない。すなわち、欧州人権条約は、同第五三条⁽¹⁰³⁾によれば、下限設定基準 (minimum standard) に過ぎない。⁽¹⁰⁴⁾ 言い換えれば、欧州人権裁判所と国内裁判所との関係は、EU法のように優越性の原則によつて規律されるのではなく、補完性の原則によつて規律されるという点で、EU法と国内法との関係とは異なる。つまり、欧州人権条約制度は、「裁量の余地」(margin of appreciation) 理論に基き、国内法において欧州人権条約上の権利をどのように保護するか、また欧州人権条約が国内法に対してどのように優越するかという点について、加盟国に選択する自由を与えている。⁽¹⁰⁵⁾ 欧州人権裁判所の役割

は、国内法に基づく履行によって、私人に過度な、または受け容れ難い負担が課されないよう確保するために、特定事例を国際的に監督するものである¹⁰⁶。人権の保護を第一義的に担うのは国内裁判所であって、国内裁判所には、国内法令を欧州人権条約に照らして解釈する義務が課される。国内法令が、欧州人権条約に照らし、解釈によって回避が不可能な程度に抵触している場合、国内裁判所は、事案をイタリア憲法裁判所に移送し、同法令のイタリア憲法第一一七条一項違反による違憲宣言を得ねばならない¹⁰⁷。このような制度によりイタリアは、人権を尊重し、ならびに、その管轄において全ての者に対し欧州人権条約上の権利および自由を確保せねばならないという欧州人権条約第一条の国際的義務を、完全に履行することができる¹⁰⁸と評価された。

(2) 「対抗限界」 (Counter-limits) ?

同時に他方でイタリア憲法裁判所は、欧州人権条約規定および欧州人権裁判所によるそれらの適用がイタリア憲法と適合するか否かを判断する権限を留保した。これは、EU法とイタリア法との関係について *Granital* 事件判決でイタリア憲法裁判所が採用した立場 (イタリア憲法裁判所は、EU法のイタリア憲法の基本原則および不可侵の人権との適合性を審査する権限を留保した¹⁰⁹) を、欧州人権条約とイタリア法の関係においても適用するものであるとし、EU法の場合と同様「対抗限界」という用語で表現されることがあるが¹¹⁰、対EU法との関係での対抗限界と、対欧州人権条約とのそれとは、以下のように異なることに注意が必要である。

まず、EU法の場合は、EU法に対する対抗限界は、イタリア憲法規定のうち、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に該当する規定のみである。

他方、欧州人権条約の場合は、欧州人権条約は、イタリア憲法第一一七条により法律の違憲審査の際の中間規範となるとはいえ、それ自体はあくまでも通常の法律と同等の序列のものであるという前提であるので、憲法の下序列にある。したがって、欧州人権条約に対する「対抗限界」は、イタリア憲法全体である。このことは、立法府および国内裁判所は、国際条約規定に適合するように国内法の採択および解釈を行う義務があるが、イタリア憲法上の人権規定を国際条約に照らして解釈する義務は、イタリア憲法上存しないことと一貫している⁽¹¹⁾。したがって、イタリア憲法裁判所は、欧州人権裁判所の影響を免れ、国内法の境界を守りつつ、国内法における人権保護で主導的役割を果たすことができる⁽¹³⁾。

このように、イタリア憲法裁判所は欧州人権条約をイタリア憲法の下位に位置づけている。ということは、「対抗限界」の概念が元来、EU法のイタリア憲法に対する優越性に対抗するための概念であることを想起し直すと、そもそもイタリア憲法には優越しないとされている欧州人権条約の場合に「対抗限界」の用語を使用することは不適切であろう。ただ、今後のイタリア法と欧州人権条約法の関係の進展により、もし欧州人権条約法のイタリア憲法に対する優越性が認められる事態になれば、そのような欧州人権条約法の優越性に対してイタリア憲法裁判所が掲げるであろう留保は、「対抗限界」と呼ぶべきであろう。

(八) 双子判決以降のイタリア判例

双子判決以降のイタリア判例には、双子判決を下したイタリア憲法裁判所自身はもちろん、イタリア破毀院、イタリア国務院もイタリア憲法裁判所の双子判決を確認するものが見受けられる。ただ、一部の国内裁判所は、欧州人権

条約と抵触する国内法の国内通常裁判官による適用排除を認める以前の破毀院判例を支持するものもあった。

1 イタリア憲法裁判所

イタリア憲法裁判所は、自身の双子判決以降、実際に欧州人権条約違反を疑われる国内法をイタリア憲法第一一七条の違憲の問題として審査するという判理を踏襲していく¹⁴。

2 イタリア破毀院

イタリア破毀院は、二〇〇八年判決第五九九号¹⁵にて、イタリア憲法裁判所の双子判決を反映し、収用の補償として、イタリア憲法裁判所により違憲と判断された国内法にもとづく市場価格を下回る価格ではなく、完全市場価格を採用する判断を行なった。

また、二〇〇九年判決第一〇四一五号¹⁶にて、イタリア憲法裁判所の双子判決の内容を敷衍し、国内通常裁判官は第一に、欧州人権裁判所判例にしたがった欧州人権条約規定に適合的に国内法を解釈せねばならないこと、第二に、適合解釈が可能でない場合には、イタリア憲法第一一七条違反の違憲訴訟を提起せねばならない旨を確認した。

3 イタリア国務院

イタリア国務院も、二〇〇七年判決第五八三〇号¹⁷にて、イタリア憲法裁判所の双子判決の結論を反映する判示を行なった。

4 その他

その他の下級裁判所には、イタリア憲法裁判所の判示に反する判断を行なったものもある。

二〇〇八年一月一六日ラヴェンナ地裁判決¹⁸は、イタリア憲法裁判所の双子判決の内容を、以下のように確認した。すなわち、イタリア憲法裁判所によれば、欧州人権条約規定は欧州人権裁判所による解釈を通じて日々変化する(vivono)ものであり、国内通常裁判官に対して拘束力を有するが、国内通常裁判官は欧州人権条約規定を前にして国内法を適用排除することはできない。

次にラヴェンナ地裁判所は、イタリア憲法裁判所の双子判決ではなく、双子判決以前のイタリア破毀院判例(二〇〇五年判決第二八五〇七号)を支持した。その理由として、イタリア破毀院判例のほうが、欧州人権条約規定の直接的な裁判規範性(immediata precettività)を認めることにより、ヨーロッパ領域における基本権により実効性を与える姿勢である点を示した。

(九) リスボン条約以降のイタリア判例

前述の通り、EUは、リスボン条約によるEU基本条約の改正にて、EU基本権憲章にEU基本条約と同等の法的拘束力を付与し、欧州人権条約への将来の加入を規定し、また、従来のEU法の一般原則としての基本権保障の仕組みも維持した。このような新たなEU基本条約を、イタリアは、二〇〇八年法律第一三〇号により批准承認・施行命令した。¹⁹リスボン条約による新たなEU基本条約体制は、二〇〇九年一月二日より発効している。

EU条約第六条二項規定のEUによる欧州人権条約への加入のためには、加入協定が合意されて、すべての締約国

およびEUにより署名、批准される必要がある。加入協定は、EU司法裁判所を含むEU諸機関および加盟国に対し、EU機能条約第二一六条二項にもとづき、法的拘束力を有する¹²⁰。EUが締結した国際条約としての欧州人権条約に対しては、EU法秩序内ではEU基本権憲章および法の一般原則が欧州人権条約に優越する¹²¹が、同時に、EU機能条約第六条三項により、欧州人権条約は法の一般原則の範囲内に組み入れられており、EU基本権憲章第五二条により、欧州人権条約はEUにおける基本権保障の下限基準として参照され、また、EU基本権憲章第五二条三項により、EU基本権憲章に含まれる権利は、欧州人権条約により保障される基本権に相応するときには、同一の解釈を付与される(ただし、それよりも広範な保護を妨げるものではない)¹²²。

1 イタリア憲法裁判所

リスボン条約以降のイタリア憲法裁判所判例は、引き続き、双子判決以降の判例と同様、欧州人権条約違反を疑われる国内法をイタリア憲法第一一七条の違憲の問題として審査する判例を維持し、国内法が欧州人権条約違反につきイタリア憲法第一一七条違憲と判断された事例もある¹²³。しかし、これら判示におけるリスボン条約による新たなEUの基本権保障体制の影響は特に見られない。

2 イタリア行政裁判所

しかし、リスボン条約発効後のイタリア行政裁判所判例には、リスボン条約によるEU基本条約の改正により、欧州人権条約のイタリアにおける法的性質に変化が生じたとするものが散見された。

(1) 二〇一〇年三月二日イタリア国務院判決第一二二一〇号¹²⁴

本判決では、リスボン条約によるEU条約第六条の修正を根拠に、欧州人権条約がイタリアにおいて直接適用可能になったと判示されている。しかし、なぜ欧州人権条約が「直接適用可能」となったのか、その根拠については明確にされていない。新たなEU条約第六条の規定のうち、一項のEU基本権憲章規定と重複する欧州人権条約規定にEU法上の基本権として直接効果を認めるのか、二項のEUが加入する予定である欧州人権条約の規定にEU法としての直接効果または国際条約としての直接適用可能性を認めるのか、三項のEU法の一般原則と認められる欧州人権条約規定にEU法上の基本権として直接効果を認めるのか、それともEU条約第六条全体の修正を根拠に、EUがEU法射程外の事案においても欧州人権条約と国内法との関係についてEUレベルで共通化する権限を獲得したと解釈して（EU条約第六条の文言からはそのような解釈は不可能であると思われるが）欧州人権条約とイタリア法との関係が全般的にEU法によって規律されるという理由で欧州人権条約にEU法と同様「直接効果」を認めるのか、はたまた、EU条約第六条の修正によるEU法上のEU権限の変更はないが、EU条約第六条の修正に対するイタリア法の側による対応として、EU法の射程外の事案、つまり本来イタリア法上の問題である従前の欧州人権条約とイタリア法の関係を修正し、欧州人権条約法に直接適用可能性を認めるに至ったのか、明確にされていない。

(2) 二〇一〇年五月一八日ラツィオ行政裁判所判決第一一九八四号¹²⁵

本判決では、前述のイタリア国務院判決で明らかにされなかった点について具体的に示された。すなわち、リスボン条約によるEU条約第六条二項の追加、および三項の規定により、欧州人権条約規定がEU法内部の原則として認

められ、EU法としてイタリア憲法第一条にもとづきイタリアにおいて「直接運用せらるる」、つまり直接効果を有すると判示されている。この論理は、リスボン条約により欧州人権条約がEU法となり、EU法である欧州人権条約が関連する事案は自動的にEU法の射程内に入り、欧州人権条約と国内法との関係についてはEU法にしたがい解決する、と解釈するものであり、EU条約第六条の文言からはそのような解釈は不可能であると思われる。

まず、EU条約第六条二項は、「欧州人権条約への加入は、基本条約に定める連合の権限に影響を及ぼすものではない」と規定している。しかも、EUによる欧州人権条約への加入は、そもそも実現していない。また、EU条約第六条三項は、従前の判例およびそれを明文化したマーストリヒト条約版EU条約第F条二項を受け継ぐ規定である。従前の判例は、EUおよびEU法の射程内で行動するEU加盟国は、EU法の一般原則としての欧州人権条約の基本権を遵守せねばならないというものであり、EU法の射程「外」で行動するEU加盟国は、EU法の一般原則としての欧州人権条約に拘束されるのではなく、国際法としての欧州人権条約に拘束される。つまり、国際法としての欧州人権条約と加盟国法との関係は、当該加盟国の憲法にしたがい決定される問題である。こうした判理は、すでにマーストリヒト条約版EU条約第F条二項導入の際にすでに確立していたのであり、リスボン条約による基本条約の改正後のEU条約第六条三項はこれを引き継いだものである。

したがって、ラツィオ行政裁判所の判示には欠陥があると思われる。

(3) 二〇一〇年九月一五日TARロンバルディア判決第五九八八号¹²⁶

本判決では、欧州人権条約関連事案がEU法との関連性を有する場合に国内法秩序に入り込んだ途端、優越性、直

接効果、抵触国内法の適用排除等、EU法のすべての性質を備えることとなるが、EU法により媒介され（*veicolati*）ない欧州人権条約上の権利は、EU法と異なる制度のもとに置かれることとなることが確認された。また、リスボン条約がEUの欧州人権条約への加入を規定したこととの含意として、その実現の時点まで欧州人権条約規定は直接適用可能（*direttamente applicabili*）ではないと考えねばならないと判断した。そして、欧州人権条約への加入によって、欧州人権条約がEU基本条約と同質になるのか、それとも、EU基本条約にも含まれると認められる欧州人権条約上の権利が、EU法の一般原則と同じく中間の序列を保つのか、またはEU司法裁判所の判断とは無関係に自律的に関連性を有するのか（この場合、EU基本権憲章に「EU基本条約と同一の法的性質」を付与する規定と、欧州人権条約がEU法の一般原則としてEU法に受容されるとするEU条約第六条三項との間に相違が生まれるものと考えられる）、議論するにはまだ尚早であるとの、慎重な考察を行なっている。

(4) 二〇一〇年九月二十九日イタリア国務院判決第七二〇〇号⁽¹⁷⁾

本件では、イタリア国務院は、まず、イタリア憲法第一一七条一項およびEU条約第六条三項により、欧州人権条約が国内法秩序において「直接の関連性（*diretta rilevanza*）」を有することを前提として確認した。

次に、イタリア国務院は、イタリア憲法裁判所の双子判決の内容を確認した。すなわち、欧州人権条約に抵触する国内法は、イタリア憲法第一一七条一項が規定する「国際義務」と抵触するために、イタリア憲法の違反となることが前提である。そして、国内裁判官は国内法規定を、当該国内法の文言が許容する範囲内において、イタリア憲法および欧州人権条約に適合するように解釈（*interpretazione "convenzionalmente" orientata*）せねばならない。しかし、その

ような国際条約に適合的な解釈が不可能である場合には、国内裁判官は、イタリア憲法裁判所にイタリア憲法第一一七条一項違憲の問題を付託せねばならない。このようにイタリア憲法裁判所の双子判決の内容を正確に確認した上で、イタリア国務院は、家族を引き離すことになるため欧州人権条約に違反する行政決定（第三国国民の滞在許可延長の不許可）を取り消した。

このように、リスボン条約発効後のイタリア行政裁判所判例には、リスボン条約によるEU基本条約の改正により、欧州人権条約のイタリアにおける法的性質に変化が生じたとし、EU法と同様の扱いをするものが散発し始めた。

（二〇）二〇一二年三月二日イタリア憲法裁判所判決第八〇号と最新判例

欧州人権条約にEU法と同様の性質を認める上記の国内裁判所の判例に対し、イタリア憲法裁判所は、二〇一一年判決第八〇号により、再度、欧州人権条約に抵触する国内法の通常裁判官による適用排除を否定する判示を行った。¹²⁸

1 事案

二〇〇九年一月二二日付決定（ordinanza）により、イタリア破毀院は、一九五六年十二月二七日法律第一四二三号第四条（安全および公衆道徳を理由とした危険人物に対する予防措置）、および一九六五年五月三一日法律第五七五号第二條の三（マフィアおよび外国犯罪組織に対する規定）の、「当事者の要請により予防措置手続が公開の法廷で行われることを認めない」部分における、イタリア憲法第一一七条一項の合憲性に関する質問を提起した。

イタリア破毀院によれば、二〇〇七年一月二三日 Bocellari および Rizza 対イタリア事件判決において欧州人権裁判所は、欧州人権条約第六条一項により保障される司法手続の公開原則が、裁判に服する者を公の監視の目を逃れる秘密裁判から保護するものであり、裁判官への信頼を維持するための適切な手段であつて、公正な裁判手続の実施に資することを判示した。欧州人権裁判所によれば、欧州人権条約第六条一項は、司法当局が事案の性質を考慮し裁判の公開原則から逸脱する可能性を排除しているわけではない。しかし、イタリア法規範における予防措置の適用手続で生じるように、訴訟手続が一般的かつ絶対的な規定にもとづいて非公開で行われ、裁判に服する者が公開の裁判を要求する可能性を与えられていない場合は、事情は異なる。そのような手続は、欧州人権条約第六条一項に適合するとは考えられない。

2 判決

本件でイタリア憲法裁判所は、以下のように判示した。

まず、双子判決でも示されたように、EU司法裁判所判例ないしマーストリヒト条約版EU条約第F条が「EU法の一般原則」として欧州人権条約規定が保障する基本権に言及したことから、欧州人権条約がイタリア憲法第一条の射程に入るといふ帰結は導かれないこと、および欧州人権条約に抵触する国内法規定を適用しない権限ないし義務は通常裁判官にはないこと、ならびに「欧州人権条約の規定に関しては、いかなる国家主権の制限も確認できないため」、欧州人権条約に関してはイタリア憲法第一条が考慮されないことを再確認した。

次に、リスボン条約によるEU法上の基本権保障について、以下のように考察した。

EU条約第六条がリスボン条約により修正された結果、EUにおける基本権保障は、第一にEU基本権憲章、第二にEUが加入をした後の欧州人権条約、および第三に欧州人権条約に規定され、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する「法の一般原則」を通じて行われる。しかし、本件の事案に関しては、これらの基本権保障規範のいずれも、欧州人権条約にEU法の直接効果を求めるものではない。

特に、EU条約第六条二項規定のEUの欧州人権条約への加入は、いまだ実現していないため、直接効果は導かれえない。同条の効力がどのようなものになるかは、EUの欧州人権条約への加入が実現される際の態様によることになる。

さらに、EU条約第六条三項に言及されている「法の一般原則」としての欧州人権条約は、マーストリヒト条約版EU条約第F条二項の枠組を受け継いだものである。すなわち、「法の一般原則」は、EU法が適用する事案においてのみ関連性を有するが、国内法によつてのみ規律される事案においては関連性を有しない。

この点については、EU基本権憲章についても妥当する。EU条約第六条一項は、EU基本権憲章の規定が基本条約に規定されたEUの権限を拡張するものではないことを規定している。リスボン条約の附属宣言も同様の内容を示している。EU基本権憲章第五条は、明示的に、「EU基本権憲章の規定は、補完性の原則を遵守しつつ、EUの諸機関、およびEU法の実施を行う際の加盟国に対してのみ適用する」と規定している。このことから、EU基本権憲章がEUの権限を越えて基本権保障の制度を創設することを否定しているし、司法裁判所も、リスボン条約の発効以前も以後も、そのように判示している。したがって、EU基本権憲章が適用可能であるには、事案がEU法によつて規律されており、EU法と関連を全く有しない国内法のみによつて規律されていないということが前提となる

が、本件では、そのような前提を欠く。

以上の考察により、イタリア憲法裁判所は、本件において、国内通常裁判官は、欧州人権条約第六条一項に抵触すると考えられる国内法規定を適用排除する (non applicare) 権限を有するとは考えられないと判示した。

3 考察—リスボン条約による欧州人権条約の「EU法化」(「EU基本」条約化) (trattativizzazione) c.1—

本件では、リスボン条約による欧州人権条約の「EU法化」によるイタリア法における欧州人権条約の位置づけについての判示が行われた (なお、リスボン条約による欧州人権条約の「EU法化」は、リスボン条約による改正により、EU基本条約に欧州人権条約へ言及した規定が拡充されたことに鑑み、「EU基本」条約化) (trattativizzazione) と称されるが、以下では「EU法化」と呼ぶ。

結論としては、リスボン条約による欧州人権条約の「EU法化」によるイタリア法における欧州人権条約の位置づけに変更はない。

(1) イタリア法秩序におけるEU法の射程内外による欧州人権条約の位置付けの相違

二〇一一年判決第八〇号では、双子判決の判理が再確認され、それはリスボン条約の影響を受けるものではないことが明らかになった。

つまり、欧州人権条約は、EU法の射程内では、欧州人権条約法が、EU基本権憲章の「同等性条項」を介してであれ、EU法の一般原則としてであれ、EU法に媒介される場合、EU法上の基本権として、当該欧州人権条約法に

イタリア憲法第一条の射程が及ぶ。その結果、当該欧州人権条約法はEU法としてイタリア法に対する優越性が認められ、抵触するイタリア国内法は通常裁判官により適用排除されうる。そのようなEU法としての当該欧州人権条約法の優越性がイタリア法により否定されるのは、当該欧州人権条約法が「対抗限界」、すなわちイタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に抵触する場合のみである。

一方、欧州人権条約は、EU法の射程外では、イタリア憲法上は通常の一般的な国際条約の一であるので、イタリア憲法第一条の射程が及ばない。結果、当然欧州人権条約法には、イタリア法に対するEU法としての優越性が認められず、よって抵触するイタリア国内法を通常裁判官が適用排除することはできない。欧州人権条約法とイタリア国内法の抵触の際には、適合解釈が不可能な場合、通常裁判官は、国際的義務の遵守を定めるイタリア憲法第一条七条の違憲訴訟をイタリア憲法裁判所に提起せねばならない。つまり、欧州人権条約法の優越を、EU法の場合のように通常裁判官が確保することができず、欧州人権条約法の場合はイタリア憲法裁判所に委ねなければならない。そしてイタリア憲法裁判所は、欧州人権条約法が、「対抗限界」(イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権)のみならず、いずれのイタリア憲法規定であれ、イタリア憲法に抵触する場合、欧州人権条約法の優越を否定することになる。

このような説明を次の RESCIGNO のイタリア法規範の階層構造の図¹²⁹に当てはめてみると、次のようになる。

- ① イタリア憲法第一条
- ② 「対抗限界」(イタリア憲法の侵されざる人権と基本原則)
- ③ EU基本条約 (EU基本権憲章の同等性条項を介した、またはEU法の一般原則に該当する欧州人権条約法)

- ④ EUが締結した国際条約
- ⑤ EU派生法
- ⑥ イタリア憲法(②「対抗限界」を除く)
- ⑦ イタリア憲法改正法律、その他憲法的法律
- ⑧ 国際法(慣習法・条約法)義務(EU法の射程外の欧州人権条約法)
- ⑨ イタリア通常国内法

このように、欧州人権条約法は、EU法の射程内では③の序列が認められるのに対して、EU法の射程外では⑧の序列しか認められないこととなる。

(2) 学説の反応

このような、双子判決から引き続き、二〇一一年判決第八〇号でも維持されたイタリア憲法裁判所の判理について、学説の反応は総じて批判的といえる。³⁰⁾

欧州人権条約の位置づけは、その法的効力が欧州人権条約自体によつては決定されないのが現状である。つまり、欧州人権条約は、EU法の射程内ではEU法によつてその性質が決定され、EU法の射程外ではイタリア法(各締約国法)によりその性質が決定される。同じ欧州人権条約法であっても、事案が異なれば異なる結論が導かれる。

例えば、EUレベルで経済活動を行う者は、EU法としての欧州人権条約法にもとづき、ときには直接効果を通じ

て、自らの人権を保障させることができるのに対して、弱小の事業者で、国内のみで経済活動を行う者は、まったく同一の欧州人権条約法が認める人権であっても、EU法としての欧州人権条約法ではなく、イタリア法秩序の下での欧州人権条約法として適用され(または適用されず)、人権を保障させることができないということが、理論的には起こりうる。つまり、同じイタリア市民の間にも差別的取扱いが許容される事態を生じうるのである⁽³¹⁾。

また、差別的取扱いは、イタリア市民と他の加盟国のEU市民との間でも生じうる。同一の問題でも、イタリア市民がイタリア政府を相手取って訴訟をする場合と、他の加盟国のEU市民がイタリア政府を相手取って訴訟をする場合では、前者の場合には「全く国内的な状況」としてEU法との関連性が否定される可能性が高くなる一方で、後者の場合にはEU法の問題とされる可能性が高くなる。結果として、後者の場合に、他の加盟国のEU市民は、EU法としての欧州人権条約法にもとづき、ときには直接効果を通じて、自らの人権を保障させることができるのに対して、前者の場合に、イタリア市民は、まったく同一の欧州人権条約法が認める人権であっても、EU法としての欧州人権条約法ではなく、イタリア法秩序の下での欧州人権条約法として適用され(または適用されず)、人権を保障させることができないということが、理論的には起こりうる⁽³²⁾。このようなイタリア市民と他の加盟国のEU市民との間の差別については、EU法の観点からは問題とされないが、イタリア憲法の観点からは、まさにイタリア憲法三条規定の差別禁止原則違反の可能性が高い⁽³³⁾。

このような状況は、イタリア憲法第一条の解釈が形式的に過ぎるために生じているのであるが、STROZZIは、このような不平等を生じる教条主義的な理論を放棄して、より実効的な基本権保障を選択すべきであると主張している⁽³⁴⁾。学説一般も、欧州人権条約を、特にイタリア憲法第一条、およびその他の憲法規定(例えば憲法の人権関連規定)

の射程内に含めて解釈すべきとの主張が大勢を占めている。¹³⁵ VILLANIは、イタリア憲法第一条により、欧州人権条約に反する国内法を通常裁判官が直接に適用排除するべきであると主張する。¹³⁶

FERRAROは、イタリア憲法第一条（のみならず、イタリア憲法第二条、および一部の側面についてはイタリア憲法第一〇条一項）にもとづき欧州人権条約に自らの拘束力（un suo valore vincolante）を認めるようにするのが望ましいと主張する。¹³⁷ RUGGERIは、イタリア憲法第一〇条や第一条以前に、第二条および第三条の射程に欧州人権条約を含め、欧州人権条約の位置づけを「憲法未満（subcostituzionale）」のものから格上げすべきであると主張する。¹³⁸

欧州人権条約をイタリア憲法第一条の射程に含める根拠としては、CAIANIELLOは、欧州人権条約法がEU条約第六条を通じて、EU法の第一次法と同等となったことの重要性を指摘する。¹³⁹ これは、一部の国内裁判所が何度か示した主張に沿うものである。また、IMMEDIATOは、イタリア憲法第一条の「主権の制限」を広義で捉え、「主権の制限」は通常条約によってももたらされうる、つまり欧州人権条約法も「主権の制限」をもたらすので、イタリア憲法第一条の射程で捉えるべきであると主張する。¹⁴⁰ このような見解をとれば、確かにイタリア憲法第一条が規定する「主権の制限」を伴う法制度は、EU法に限らない。また、イタリア憲法第一条が規定する「諸国間の平和と正義を確保する制度」も、EUに限らない。よって、イタリア憲法第一条規定の「『諸国間の平和と正義を確保する制度』に必要な『主権の制限』」という文言の射程には、欧州人権条約のみならず、国際人権規約等の国際人権保障制度も入る可能性が開かれることになる。RANDAZZOは、欧州人権条約を含む「国際人権憲章（Carte internazionali dei diritti）」をいずれかの憲法規定の射程に捉えることを否定するのは困難であると論じている。¹⁴¹

とはいえ、欧州人権条約法、ひいてはEU法のような、外部の法秩序をイタリア法がイタリア憲法第一条を根拠

に自動的に受容することについては、特に、公立学校における十字架設置や同性婚等の機微な問題が欧州人権裁判所で扱われる際等に際立つように、慎重な立場も見られる。¹⁴² ROSSIは、イタリア憲法第一一七条の考察の際に、国内通常裁判官がイタリア憲法裁判所のフィルターを通さずに全ての国際条約を直接適用してしまうことは危険であると¹⁴³している。

4 最新判例

最近のイタリア憲法裁判所の事例には、欧州人権裁判所の判決を否定するものも登場している。二〇一二年判決第二六四号¹⁴⁴である。

（1） 事案

本件で問題となったのは、単年度および複数年度国家予算編成に関する二〇〇六年二月二七日法律第二九六号（以下、「二〇〇七年財政法」）第一条七七七項と、欧州人権条約第六条一項との関係であった。

二〇〇七年財政法第一条七七七項は、一般強制保険年金の増額および新計算方法に関する一九六八年四月二七日大統領令第四八八号第五条二項の解釈を明確にするもので、外国での収入は、同一期間にイタリアで支払われた年金額に対して規定されたものと同じパーセンテージとなるよう、その割合が調整されねばならない旨を規定していた。

イタリア憲法裁判所は、すでに二〇〇八年判決第一七二号により、二〇〇七年財政法のイタリア憲法第三条、三五条、および三八条の合憲性に関する疑義について、根拠がないと判断していた。

しかしその後、欧州人権裁判所は、二〇〇七年財政法が欧州人権条約に適合しないと判示した¹⁴⁵。本件は、イタリア憲法裁判所が合憲と判断したものの、欧州人権裁判所が欧州人権条約違反と判断した国内法を、再度どのように判断するのかが問題となった事案であった。

(2) 判旨

本件でイタリア憲法裁判所は、初めて欧州人権裁判所の欧州人権条約違反の判断から逸脱した¹⁴⁶。

まずイタリア憲法裁判所は、欧州人権裁判所が、遡及的立法による介入による危険性を凌駕するほど一般的利益が十分に優越的であるとは「納得できない」とし、本件につきイタリアが欧州人権条約規定の原告の権利を侵害したと結論し、原告が置かれている手続の結論が原告に有利なものとなるよう保証するよう求め、断固とした姿勢で介入したことを想起した。

その上でイタリア憲法裁判所は、二〇〇七年財政法に関しては、遡及的立法を正当化する優越的な一般的利益 (preminenti interessi generali) が存在すると判断した。その理由は以下である。

二〇〇七年財政法の規定の効力は、イタリア憲法第八一条四項の義務を遵守しつつ、入手可能な財源と提供されるサービスとの間の一致を目指す社会保障制度の分野に影響を及ぼすものであり、また、一部の納税者の犠牲により一部の納税者を優遇する形で経済的資産を歪曲することを阻止することにより、かつ、平等と連帯の原則の尊重を保障することにより、制度自体の全体的な合理性を保証する (二〇〇八年判決第一七二号) ものである。このような平等と連帯の原則は、根本的な性質のものであるので、他のイタリア憲法上の価値との衡量において、優越的な地位を占め

る。

欧州人権裁判所の判決は、個別の権利に言及しつつ、様々な価値を部分的な方法で保障しようとするものである。欧州人権裁判所と異なり、イタリア憲法裁判所は、個別的ではなく、精査される規定に関連する価値の総合的な評価すなわち衡量を行う。

イタリア憲法裁判所はこのように判示し、結論として、本件合憲性についての疑義は根拠がないと宣言した。

(3) 考察

本件では、「最大限の保障の基準」(the criterion of the maximum standard of protection)¹⁴⁷が考慮された。すなわち、欧州人権条約による基本権保障とイタリア憲法による基本権保障とを比較して、欧州人権条約法によってイタリア憲法上の基本権保障が引き下げられるのであれば、欧州人権条約法はイタリア憲法上否定すべきであるが、欧州人権条約法によってイタリア憲法上の基本権保障が引き上げられるのであれば、欧州人権条約法はイタリア憲法上肯定すべきものであるという解釈原則である。ただし、欧州人権条約法による基本権保障と、イタリア憲法による基本権保障の程度を比較する際には、直接争点になっている基本権のみに着目して衡量するのではなく、当該基本権保障により影響を受ける、他のイタリア憲法規定が保障する利益も考慮せねばならない。

本件では、実際に、欧州人権条約第六条一項による基本権保障と、イタリア憲法第二五条による基本権保障とが比較された。欧州人権裁判所によれば、遡及的立法介入は、一般的利益にもとづく優越的理由が認められない限り、欧州人権条約第六条一項違反となる。そして本件遡及的立法介入は、一般的利益にもとづく優越的理由が認められない

ので、欧州人権条約第六条一項違反との結論である。

イタリア憲法裁判所によっても、遡及的立法介入は、一般的利益にもとづく優越的理由が認められない限り、イタリア憲法第二五条違反となる。しかし、欧州人権裁判所の判断と異なり、イタリア憲法裁判所の判断は、本件遡及的立法介入に関しては、一般的利益にもとづく優越的理由が認められるというものであった。その理由は、イタリア憲法上保障され、他のイタリア憲法上の価値との衡量において優越的な地位を占める平等と連帯の原則であった。イタリア憲法裁判所は、「個別の権利に言及しつつ、様々な価値を部分的な方法で保障しようとする」欧州人権裁判所の考察とは異なり、「総合的な評価、衡量」を行うのである。その総合的な評価、考量の結果として、イタリア憲法規範全体に照らして許容される国内法を、条約違反と判断する欧州人権裁判所の判決は、イタリア憲法に反することになるため、イタリア憲法第一一七条の「中間規範」として採用しなかったのである。

このように、EU法射程外の欧州人権条約法とイタリア法の関係においては、欧州人権条約の位置づけはイタリア憲法と法律の「中間規範」であるので、欧州人権条約法がイタリア憲法のいずれの規定に抵触しても、法律の違憲審査の基準としては採用されないとこの事態が生じるのである。

結語

従来のイタリア判例では、欧州人権条約は、EU法とは異なり、イタリア憲法第一条が規定する「主権の制限」をとともなわない条約制度であり、よってイタリア憲法第八〇条のみにもとづく一般的な条約の一、つまり通常法律と同等の序列を有する規範であるとされたが、その自動執行性は条文によっては認められるようになった。

他方で、EU司法裁判所は、欧州人権条約に含まれ、EU法の一般原則と認められる基本権を遵守するという姿勢を、判例で確立した¹⁴⁹。また、そのようなEU司法裁判所の判例は、マーストリヒト条約版EU条約第F条二項に明文化された。このような経緯から、欧州人権条約がEU法の一部となったと捉え、EU法と同様に、欧州人権条約にも、イタリアにおける直接効果を認めるべきであるという主張もあった¹⁵⁰。

その後、二〇〇一年にはイタリア憲法第一一七条が改正され、イタリアの立法権は国際的義務およびEU法にしたがい行使されることとなった。その結果、欧州人権条約に反する法律は、イタリア憲法裁判所によりイタリア憲法第一一七条違反とされることとなった¹⁵¹。憲法裁判所が法律のイタリア憲法第一一七条違反、つまり欧州人権条約違反を判断するということは、国内通常裁判官が条約違反の法律を適用排除し条約規定を適用するという直接効果の否定を意味している。その理由は、欧州人権条約に含まれEU法の一般原則と認められる基本権の位置づけは、EU法の適用範囲内においてのみEU法によって決定されるのであり、EU法の適用範囲外における欧州人権条約と加盟国法との関係は、加盟国法によって決定されること、欧州人権条約はそもそも主権の制限をとまわらないのであるから、イタリア憲法第一一条にもとづきEU法に認められるような直接効果は生じない、という理由である¹⁵²。

その後、二〇〇九年には、リスボン条約によりEU基本条約が改正され、EU条約第六条が改正された。その結果、現在のEU条約第六条の、一項はEU基本権憲章への法的拘束力付与を規定し、二項はEUによる欧州人権条約への加入の予定を規定し、そして三項は、欧州人権条約に含まれ、EU法の一般原則と認められる基本権を遵守するという、EU司法裁判所判例を確認したマーストリヒト条約版EU条約第F条二項を継承したものとなっている。現在のEU条約第六条一項および二項は、欧州人権条約のEU法における関連性を従前よりも高めるものである。とはいえ、

EU法における欧州人権条約の関連性は、あくまでもEU法の適用範囲内においてはEU法規範にしたがって決定されるのであるが、EU法の適用範囲外における欧州人権条約の位置づけが各加盟国法により決定される問題である状況は、従前となら変わることはない。つまり、イタリア法における欧州人権条約には、イタリア憲法第一条にもとづきEU法に認められるような直接効果が生じないとしても、EU法上は何ら問題はない。にもかかわらず、EU基本条約の改正を受け、イタリアでは、イタリア法における欧州人権条約の位置づけを巡って議論が高まっている。一部の国内裁判所には、欧州人権条約をEU法と同様に捉え、イタリア憲法第一条の射程で捉えるものが散見される。学説も、欧州人権条約法とEU法を同様に扱うべきであるとする論調が多い。

イタリア憲法と欧州人権条約との関係は、EU法と欧州人権条約との関係に多大な影響を受けている。近い将来EUが欧州人権条約に実際加入した場合に、それがEU法と欧州人権条約の関係にどのような影響をもたらすかのみならず、欧州人権条約とイタリア法の関係にどのような影響をもたらすか否か、引き続き注視していかねばならない。

また、イタリア憲法と欧州人権条約との関係は、EU法と欧州人権条約との関係にも示唆がある。両者には以下の共通点がある。すなわち、イタリア憲法もEU法も、(EU法に関しては、EUが欧州人権条約への加入を果たした場合)国際条約としての欧州人権条約に憲法(第一次法)に相当する序列は認めない一方で、なんらかの形で欧州人権条約法を憲法(第一次法)規定に読み込むという点を行う点である。その際、本章で確認したイタリア憲法裁判所の判例によれば、イタリア憲法全体との整合性の判断により、欧州人権裁判所の判断が否定されることもありうる。このような判断の抵触が生じているのは、EUの欧州人権条約加入が実現していない現在では、直接的には、欧州人権裁

判所と欧州人権条約締約国であるEU加盟国との間であるが、EUが欧州人権条約に加入した場合には、EUが欧州人権裁判所との関係において、同様の問題に直面する可能性があるであろう。そのような意味でも、今後のイタリア憲法と欧州人権条約との関係、およびEU法と欧州人権条約の關係に注視していかねばならない。

* 本稿は、東史彦が作成したドラフトに基づき、庄司克宏が指導し、監修した後、東が最終稿として完成させたものである。

(1) イタリア憲法第一条「戦争の否認・主権の制限」 イタリアは他の人民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する方法としての戦争を否認する。イタリアは、他国と等しい条件の下で、各国の間に平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意する。イタリアは、この目的をめざす国際組織を推進し、助成する（樋口陽一・吉田善明編『世界憲法集』第四版（三省堂、二〇〇一年）一五九頁）。

(2) イタリア憲法第八〇条「国際条約批准の承認」両議院は、政治的性格の国際条約、仲裁または司法的処理を定める国際条約もしくは領土の変更、財政上の負担または法律の改正をともなう国際条約の批准を、法律によって承認する（阿部照哉「イタリア共和国憲法」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集（第三版）』有信堂（二〇〇五年）二一八頁）。

(3) Corte costituzionale sentenza 7 marzo 1964 n. 14, *Foro Italiano*, 1964, I, 465.

(4) Legge 14 ottobre 1957, n. 1203, *Gazzetta Ufficiale* 23 dicembre 1957, n. 317; Legge 2 agosto 2008, n. 130, *Gazzetta Ufficiale* 8 agosto 2008, n. 185.

(5) 庄司克宏『EU法 新基礎編』（岩波書店、二〇一三年）二二四～五頁。

(6) 条約実施機関の勧告は、法的拘束力を有しないとはいえ、人権条約の重要な解釈指針として無視できない影響力を事実としてもちはじめている。これと異なる解釈を国内裁判所が採用した場合には、国家報告制度の場で取り上げられることになり、当該国はそこで自国の裁判所の解釈の妥当性の立証を迫られることになる（芹田健太郎他『国際人権法』信山社（二〇〇八

- 年) 一六六、二一六頁)。
- (7) 芹田他・前掲注(6) 一五六頁。
- (8) 欧州人権条約第四六条一項(判決の拘束力および執行) 一 締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の最終判決に従うことを約束する(奥脇直也編集代表『国際条約集二〇一〇年版』有斐閣(二〇一〇年) 三五五頁)。ただし、これは「国際的な平面での法的拘束力であり、ヨーロッパ人権条約が国内的効力を有している国でも、判決が国内的効力やましてや執行力を有するとは限らない」(小畑郁「ヨーロッパ人権裁判所の組織と手続」戸波江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社(二〇〇八年) 一五頁)。
- (9) 「∴[EU基本] 条約に由来する法は、独立した法源であり、その特別および固有の性格のため、いかなる国内法規定によっても退けられることはありえない。でなければ、[EU]法としての性格は失われ、[EU]の法的根拠が問われることにならう」(Case 6/64, *Costa v. ENEL* [1964] ECR 585, at 594.)
- (10) 庄司・前掲注(5) 二二四～二二五頁。
- (11) Case 6/64 *cit.* at. 3, at 594.
- (12) 一九六五年イタリア憲法裁判所 S.Michele 事件判決 (Corte cost. sentenza 27 dicembre 1965 n. 98, *Rivista di Diritto Internazionale Privato e Processuale*, 1966, 106) 一九七三年 Frontini 事件判決 (Corte cost. sentenza 27 dicembre 1973 n. 183, *Rivista di Diritto Internazionale Privato e Processuale*, 1974, 154) 一九八四年 Granital 事件判決 (Corte cost. sentenza 8 giugno 1984 n. 170, *Foro Italiano*, 1984, 2062)。
- (13) ドイツ憲法裁判所 Solange I 判決 (Case 2 BvL 52/71 [1974] 2 CMLR, p. 540) Solange II 判決 (Case 2 BvL 197/83 [1987] 3 CMLR, p. 225) 等。
- (14) 一九六五年イタリア憲法裁判所 S.Michele 事件判決、一九七三年 Frontini 事件判決、一九八四年 Granital 事件判決、等。
- (15) 江原勝行「イタリア憲法―超国家的・国際的法規範の受容と主権の制限の意味―」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』信山社(二〇一二年) 一一一～一一三頁。

- (16) Corte cost., sentenza 1965 n. 98 *cit.*, punto 2. del considerato in diritto.
- (17) Corte cost., sentenza 1973 n. 183 *cit.*, punto 9. del considerato in diritto.
- (18) Corte cost., sentenza 1984 n. 170 *cit.*, punto 7. del considerato in diritto, etc.
- (19) 江原・前掲注(15) 一七頁; RUGGERI, Antonio, “Riforma del Titolo V e Giudici di <<Comunitarietà>> delle Leggi”, *Diritto Comunitario e Diritto Interno*, Giuffrè, 2008, p. 454.
- (20) マーストリヒト条約版EU条約第F条 二項 連合は、「欧州人権条約」により保障され、かつ加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権を「EU」法の一般原則として尊重する。
- (21) EU条約第六条 一項 連合は、…EU基本権憲章に定める権利、自由及び原則を承認する。同憲章は、基本条約と同一の法的価値を有する。
- 同憲章の規定は、基本条約に規定するEUの権限をいかなる意味でも拡大するものではない。
- 同憲章上の権利、自由及び原則は、その解釈及び適用を規律する憲章第七編の規定に従い、憲章にいう説明であつて、これらの規定の淵源を述べたものに適正な考慮を払って解釈されなければならない。
- 二項 連合は、「欧州人権条約」に加入する。この加入は、基本条約に定めるEUの権限に影響を及ぼすものではない。
- 三項 「欧州人権条約」により保障され、かつ加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権は、EU法の一般原則を構成する。(訳出に際しては、松井芳郎編集代表『ベーシック条約集』東信堂(二〇一〇年)五七頁を参照。)
- 庄司克宏『EU法 基礎編』岩波書店(二〇〇三年)一六一〜四頁、庄司・前掲注(5)三二七〜八頁、三二七〜四五頁。
- (22) 庄司・前掲注(5)三一九頁。
- (23) C-260/89 *Elliniki Radiophonia Tileorassi AE and Panellinia Omospondia Syllogon Prossopikou v Dimotiki Etairia Pliroforissis and Sotirios Kouvelas and Nicolaos Avdellas and others* [1991] ECR-I 2925, para. 42.
- (24) Case C-159/90 *SPUC v. Grogan* [1991] ECR, I-4741, Para. 31.
- (25) EU基本権憲章第五二条三項 この憲章が、「欧州人権」条約によって保障された権利に相当する権利を含む限りにおいて

て、それらの権利の意味および範囲は、同条約が定める意味および範囲と同一である。本条は、連合法がいつそう広範な保護を規定することを妨げない（訳出に際しては、奥脇編・前掲注（8）三六三頁を参照）。

(26) リスボン条約附属宣言一 基本権憲章は、法的拘束力をもって、欧州人権条約により保障され、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権を確認する。

憲章は、連合法の適用範囲を連合の権限を越えて拡張するものではなく、連合の新たな権限または任務を創設するものでもなく、「基本」条約により画定された権限および任務を修正するものでもない。（OJ 2010/C 83/337）

(27) EU基本権憲章第五条二項 この憲章は、連合の権限を越えて連合法の適用分野を拡張するものでもなく、連合に何らかの新しい権限もしくは任務を創設するものでもなく、また両条約において定められた権限および任務を修正するものでもない（訳出に際しては、奥脇編・前掲注（8）三六三頁を参照）。

(28) EU基本権憲章第五条一項 この憲章の規定は、補完性の原則に妥当な考慮を払いつつ、連合の主要機関および専門行政機関を含むその他の機関に対して、および加盟国が連合法を実施するとき限り加盟国に対して、適用される。したがって、加盟国はそれぞれの権限にしたがい、また、両条約において与えられる連合の権限の限界を尊重しつつ、諸権利を尊重し、諸原則を遵守し、その適用を促進する（訳出に際しては、奥脇編・前掲注（8）三六三頁を参照）。

(29) SORIANO, Mercedes Candela, “The Reception Process in Spain and Italy”, KELLER & STONE SWEET eds., *A Europe of Rights: The impact of the ECHR on national legal systems*, Oxford UP, 2008, p. 401.

(30) 欧州人権裁判所ウェブサイト〈<http://www.echr.coe.int/>〉（以下略）〈アクセス：二〇一三年九月四日〉。

(31) SORIANO, *op. cit.* at 27, pp. 417-8.

(32) *Ibid.*, p. 433.

(33) Legge 4 agosto 1955, n. 848, *Gazzetta Ufficiale* 24 settembre 1955 n. 221.

(34) “1. Il Presidente della Repubblica è autorizzato a ratificare la Convenzione per la salvaguardia dei diritti dell'uomo e delle libertà fondamentali, firmata a Roma il 4 novembre 1950, ed il Protocollo addizionale alla Convenzione stessa, firmato a

Parigi il 20 marzo 1952.”

- (35) “2. Piena ed intera esecuzione è data alla Convenzione e Protocollo suddetti, a decorrere dalla data della loro entrata in vigore.”
- (36) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 402.
- (37) MIRATE, Silvia, “A New Status for the ECHR in Italy: The Italian Constitutional Court and the New ‘Conventional Review’ on National Laws”, *European Public Law*, vol. 15 n. 1, 2009, p. 92; SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 405.
- (38) CONFORTI, Benedetto, “National Courts and the International Law of Human Rights”, CONFORTI and FRANCONI ed., *Enforcing International Human Rights in Domestic Courts*, Kluwer Law International, 1997, p. 11.
- (39) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 405.
- (40) CONFORTI, Benedetto, *Diritto Internazionale*, Jovene, Napoli, 1999, p. 316 ; CONFORTI, *op. cit.* at 36, pp. 12-14.
- (41) イタリア憲法第一〇条「国際法の遵守、外国人の法的地位・庇護権」一項 イタリアの法秩序は「一般に承認された国際法規にしたがう（訳出に際しては、阿部・畑編・前掲注(2)二二頁を参照）。
- (42) QUADRÌ, Rolando, *Diritto internazionale pubblico*, Jovene, Napoli, 1968, p. 64.
- (43) Corte cost. sentenza 16 dicembre 1980, n. 188 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト <<http://www.cortecostituzionale.it/>> (以下略)> (アクセス：二〇一三年六月四日)), punto 5. del considerato in diritto; Corte cost. sentenza 19 giugno 1969, n. 104 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日)), punto 5. del considerato in diritto; Corte cost. sentenza 18 maggio 1960, n. 32 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日)), punto 3. del considerato in diritto, etc.
- (44) イタリア憲法第二条「人権および基本的義務」共和国は、個人としての、および人間の人格が発展する場としての社会組織における、人間の不可侵の権利を承認し、および保障し、免れられない政治的、経済的および社会的連帯の義務の履行を要求する（訳出に際しては、阿部・畑編・前掲注(2)二二頁を参照）。

- (45) COCOZZA, Francesco, *Diritto comune delle libertà in Europa*, Giappichelli, Torino, 1994, pp. 57-58; BARBERA, A., “Commento all’art. 2 Cost.”, by G. Branca, *Commentario alla Costituzione*, Zanichelli, Bologna, 1975, p. 102, etc.
- (46) MORI, P., “Convenzione europea dei diritti dell’uomo, Patto delle Nazioni unite e Costituzione italiana”, *Rivista di Diritto Internazionale*, 1983, pp. 322-326; PICCHIO は ‘イタリヤ憲法第一一条が想定していた「主権の制限」は、国連の ように、欧州人権条約が備えている個人申立制度を備えていない、緩い国際組織によるものであるのび’、EU はもちろん、欧 州人権条約もイタリヤ憲法第一一条の射程に含めるべきであると論じた (PICCHIO, L. Forlati, “Deroga alla giurisdizione e parità delle armi nel processo del lavoro”, *Studi Parmensi*, XVIII, Milano, 1977, p. 232).
- (47) TAR Trentino-Alto Adige, Trento, sentenza 17 luglio 2008, n. 171; MARTINICO, Giuseppe, “Is the European Convention Going to be ‘Supreme’? A Comparative-Constitutional Overview of ECHR and EU Law before National Courts”, *EJIL* Vol. 23 No. 2, 2012, 423.
- (48) C-260/89 *cit.* at 23, para. 42.
- (49) PANZERA, Claudio, “Il bello d’essere diversi. Corte costituzionale e Corti europee ad una svolta”, *Rivista Trimestrale di Diritto Pubblico*, 2009, n. 1, p. 1, pp. 26-30.
- (50) SALVATO, Luigi, “La tutela dei diritti fondamentali nelle fonti interne ed ‘esterne’: poteri e compiti del giudice ‘comune’”, *Il Diritto dell’Unione Europea*, 2011, n. 1, p. 260.
- (51) RUGGERI, Antonio, “Riconoscimento e tutela ‘multilivello’ dei diritti fondamentali, attraverso le esperienze di normazione e dal punto di vista della teoria della Costituzione”, 8 giugno 2007 (Associazione Italiana dei Costituzionalisti の「フセイト」<<http://archivio.rivistaaic.it/dottrina/libertadiritto/ruggeri.html>> (アクセス：二〇一三年八月二〇日))。
- (52) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 428.
- (53) イタリヤ裁判官が国際法規定の適用に不慣れな象徴的な例の一つとして、SCOVAZZI は、一九九二年イタリヤ憲法裁判 所判決第六二二号を挙げている。同件判示において、イタリヤ憲法裁判所は、自由権規約が未だ充分な数の締約国により批准さ

れていないため、多数国条約として未発効であると述べた (Corte cost. sentenza 5-24 febbraio 1992, n. 62 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト punto 6. del considerato in diritto (アクセス:二〇一三年六月四日))) が、実際は自由権規約は一九七六年三月二三日に発効しており、イタリアに關しても一九七八年二月一五日より施行されていた (一九七七年九月二五日法律第八八一号) SCOVAZZI, Tullio, “The Application by Italian Courts of Human Rights Treaty Law”, CONFORTI, B., and FRANCIONI, F., eds., *Enforcing International Human Rights in Domestic Courts*, Martinus Nijhoff Publishers, The Hague, 1997, pp. 59-60, 65.

- (54) Corte cost. sentenza 22 dicembre 1980, n. 188 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 9 luglio 1970, n. 123 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (55) Corte cost. sentenza 23 novembre 1967, n. 120 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 12-27 luglio 2000, n. 376 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (56) Corte cost. sentenza 11 marzo 1961, n. 1 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 14 dicembre 1995, n. 505 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. ordinanza 12-25 luglio 2001, n. 305 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (57) Corte cost., sentenza 19 gennaio 1993, n. 10, *Giurisprudenza Costituzionale*, 1993, 52.
- (58) Corte di Cassazione, sentenza 12 febbraio 1982, *Giustizia Penale*, 1983, III, 20; Cassazione, sentenza 11 ottobre 1990, *Rivista Internazionale dei Diritti dell’Uomo*, 1991, p. 927; Cassazione, sentenza 1 ottobre 1991, *Rivista Internazionale dei Diritti dell’Uomo*, 1992, p. 815.
- (59) Cassazione, sentenza 23 marzo 1983, *Giustizia Penale*, 1984, III, 226; Cassazione, sentenza 18 dicembre 1986, *Rivista Internazionale dei Diritti dell’Uomo*, 1988, I, p. 122; Cassazione, sentenza 23 febbraio 1999, *Rassegna Forense*, vol. 32, 1999, p. 943.
- (60) Cassazione, sentenza 14 luglio 1982, n. 6978, *Rivista Penale*, 1983, p. 447; Cassazione, sentenza 13 luglio 1985,

- Giurisprudenza Italiana*, 1986 II, 72; Cassazione, sentenza 14 aprile 1988, *Foro Italiano*, 1986 II, 269.
- (61) Cassazione, sentenza 23 novembre 1988, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1990, p. 419.
 - (62) Cassazione, sentenza 22 novembre 1990, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1991, p. 924.
 - (63) Corte cost., sentenza 19 gennaio 1993, n. 10, *Giurisprudenza Italiana*, 1993, I, 1, 1613.
 - (64) Cassazione, sentenza 10 luglio 1993, *Medrano, Cassazione Penale*, 1994, 439.
 - (65) Cassazione, sentenza 8 luglio 1998, n. 6672, *Rivista Italiana Diritto Pubblico Comunitario*, 1998, 1380.
 - (66) Cassazione, sentenza 10 luglio 1991, n. 7662, *Giustizia Civile*, 1992, I, p. 744.
 - (67) Tribunale di Roma, sentenza 7 agosto 1984, *Temì Romana*, 1985 II, p. 979.
 - (68) CSM, sentenza 5 luglio 1985, *Foro Italiano*, 1986, III, 46.
 - (69) Commissione tributaria Regionale di Milano, sez. V, sentenza 19 settembre 2000, *Rivista Italiana di diritto pubblico comunitario*, 2002, p. 160; Tribunale di Genova, sentenza 4 giugno 2001, *Foro italiano*, 2001, I, 2653.
 - (70) *Gazzetta Ufficiale* n. 248, 24 ottobre 2001.
 - (71) 訳出に際しては、阿部・畑編・前掲注(2)二三二頁を参照。
 - (72) TREVES, Tullio, *Diritto Internazionale*, Giuffrè, 2005, pp. 692-3; CONFORTI, “Sulle Recenti Modifiche della Costituzione Italian in Tema di Rispetto degli Obblighi Internazionali Comunitari”, *Foro Italiano*, novembre 2002, V, 229 (estratto), p. 4; RESCIGNO, Giuseppe Ugo, “Note per la Costruzione di un Nuovo Sistema delle Fonti”, *Diritto Pubblico* 2002 vol.3, il Mulino, Bologna, 2002, p. 784, etc.
 - (73) Corte cost. sentenza 12 novembre 2002 n. 445 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト(アクセス:二〇一三年六月四日))。
 - (74) Corte cost. sentenza 16 luglio 2004, n. 231 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト(アクセス:二〇一三年六月四日))。
 - (75) Cassazione, sentenza 19 luglio 2002, n. 10542, *Foro Italiano*, 2002, I, 2606; Cassazione, sentenza 3 settembre 2004, n. 17837, *Rivista Italiana di Diritto Pubblico Comunitario*, 2005, p. 275.

- (76) CONFORTI, *op. cit.* at 70, p. 4; RESCIGNO, *op. cit.* at 70, p. 784, etc.
- (77) Cassazione, sentenza 26 gennaio 2004, n. 1338, *Foro Italiano*, 2004 I, 693; Cassazione, sentenza 12 luglio 2006, n. 32678 (penale it <http://www.penale.it/>)> (アクセス: 二〇一三年八月七日); Cassazione, sentenza 1 dicembre 2006-25 gennaio 2007, n. 2800 ([federalismi.it](http://www.federalismi.it) <http://www.federalismi.it/>)> (アクセス: 二〇一三年八月七日)).
- (78) Cassazione, sentenza 10 marzo 2004, n. 4932 ([amicuscuriae.it](http://www.amicuscuriae.it) <http://www.amicuscuriae.it/> (以下略))> (アクセス: 二〇一三年八月七日); Cassazione, sentenza 27 marzo 2004, n. 6173 ([amicuscuriae.it](http://www.amicuscuriae.it) <http://www.amicuscuriae.it/> (以下略))> (アクセス: 二〇一三年八月七日)).
- (79) Cassazione, sentenza 11 giugno 2004, n. 11096, *Corriere Giuridico*, 2004, p. 1467; Cassazione, sentenza 3 settembre 2004, n. 17837, *Rivista Italiana di diritto pubblico comunitario*, 2005, p. 275; Cassazione, sentenza 23 dicembre 2005, n. 28507 ([altalex ウェブサイト](http://www.altalex.com/) <http://www.altalex.com/> (以下略))> (アクセス: 二〇一三年八月七日)).
- (80) 酒井他『国際法』(有斐閣 二〇一一年) 四〇三頁。
- (81) Consiglio di Stato, 24 marzo 2004, n. 1559 (イタリア國務院ウェブサイト <http://www.giustizia-amministrativa.it/> (以下略))> (アクセス: 二〇一三年六月四日), punto 6.3.2. del diritto; Cons. Stato, 10 agosto 2004, n. 5499 (イタリア國務院ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)), punto 4.3.3. del diritto.
- (82) Corte d'Appello di Roma, ordinanza 11 aprile 2002, *Giurisprudenza Costituzionale*, 2002, 2221; Corte d'Appello di Firenze, sentenza 20 gennaio 2005, n. 570 ([altalex ウェブサイト](http://www.altalex.com/) (アクセス: 二〇一三年八月七日)); Corte d'Appello di Firenze, sentenza 22 marzo 2005, *Giurisprudenza di Merito*, 2005, p. 1649; Corte d'Appello di Firenze, sentenza 14 luglio 2006, n. 1403 ([AmbienteDiritto.it](http://www.ambientediritto.it) <http://www.ambientediritto.it/>)> (アクセス: 二〇一三年八月七日)).
- (83) Corte d'Appello di Firenze, sentenza 9 giugno 2007, *Rivista Giuridica del Lavoro e della Previdenza Sociale*, 2008 II, p. 479.
- (84) Tribunale di Pistoia, sentenza 23 marzo 2007, *Rivista Giuridica del Lavoro e della Previdenza Sociale*, 2008 II, p. 481.

- (85) SORIANO, *op. cit.* at 27, pp. 432-433.
- (86) Legge 9 gennaio 2006 n. 12, “Disposizioni in materia di esecuzione delle pronunce della Corte Europea dei Diritti dell’Uomo”, *Gazzetta Ufficiale* 19 gennaio 2006 n. 15 (イタリア議会ウェブサイト <<http://www.parlamento.it>> (アクセス：二〇一三年七月二日))。
- (87) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 433.
- (88) Corte cost., sentenza 24 ottobre 2007, n. 348 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日))。
- (89) Corte cost., sentenza 24 ottobre 2007, n. 349 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日))。
- (90) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 428.
- (91) Corte di Cassazione, ordinanza 20 maggio 2006, n. 11887, *Giurisprudenza Italiana*, 2007, 15171, etc.
- (92) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 98.
- (93) Corte cost., sentenza 16 giugno 1993, n. 283 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日))。
- (94) 欧州人権条約第一議定書第一条(財産の保護)すべての自然人または法人は、その財産を平和的に享有する権利を有する。何人も、公益のために、かつ、法律および国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除くほか、その財産を奪われない。
- ただし、前項の規定は、国が一般的利益に基づいて財産の使用を規制するため、または租税その他の拠出もしくは罰金の支払を確保するために必要とみなす法律を施行する権利を何ら害するものではない(広部和也・杉原高嶺編集代表『解説条約集 二〇〇八』(三省堂)二〇〇八年、一三四頁)。
- (95) ECtHR, Great Chamber, 29 March 2006, *Scordino v. Italy*, (N. 36813/97) (欧州人権裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日)); ECtHR, Fourth Section, 17 May 2005, *Scordino v. Italy*, (N. 43662/98) (欧州人権裁判所ウェブサイト (アクセス：二〇一三年六月四日))。
- (96) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 407.
- (97) 酒井・前掲注(78)三九一頁。

- (86) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 99.
- (66) ROSSI, Lucia Serena, “Recent Pro-European trends of the Italian Constitutional Court”, *CMLR* Vol. 46, 2009, p. 323.
- (80) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 100.
- (101) ADINOLFI, “The Judicial Application of Community Law in Italy”, *CMLR*, 1998, 1313 ss.; SICILIANO, A., “State Liability for Breaches of Community Law and its Application within the Italian Legal System”, *European Public Law*, 1999, 405; MASTROIANNI, R., “On the Distinction between Vertical and Horizontal Direct Effects of Community Directives: What Role for the Principle of Equality?”, *European Public Law*, 1999, 417; MENGIOZZI, Paolo, “Corte di giustizia, giudici nazionali e tutela dei principi fondamentali degli Stati membri”, *Il Diritto dell’Unione Europea*, 2012, n. 3, p. 562.
- (102) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 100.
- (103) 欧州人権条約第五三条 (既存の人権の保護) この条約のいかなる規定も、いずれかの締約国の法律または当該締約国が当事国となっているいずれかの他の協定に基づいて保障されることのある人権および基本的自由のいかなるものも制限し、またはそれからの逸脱を許すものと解してはならない (奥脇編・前掲注(8)三五五頁)。
- (104) POLAKIEWICZ, J., “The Status of the Convention in National Law”, R. Blackburn — J. Polakiewicz, *Fundamental Rights in Europe*, Oxford, 2001, pp. 52-53.
- (105) V.V.A.A., “The Doctrine of the Margin of Appreciation under the European Convention on Human Rights: Its Legitimacy in Theory and Application in Practice”, *H.R.L.J.*, 1998, 1-36; MACDONALD, R. St. J., “The Margin of Appreciation in the Jurisprudence of the European Court of Human Rights”, *International Law at the time of its Codification, Essays in honour of Judge Robert Ago*, Milano, 1987, 187.
- (89) WILDHABER, L., “A Constitutional Future for the European Court of Human Rights?”, *HRLJ*, 2002, 162.
- (107) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 101.
- (108) *Ibid.*

- (109) GRECO, G., “I rapporti tra Ordinamento Comunitario e Nazionale”, M. P. Chiti — G. Greco, *Trattato di Diritto Amministrativo Europeo*, II ed., Milano, 2007, p. 857; ADINOLFI, A., *op. cit.* at 101, p. 1322.
- (110) MIRATE, *op. cit.* at 35, pp. 101-2.
- (111) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 407.
- (112) イタリア法規範において欧州人権条約の完全な実効性を確保するには、欧州人権条約をイタリア憲法に組み込む (incorporate) ことが必要であると主張もある (例えば、憲法問題委員会のイタリア憲法第一一条改正のための報告書) (SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 426)。
- (113) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 103.
- (114) Corte cost. sentenza 27 febbraio 2008, n. 39 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 2 aprile 2009, n. 97 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 8 maggio 2009, n. 143 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 22 maggio 2009, n. 162 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 26 novembre 2009, n. 311 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)).
- (115) Cassazione, sentenza 14 gennaio 2008, n. 599 (ヴェネツィア IUVA 大学ウェブサイト) <<http://www.iuav.it/>> (アクセス: 二〇一三年六月四日).
- (116) Cassazione, sentenza 6 maggio 2009, n. 10415, *Rivista di Diritto Internazionale*, 2009, p. 1194.
- (117) Cons. Stato, sentenza 30 ottobre 2007, n. 5830 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス: 二〇一三年六月四日)).
- (118) Tribunale di Ravenna, sentenza 16 gennaio 2008, *Rivista Giuridica del Lavoro e della Previdenza Sociale*, 2008 II, p. 480.
- (119) LEGGE 2 agosto 2008, n. 130, *Gazzetta Ufficiale* n. 185 del 8 agosto 2008, Suppl. Ordinario n. 188.
- (120) 庄司克宏「EU条約・EU機能条約コンメンタール 第二二回 EU条約第六条と基本的人権の保護 (下)」『貿易と関税』

第六一巻四号 (二〇一三年) 七四頁。

- (121) 庄司・前掲注(5)三四三頁。
- (122) 同上・三二七〜九頁。
- (123) Corte cost. sentenza 4 dicembre 2009, n. 317 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 12 marzo 2010, n. 93 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 28 maggio 2010, n. 187 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)); Corte cost. sentenza 4 giugno 2010, n. 196 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (124) Cons. Stato, sentenza 2 marzo 2010, n. 1220 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (125) TAR Lazio, sentenza 18 maggio 2010, n. 11984 (altalex ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (126) TAR Lombardia, sentenza 15 settembre 2010, n. 5988 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (127) Cons. Stato, sentenza 29 settembre 2010, n. 7200 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (128) Corte cost. sentenza 11 marzo 2011, n. 80 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (129) RESCIGNO, *op. cit.* at 70, pp. 772-786.
- (130) FERRARO, Angelo Vigilani, “Significative Aperture Giurisprudenziali nei confronti della CEDU: Ma <il Fine non Giustifica I Mezzi>”, *Diritto Comunitario e degli Scambi Internazionali*, n. 1, Gennaio-Marzo, 2011, p. 7; CONFORTI, Benedetto, “Atteggiamenti preoccupanti della giurisprudenza italiana sui rapporti fra diritto interno e trattati internazionali”, *Dir. um. e dir. intern.*, 2008, p. 581 ss; TESAURO, Giuseppe, “Costituzione e norme esterne”, *Dir. Un. Eur.*, 2009, p. 213; RUGGERI, Antonio, “La CEDU alla ricerca di una nuova identità, tra prospettiva formale-astratta e prospettiva assiologica-sostanziale d'inquadramento sistematico” (Forum Costituzionale <http://www.forumcostituzionale.it/>) (トクヤス:二〇一三年六月四日).
- (131) FERRARO, *op. cit.* at 130, p. 32.

- (132) STROZZI, Girolamo, “Il sistema integrato di tutela dei diritti fondamentali dopo Lisbona: attualità e prospettive”, *Il Diritto dell’Unione Europea*, 2011, n. 4, p. 848, pp. 852-856.
- (133) 実際には、パスタの製造に関して、他EU加盟国業者と比べて、在イタリア業者を逆差別するイタリア法が、EU法上は問題とならなかつても、イタリア憲法第三条の平等原則違反となることとされた事例がある（Corte cost. sentenza 16-30 dicembre 1997, n. 443（イタリア憲法裁判所ウェブサイト（アクセス：二〇一三年六月四日）, punti 6-7 del considerato in diritto.)。
- (134) STROZZI, *op. cit.* at 132, pp. 858-859.
- (135) CANNIZZARO, Enzo, “Diritti ‘diretti’ e diritti ‘indiretti’: i diritti fondamentali tra Unione, CEDU e Costituzione italiana,” *Il Diritto dell’Unione Europea*, n. 1, 2012, pp. 38-39, etc.
- (136) VILLANI, Maria Claudia, “La rinnovata battaglia dei giudici comuni a favore della diretta applicabilità della CEDU. Tra presunta ‘comunitarizzazione’ dei vincoli convenzionali e crisi del tradizionale modello di controllo accentratore della costituzionalità” (federalismi.it) <<http://www.federalismi.it/>> (アクセス：二〇一二年八月四日)。
- (137) FERRARO, *op. cit.* at 130, pp. 41-42.
- (138) RUGGERI, Antonio, “La Corte fa il punto sul rilievo interno della CEDU e della Carta di Nizza-Strasburgo (a prima lettura di Corte cost. N. 80 del 2011)”（イタリア憲法裁判所ウェブサイト（アクセス：二〇一二年六月四日）, pp. 7-8.
- (139) CAIANIELLO, Michele, “La Riapertura del Processo per dare Attuazione alle Sentenze della Corte Europea dei Diritti: verso l’Affermarsi di un Nuovo Modello”, *Quaderni Costituzionali*, n. 3, 2001, p. 669.
- (140) IMMEDIATO, Miriam, “Il future dei diritti fondamentali nel sistema ‘CEDU- Carta’”, *Diritto Comunitario e degli Scambi Internazionali*, n. 3, 2011, p. 465.
- (141) RANDAZZO, Alberto, “Brevi Note a Margine della Sentenza n. 80 del 2011 della Corte Costituzionale” (giurcost.org) <<http://www.giurcost.org/decisioni/index.html>> (アクセス：二〇一三年六月四日)。
- (142) LA CHINA, Sergio, “Diritti unami: qualche piccola precisazione”, *Rivista Trimestrale di Diritto e Procedura Civile*, n. 3,

2012, p. 835, etc.

- (143) ROSSI, *op. cit.* at 97, p. 325.
- (144) Corte cost. sentenza 28 novembre 2012, n. 264 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)).
- (145) ECtHR, Second Section, 31 May 2011, *Maggio and others v. Italy*, (Nos. 46286/09, 52851/08, 53727/08, 054486/08 and 56001/08 (欧州人権裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一四年二月四日))).
- (146) Corte costituzionale, *Giustizia Costituzionale dell'Anno 2012*, 12 aprile 2013 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年七月四日)), p. 353.
- (147) CANNIZZARO, *op. cit.* at 135, pp. 179-80; Corte cost. sentenza 4 dicembre 2009, n. 317 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス:二〇一三年六月四日)), punto 7. in considerato in diritto.
- (148) Corte cost. sentenza 1980, n. 188 *cit.*, punto 5. in considerato in diritto.
- (149) Case 222/84, *Marguerite Johnston v Chief Constable of the Royal Ulster Constabulary*, [1986] ECR 1651, para. 18; Cases 46/87 and 227/88, *Hoechst AG v. Commission*, [1989] ECR 2859, para. 13.
- (150) Corte d'Appello di Roma, ordinanza 11 aprile 2002, *Giurisprudenza Costituzionale*, 2002, p. 2221; Commissione tributaria Regionale di Milano, sez. V, 19 settembre 2000, *Rivista Italiana di diritto pubblico comunitario*, 2002, p. 160, etc.
- (151) Corte cost. sentenza 2007, n. 348 *cit.*, punto 4.3. in considerato in diritto; Corte Cost., sentenza 2007 *cit.*, n. 349, punto 6.2. in considerato in diritto.
- (152) Corte cost., sentenza 2007, n. 348 *cit.*, punto 3.3. in considerato in diritto; Corte Cost., sentenza 2007, n. 349 *cit.*, punto 6.1. in considerato in diritto.

EU法における視聴覚メディアサービスと文化

——EU視聴覚メディアサービス指令の検討——

鳩 貝 真 理

目次

1. はじめに
2. EUにおける視聴覚メディアサービス規制の発展
 2. 1. TVWF指令成立以前
 2. 2. TVWF指令
 2. 3. AVMS指令成立の背景
3. AVMS指令の構成と具体的内容
 3. 1. AVMS指令の趣旨・構成
 3. 2. AVMS指令の具体的内容
 3. 2. 1. 母国原則
4. AVMS指令における母国原則
 4. 1. EUにおける規制権限の類型
 4. 1. 1. 個別授權原則と補完性の原則
 4. 1. 2. EU機能条約におけるEUの権限の類型化
 4. 2. EU域内市場における規制権限モデルと母国原則
3. 2. 2. 規制対象
3. 2. 3. リニアサービスとノン・リニアサービス
(段階的な規制)
3. 2. 4. 広告に対する規制の緩和
3. 2. 5. 国内法化

4. 2. 1. 域内市場における規制権限の行使の程度に
ついての三つのモデル
4. 2. 2. AVMS指令における母国原則
5. AVMS指令における文化的多様性
 5. 1. 文化的多様性の意義
 5. 2. 視聴覚メディアサービスの域内市場が文化的多様性
性に与える影響
 5. 3. AVMS指令における文化的多様性の保護
 5. 3. 1. AVMS指令における実効的な文化的多様性
性の保護の欠如
 5. 3. 2. 実効的な文化的多様性の保護措置の必要性
6. 文化的観点によるEUの規制権限の有無
 6. 1. 文化政策としての既存の措置
 6. 1. 1. 完全な調和に向けた過去の試み
 6. 1. 2. 現在の措置—MEDIA計画—
 6. 2. 欧州司法裁判所の判例法
 6. 2. 1. 視聴覚メディアサービス領域における判例
法の発展
 6. 2. 2. 域内市場におけるEUの規制権限の限界
—九八年タバコ広告指令事件—
 6. 2. 2. 1. 事案及び争点
 6. 2. 2. 2. 欧州司法裁判所の判断
 6. 2. 2. 3. 考察
7. おわりに

1. はじめに

EU^①における視聴覚メディアサービスについての規制としては、一九八九年の「国境なきテレビ指令」(TVWF指令)^②があった。ヨーロッパの視聴覚メディアサービス市場の統合と文化的多様性の保護を目的とするTVWF指令によってヨーロッパの視聴覚メディアサービスの市場統合は一定程度実現したが、文化的多様性の保護については必ずしも十分とはいえなかった。

視聴覚メディアサービスをとりまく技術の進歩を受けて、二〇〇七年二月一日、TVWF指令を全面的に改正する「視聴覚メディアサービス指令」(AVMS指令)^③が採択された。AVMS指令は、TVWF指令から視聴覚メディアサービスの域内市場統合及び文化的多様性の保護という目的を受け継ぎながら、規制対象をテレビ放送に加えてオンデマンドサービスにまで拡大するものである。AVMS指令は、その建前において、域内における視聴覚メディアサービスの自由移動と文化的多様性の保護とのバランスを実現しようとするが、文化的多様性を実効的に保護する具体的な規定が欠けるという状

況はT V W F指令の頃から何ら改善されていないように思われる。

このような状況に対して、EUレベルで文化的多様性の保護を図るより実効的な規制が必要だとする見解があるが、EUに文化的観点から視聴覚メディアサービスについて規制する権限が認められるのか。二〇〇九年に発効されたリスボン条約において、EUの権限は排他的権限、加盟国との共有権限及び補充的行動に類型化された。しかし、それぞれの境界は必ずしも明確でないところ、市場を流通するサービスとしての経済的側面とその内容が文化に関わりを持つがゆえの文化的側面との双方を併せ持つ視聴覚メディアサービスについての規制は、EUの共有権限と補充的行動の境界に位置するものといえる。視聴覚メディアサービス規制を域内市場の問題と捉えればEUは共有権限を有することになるが、文化の問題と捉えるとEUは補充的行動しかとれず、EUレベルで調和措置をとることは禁じられることになる。

本稿は、このような問題意識に基づき、A V M S指令成立の背景として改正前T V W F指令を検討したうえでA V M S指令の内容を確認し、A V M S指令が域内市場

の創設に寄与する一方で、文化的多様性保護を実効的に図る具体的な規定には欠けることを指摘する。続いて、EUレベルでいかなる規制をすれば実効的に文化的多様性を保護できるのか、考えられる規制に言及する。最後に、EUにそのような規制をする権限が認められるのか、視聴覚メディアサービス領域での判例法及び域内市場におけるEUの規制権限の限界についての判例法を分析して、今後EUにおいて考えられる視聴覚メディアサービスの規制のあり方を検討する。

なお、A V M S指令は二〇一〇年三月一〇日に、改正されなかつた部分と併せて統合されているため(codified version)⁽⁵⁾、本稿では特に断りのない限り統合後の規定を用いる。

2. EUにおける視聴覚メディアサービス規制の発展⁽⁶⁾

2.1. T V W F指令成立以前

今日のEUの制度設計が共同市場の設立を目的とするローマ条約にさかのぼることからみても(庄司「二〇〇七b」三頁)、EUは本質的には経済的共同体であった。

一九五七年のローマ条約において文化について言及がなされることはなく、それが初めてなされるには、一九九三年一月一日に施行されたマーストリヒト条約（第二一八条二項）を待たなければならなかった。^⑦

しかし、マーストリヒト条約に登場する以前から、欧州司法裁判所はEUの視聴覚メディアサービス政策につき判例法理を展開させており、それがTVWF指令を導く一因となった。^⑧

一九八二年、欧州議会は、欧州メディアが市民のヨーロッパへの帰属意識を高めるとして、パン欧州メディアの創出を促す決議を採択した。続く一九八四年、コミッションのD G III（産業）は「放送番組市場の自由化に関するグリーンペーパー」を公表した。衛星放送やケーブルテレビの普及を受けて、一九八九年五月に理事会が採択した国境を越えるテレビジョンに関する欧州協約に続き、同年、コミッションの産業担当総局D G IIIの主導でTVWF指令が策定された。

2.2. TVWF指令

TVWF指令は、EU域内で最低限の規制の調和を図

ることにより、テレビ放送サービスの自由な提供を保障することを核心的な目的としていた。また、メディアの多様性確保、青少年の保護、ヨーロッパ作品の促進も趣旨とされた。

TVWF指令は、EC条約第四七条二項（EU機能条約（以下、TFEU）第五三条一項）及び第五五条（TFEU第六六条）を根拠としており、域内放送市場の自由化を開業の自由の文脈で捉えたものである。ここでは、物や他のサービスの自由移動と同様に、相互承認原則^⑩を基本とする母国原則^⑪がとられた。すなわち、加盟国はサービス提供の自由及び開業の自由を保障することとされ（第二条a号）、受信の自由を保障するとともに、再送信に対する規制が禁じられるものとされた（母国原則）。TVM S指令は、クォータ制（第四条及び第五条）、広告規制（第一〇条、第二〇条）、少数者や公の秩序の保護（第二二条a号、b号）、反論権の保障（第二三条）という四つの領域について主に規制するものであった。なお、EUにおける通信・放送の規制体系は、主として情報の内容であるコンテンツ領域と伝送路であるネットワーク領域に二分でき、TVWF指令は前者領域を規制

するものであるところ、後者のネットワーク領域については、二〇〇二年に「電子通信規制パッケージ」と呼ばれる統一的な規制枠組みがある（市川「二〇〇八」二七五頁）。

一九九七年、自由化された市場においてEUが視聴者保護の観点からより適切な規制を行う責任があるとして、TVWF指令の以下の諸点につき改正がなされた¹²。まず、知る権利を保護すべく（九七年改正指令前文一八）、社会にとつて主として重要なイベント¹³が有料テレビのみによって放送されることが禁止された（改正指令第三条a項）。他には、所轄（jurisdiction）を明らかにすべく「母国」についてより詳細な規定がおかれ、ポルノや暴力番組等に関する未成年保護規定の規定も拡充された¹⁴。

2.3. AVMS指令成立の背景

二〇〇〇年三月、理事会は、今後一〇年でEUにおいて雇用拡大と社会的連帯、持続的な経済発展を実現し、世界を先導する知識社会を構築することを戦略的目標として定めた。（リスボン戦略）。二〇〇五年三月に行われたリスボン戦略の中間見直しを受けて、コミッションは

2010を採択した。2010は、EUの情報化戦略であり、その重点分野の一つにヨーロッパ域内の情報・メディア分野で共通の枠組みを確立することを掲げるが（COM (2005) p.3）、その中でTVWF指令の現代化が求められた（COM (2005) p.5）。

また、技術の発展にともなつて、TVWF指令の定義には直ちにおさまらない視聴覚メディアサービスが生じ、TVWF指令の定義の解釈をめぐる諸判例が出て、視聴覚メディアサービス分野における法制の改正を促した（市川、二一八〇頁）。

3. AVMS指令の構成と具体的内容

3.1. AVMS指令の趣旨・構成

AVMS指令は、一般原則、憎悪の扇動、障害者のアクセスビリティ、管轄の原則（Principles of Jurisdiction）、主要なイベント（Major Events）、ヨーロッパ作品の促進・配信、商業的コミュニケーション、未成年の保護についてEUレベルで各国法制を調整する指令である。その趣旨は、技術の発展に即したルール作りをすること（前文二）、新興視聴覚メディアサービスにつき平等な競

争環境 (level-playing field) を確保すること (前文一〇)、文化的多様性を保護すること、子供と保護者を守ること、メディアの多様性を保護すること、人種的・宗教的憎悪と戦うこと及び各国のメディア法制の独立性を保障することにある。

AVMS指令は、TVWF指令を改正するものとして二〇〇七年十二月一日に採択され、二〇一〇年三月一〇日に統合化されたAVMS指令は、前文及び一二の章から以下のように構成されている。まず、第一章は定義の章であり、拡大された規制対象を含めて定義規定が置かれている。次に、第二章は一般条項を定め、第三章は、リニアサービスかノン・リニアサービスかを問わず、全ての視聴覚メディアサービスに適用される規定について定めている。続く第四章では、オンデマンドメディアサービスのみ適用される規定が、一方、第五章から第九章ではテレビ放送についてのみ適用される規定が上乘せして定められている。第一〇章は加盟国における規制機関としての contact committee について定め、効果的な指令の執行を図る。第十一章は本規制の実施機関である加盟国に求められる協力について定

める。最後に第一二章には最終規定が置かれている。

3.2. AVMS指令の具体的内容⁽¹⁶⁾

3.2.1. 母国原則

母国原則と common minimum standards (二〇〇七年AVMS指令前文七) というTVWF指令の基本原則は域内市場の創設に不可欠であるから、AVMS指令の核心として維持された。新しいビジネスモデルやそれらの展開に必要なベースとしての法的安定性をメディアサービス提供者に保障するため、この母国原則は全ての視聴覚メディアサービスに適用される (前文三三)。そして、母国原則の実効性を図るべく、どこを母国とするかにつき、管轄は一つの加盟国のみが持つこととされ (前文三四)、管轄の基準がより明確化された (第二条四項a号)。母国原則のもと、加盟国は視聴覚メディアサービスにつき、加盟国管轄下での受信の自由を保障しなければならないとともに、再送信を制限してはならないのが原則である (第三条一項)。

一方で、これには例外が設けられた。すなわち、他の加盟国からの放送が指令第二七条一項・二項及び、又は

第六条に違反することが明白で、深刻で、かつ重大である場合は、第三条一項の適用が除外される（同条二項 a 号）⁽¹⁷⁾。また、母国原則にもかかわらず、加盟国は指令に適合的である限りにおいて、AVMS 指令より厳しい内容の規制を定めることができる（第四条一項）とされている（前文四三）。

母国原則のもとでは、EU域内に開業するサービス提供者は開業先の国のルールにのみ服して他の加盟国で規制を受けることなく自由に広範な分野のサービスを提供することができるから（庄司「三〇〇八」二五頁）、どの国が「母国」になるかという管轄はサービス提供者にとって重要な問題である。そこで二重管轄や管轄の欠缺を防ぐべく、管轄基準の明確化が求められ、原則として、本社所在地で編集上の決定がなされる加盟国に管轄が認められるとされた。また、AVMS 指令において、衛星のアップリンクが加盟国にあれば、その加盟国に管轄が認められることが新たに規定された（前文三八、第二条四項 a 号）。

3.2.2. 規制対象

TVWF 指令は国境を越えるテレビ放送について基本的な規制を加盟国間で調和させるものであったが、AVMS 指令は、技術発展及び競争の進展に対応して、新興する視聴覚メディアサービス全体にその規制対象を広げている。

AVMS 指令において、「視聴覚メディアサービス (audiovisual media service)」とは、EC 条約第四九条⁽¹⁸⁾及び第五〇条に定義されるサービスであり、二〇〇二／二一／EC 指令第二条 a 号が定める意味での電子通信ネットワークを通じて、メディアサービス提供者の編集責任のもと、公衆への情報提供、娯楽又は教育のために番組の提供をすることを主たる目的とするサービスをいう。これは、AVMS 指令第一条 e 号で定義されるテレビ放送又は、同条 g 号で定義されるオンデマンド視聴覚メディアのことをいう。また、視聴覚商業的コミュニケーションのことも意味する（AVMS 指令第一条 a 号）。これは、媒介するメディアがいかなるものであっても、公衆の大多数に対して明確な影響を与えうるマスメディアを規制し（前文二二）、先に述べた AVMS 指

令の一般原則の一つである技術的中立性を企図するものである。

一方、経済性のない活動や私的なウェブサイトといったテレビ放送と競合しないものは、視聴覚メディアの枠外となる（前文二二）。また、サービス提供者による編集責任のない私的な通信とみなされる一般のインターネットサービスも視聴覚メディアには当たらない（前文二二）。

3.2.3. リニアサービスとノン・リニアサービス （段階的な規制）

視聴覚メディアサービスは、リニアサービスとノン・リニアサービスに分類される。リニアサービスとは、通常のテレビ放送や一部のIPテレビのように、メディアサービス提供者がプログラムスケジュールに基づき同時に提供する視聴覚サービスをいう（第一条e号）。ノン・リニアサービスとは、メディアサービス提供者が、提供者の提供するカタログから視聴者が個別にリクエストをし、視聴者が選択する時に提供する視聴覚サービスをいう（第一条g号）。

コンテンツに対する規制としては、リニアサービスに対しては従来のテレビ放送に対する規制と同レベルの強い規制が課される。一方、ノン・リニアサービスに対しては、社会的影響力がリニアサービスほど大きくないことを正当事由として、最小限の規律のみが課される。

すなわち、ノン・リニアサービスを含め全ての視聴覚メディアサービスに対して、編集権を有するサービス提供者の情報の開示（第五条）、人種、性別、宗教、国籍等にかかわる差別を扇動する内容の禁止（第六条）、視聴覚障がい者のアクセス権の保障（第七条）、未成年者の一般的な保護（第一二条）、ヨーロッパ作品の促進（第一三条）についての規制が課せられる。さらに、リニアサービスに対しては、クォータ制（第一六条、第一七条）、放送時間帯の制限等についての未成年者の保護（第二七条）、反論権の保障（第二八条）という規制が加重される。

ここで、クォータ制とは、放送時間の一定割合を特定の属性を持つ番組にあてるよう義務付けるものである。ヨーロッパ作品（European Work）とは主に加盟国で製作された作品等一定の条件を充たしたものをいうが（第

一条一項n号)、AVMS指令では、加盟国域内の放送業者が原則として放送時間の半分以上をヨーロッパ作品に使うよう加盟国が定めることが義務付けられた(第一六条)。また、独立系製作者の作品に少なくとも放送時間の一〇%以上を使うこととされた(第一七条)。もつとも、両条項とも「実行可能な限りにおいて (where practicable)」というただし書きがあり、法的拘束力が弱められている¹⁹⁾。

3.2.4. 広告に対する規制の緩和

広告に対する規制の目的は、隠された商業的メッセージから視聴者を保護すること、制作者の独立と放送の完全性を保障すること及びメディアの中立性を保障することにあるが、AVMS指令は、新たな広告形態が現れていることにかんがみてTVWF指令よりも広告規制を緩和している。

具体的には、ノン・リニアサービスも含めた全ての視聴覚メディアサービスに対し、不当広告の禁止(第九条、第一〇条)、及びプロダクト・プレースメントの制限・禁止(第一一条)との規制が課されている。さらに、リ

ニアサービスに対しては、番組と広告の明確な区別(第一九条、第二四条)、アルコール広告(第二二条)及びスポット広告(第二三条)につき加重的に規制がなされている。

3.2.5. 国内法化

AVMS指令は「指令²⁰⁾」の形で定められているから、加盟国で国内法化される必要がある(第三四条)、二〇〇七年の採択時には二〇〇九年一月十九日が国内法化の期限とされた(二〇〇七年AVMS指令第三一項²¹⁾)。TVWF指令においては、加盟国に一般的な遵守義務が課されていたが(TVWF指令第三条二項)、AVMS指令においては、共同規制及びあるいは自主規制という体制を採ることが勧められている(AVMS指令第四条七項²²⁾)。

4. AVMS指令における母国原則

4.1. EUにおける規制権限の類型

では、AVMS指令の核心として母国原則がとられていることが(前文³³⁾)、EU法においていかなる意味を

持つのか。その規制のあり方の評価にあたり、まずは EUにおける規制権限を整理したい。

4. 1. 1. 個別授權原則と補完性の原則

EUを構成する加盟国は主権国家としての性格を失ってははいない。一方、加盟国は広範な政策分野において EUの枠組を通じて行動することに同意しているため、EUと加盟国の間における権限関係の明確化が問題となる。このようなEUと加盟国の権限関係を規律する規定が、EU条約(以下、TFEU)第五条である。

まず、EUは、TEU及びTFEUに列挙された目的を達成するために、両条約において加盟国から付与された権限の範囲内でのみ行動するものとされている(TEU第五条二項)。これが個別授權原則である。

そして、EUの排他的権限に当たらない分野²³⁾において、規模又は効果の点で加盟国の中央政府や地方自治体よりEUレベルの方が目的をより良く達成できる場合のみEUが行動することが許される(同条三項)。これが、補完性の原則である。

4. 1. 2. EU機能条約におけるEUの権限の類型化²⁴⁾
二〇〇九年一月一日に発効されたりスボン条約において、EUに権限が認められる場合の権限につき三つの類型化が行われた²⁵⁾。それはEUの「排他的権限」、「共有権限」及び「支援・調整・補充的行動」(以下、「補充的行動」)である²⁶⁾。

第一に、EUが排他的権限を有する場合は、EUの基本条約がある領域につきEUにのみ権限を与え、EUから授權がある場合にのみ加盟国が権限を有することになる場合である(TFEU第二条一項)。そして、EUの排他的権限が認められる領域は、同三条において限定列挙されている。すなわち、関税同盟(同第三条一項a号)、域内市場に必要な競争規則(同b号)、金融政策(同c号)、共通漁業政策(同d号)、共通通商政策(同e号)、及び、一定の国際条約の締結(同条二項)の領域である。

第二に、EUが共有権限を有する場合は、EUの基本条約がある領域につきEUに加盟国との共有権限を与える場合であり、加盟国はEUが権限を行使していない限度で権限を有する(同第二条二項)。そして、EUの

加盟国との共有権限が認められる領域は、同四条二項で例示列挙されている。すなわち、域内市場（同 a 号）、条約関連の社会政策（同 b 号）、経済的・社会的・地域的結束（同 c 号）、農業と海洋生物資源保存を除く漁業（同 d 号）、環境（同 e 号）、消費者保護（同 f 号）、運輸（同 g 号）、ヨーロッパ横断ネットワーク（同 h 号）、エネルギー（同 i 号）、自由・安全・司法領域（同 j 号）、及び、基本条約で定められた公衆衛生上の一定の共通関心事項（同 k 号）である。

EU が補充的行動をとれる場合とは、ある領域につき基本条約に定められた一定の場合に、EU が加盟国の活動を補充する行動をとれる場合である（同第二条五項）。そして、EU の補充的行動が認められる領域は、同第六条で限定列挙されている。すなわち、健康の保護・改善（同 a 号）、産業（同 b 号）、文化（同 c 号）、観光（同 d 号）、教育・職業訓練・青少年・スポーツ（同 e 号）、市民保護（同 f 号）、及び、行政協力（同 g 号）である。視聴覚メディアサービスについては、域内市場の創設・運営にかかわる経済的側面と、その内容が文化にかかわるがゆえの文化的側面があるが、AVMS 指令は

EU 法における視聴覚メディアサービスと文化（鳩貝）

TFEU 第五三条一項及び第六六条を根拠としており（AVMS 指令前文冒頭）、域内市場における規制に該当するから、上記第二の EU が共有権限を有する場合にあたる。一方で、視聴覚メディアサービスについての規制であっても仮に文化政策を根拠としてなされる場合は、上記第三の補充的行動に分類される。その場合は、EU は加盟国の多様性を尊重しつつ、各国・地域の文化が繁栄することに寄与する役目を負うが、各国法令の調和を行うことは禁じられることになる。

4.2. EU 域内市場における規制権限モデルと母国原則

4.2.1. 域内市場における規制権限の行使の程度についての三つのモデル²⁷⁾

上記第二の EU に加盟国との共有権限が認められる場合において、その権限はどのように分配されるか。域内市場とは、「物、人、サービス及び資本の自由移動が：確保される、内部に国境のない地域」（TFEU 第二六条二項）をいうところ、域内市場においては、規制権限を超国家主体（EU 域内市場でいえば EU）、母国

(Home State)、受入国 (Host State) のいずれに配分するかによって、調和 (harmonization) アプローチ、母国原則 (the country of origin principle)²⁸ 及びホスト・ステート・コントロールという三つのモデルが存在する。そして、域内市場においては共通性と多様性という相反する要請があるところ、採用するモデルによっていずれの要請が尊重されるかが異なってくる。

第一に、EU域内市場における調和アプローチは、EUが規制権限を有するモデルである。このアプローチを採用すると、加盟国各国が規制権限をEUに垂直的に委譲する結果となる。このとき、域内市場における共通性が確保され反面、多様性は犠牲にされる。

第二に、母国原則は、産品の輸出やサービスの提供国たる母国が規制権限を有するというモデルである。ここでは、母国の規制に基づいて適法に流通している物やサービスは、ホスト・ステート（産品の輸入国やサービスの受入国）で新たに規制を受けることなく自由に取引される。このモデルを採用する帰結として、ホスト・ステートの規制権限は水平的に母国に委譲されることとなる。自由貿易という意味での共通性と、母国としての加

盟国の規制が存続するという意味での多様性が存在する、中間的なモデルといえる。

第三に、ホスト・ステート・コントロールは、規制権限の委譲がなく、母国とホスト・ステートの双方が規制権限を有するモデルである。ここでは、母国の産品やサービスは、ホスト・ステートの規制に従う限りにおいてホスト・ステートで流通できるが、各国の市場は異なる規制により分断されたままとなる。このアプローチを採用すると、加盟各国の多様性は尊重される反面、共通性は犠牲にされる。

EU域内市場においては、これら三つのモデルが母国原則を中心に混在している。しかも、これらの三つのモデルは理念型であり、実際には、母国原則とホスト・ステート・コントロールの間で何らかのEU共通の再規制が調和措置として採られる。EUレベルでは、より統合促進的な母国原則を基準とする再規制が行われる傾向がある。

4.2.2. AVMS指令における母国原則

AVMS指令ではTVWF指令を踏襲して母国原則が

採用されている。なお、受入国がより厳しい規制を課す場合はまず二国間で合意を得るよう協議することが望まれており、合意に至らなかった場合はコミッションが指令に基づいた手続をとる。AVMS指令は、テレビ放送の域内市場統合を目的としたTVWF指令から対象を拡大して、より広い視聴覚メディアサービスの域内市場統合目的を達成することを目標の核心とする (Newman, p.159) とし、TVWF指令から踏襲して母国原則が採用されていることは、かかる目標を達成するために適切な措置が採られているといえる。

実際、母国原則を採用したTVWF指令がテレビ放送の自由移動を促進することでEUの視聴覚メディアサービス産業は大いに発展していること (COM [2006] 49, final) も、母国原則を維持することが視聴覚メディアサービス域内市場の創設・運営に寄与することが裏付けられるものと考えられる。

5. AVMS指令における文化的多様性

5.1. 文化的多様性の意義

AVMS指令は、視聴覚メディアサービス域内市場の

創設・運営の要請と文化的多様性保護の要請の双方を目的に掲げているところ、文化的多様性の保護はいかに図られているのだろうか。「文化的多様性」の語の用いられ方が一様でないことから、まずはその意義を明らかにする。

域内市場における共通性と多様性が相反する要請であることからすれば、域内市場の創設・運営と文化的多様性の保護とは本質的に相反する要請にあるものと考えられる。一方、文化的多様性の語はEUの文化的競争力を対外的に高めるといふ機能を有するような、むしろ経済と適合的な概念にも用いられている。しかし、そのような文化的多様性の保護は形式的なものにすぎないことから、実質的に文化的多様性を保護すべく、本稿で用いる文化的多様性は、域内市場の創設・運営と本質的に相反する概念に限定したい。このように解すると、ユネスコのコンベンションにおける「文化的団体や社会が表現をみつけることのできる多様な有様」(第四条一項) という定義とも適合的である。

これと関連して、域内市場の創設・運営と相反する要請として、「メディアの多元性」という用語も同じよう

な場面で使われている。例えば、欧州議会は、視聴覚メディア分野における私的独占を抑止し文化的多様性を保障するよう求めているし、欧州放送連合は、文化の多様性とメディアの多元性をEUの基本的な価値であるとしたうえで、メディアの多元性は、民主主義及び文化的多様性の前提条件であるとする。メディアの多元性の概念もさまざまであるが、このように文化的多様性と密接に関連した概念であるから、本稿においては、メディアの多元性に言及するときは、文化的多様性を実現する一要素として用いるものとする³⁰。

なお、メディアの多元性については、EC条約二九五条(TFEU第三四五条)において、「加盟国に公企業等によるメディア多元体制の構築が可能」と言及されており、また、EU基本権憲章でもメディア多元性の尊重が明記されている(第一条二項)。

5.2. 視聴覚メディアサービスの域内市場が文化的多様性に与える影響

近年、ブロードバンドやテレビのデジタル化やモバイルネットワークにおける3Gが急速に普及したが、これ

らの発展は放送やテレコミュニケーションといった個別コミュニケーション産業の融合、すなわち、単一市場への「収れん」をもたらした(Newman [2009] p.160)。

このようなヨーロッパ視聴覚メディアサービスの発展により、次のようなことが予想される。すなわち、デジタル化の進行によってチャンネルの選択肢が増えると、主要だったチャンネルの視聴者が減る。また、視聴者が分散すると主要な公的チャンネルに対して収入が圧迫される³¹。さらに、新しい配信チャンネルにより伝統的なエンターテイメントチャンネルの視聴者が減る。そうすると、特定の地域・文化に固有の番組が失われかねない。他方で、視聴者の分散は、いわゆる規模の経済を働かせることとなり、メディア提供者の集中を招く(Burri-Nenova [2007] p.1716)。そのようなメディアの合併は、多元性にマイナスの影響を及ぼす。なぜなら、公の情報多元性の前提であるメディア管理者の多元性を限定するからである(COM (92) 480, p.21)。そうであるとなれば、文化的多様性の前提たるメディアの多元性を損なう視聴覚メディアサービスの域内市場は、文化的多様性にネガティブな影響を与えるものといえる。

5.3. AVMS指令における文化的多様性の保護

5.3.1. AVMS指令における実効的な文化的多様性の保護の欠如

TVWF指令と同様に、AVMS指令においてもメディアの文化的多様性の保護は目的の一つとして明記されている(前文³²)。すなわち、AVMS指令は、EC固有の補完性の原則と比例原則を尊重しつつ、テレビ放送及び新興視聴覚メディアサービスの自由移動と文化的アイデンティティ及び多様性の価値の保護とのバランスをとろうとするものである。文化的多様性を図る具体的な規定としては、クォータ制度について定めるAVMS指令第一六、一七条があるとされている。これは文化的目標とのバランスを図るEUレベルでの規定としては唯一のものである。

TVWF指令下のクォータ制度においてなされたコミッションの影響調査によれば、クォータ制はヨーロッパ作品及び独立系作品の促進に大きな影響を与えたとされている(COM(2006) 459, final)。たしかにAVMS指令において、文化政策の要素として、クォータ制度は定められている。しかし、クォータ制が文化的多様性に

寄与するかについては疑問がある。そもそも、クォータ制は、EUの文化的競争力を対外的に高めるといふ機能を有しこそすれ、実質的に文化的多様性を保護する制度ではなく、5.1. で定義したような文化的多様性の保護にはならないと考えられるからである。

さらに、仮にヨーロッパ作品についてクォータ制をとることが現状の保護になるとしても、やはりそれは文化的多様性の保護にはならないと考えられる。なぜなら、「ヨーロッパの製作者」の基準が製作者の居住地が加盟国にあることとされているからである。「ヨーロッパ作品」というのに、独自性や質の基準もなく、国家的またはヨーロッパ的なテーマという要件もないのでは、単なるヨーロッパについての保護主義と区別がつかない(Burri-Nenova [2007] p.1718)。そもそも、文化的多様性の実現の深度をはかる客観的な指標も存在しない(*Ibid.* p.1720)。

また、クォータ制以外の規制についてみても、AVMS指令においては視聴覚メディアサービスという規制対象の拡大によって、ECメディアフレームワークや経済的に有益な母国原則は広まったといえるが、一方

で、ノン・リニアサービスに対する規制が課されたこと
でかえって小規模の発信者に対して負担となり振興の創
造にとっては障壁となり、文化的多様性が損なわれうる
のである。

このように、AVMS指令は文化的多様性目的として
掲げてはいるものの、それを達成する実効的な規定を欠
いている。

5.3.2. 実効的な文化的多様性の保護措置の必要性

しかし、それでは文化的多元性の保護として不十分で
ないか。たしかに、EUレベルでの規制がないとしても、
サービスの受入国が採る文化政策実現のための措置は、
サービスの自由移動に対する制限につき欧州司法裁判所
が明文の正当化事由に加えて認める公益上不可欠な事由
にあたりうる⁽³³⁾。しかし、それはサービスの自由移動に対
する例外として消極的な文脈で認められるにとどまる
(Burri-Nenova [2007] p.1721)⁽³⁴⁾。また、近年ますます分
断化している視聴覚メディアサービスの環境にかんがみ
れば、加盟国ばらばらに措置をとるだけでは、文化的多
様性を適切に保護することは困難であると思われる。し

たがって、今後は視聴覚メディアサービス分野において、
文化的多様性を実効的に図るべく、EUレベルで統一的
な政策をとることが望まれる。

その一案として、メディア・リテラシーを充実させる
こと、母国だけを基準とせずにヨーロッパ作品の製作に
インセンティブを作ること、公共放送の役割を明記する
こと等を内容とする、EUレベルで統一的な規制枠組を
設けることが提案されている (Burri-Nenova [2007]
p.1724)。

しかし、EUレベルでこのような措置を規制すること
は可能なのか。AVMS指令が文化的多元性の保護につ
き実効的な規定を欠く最大の原因は、EUがそのような
分野につき明確な規制権限を持っていないことに求めら
れる。すなわち、文化についてTFEU第一六七条が定
めるEUの権限は曖昧なものであるし、とりわけ補完性
の原則によりEUが規制をする余地は小さいと考えられ
る。そこで、視聴覚メディアサービス分野において文化
的多様性の保護を図るべくEUレベルで統一的な措置を
とることは法的に可能なのか、経済的観点から定められ
た指令において文化的観点についての規制をどこまで定

めることができるのかが問題となるため、この点につき、過去の経緯及び現状を振り返るとともに、判例法を検討したい。

6. 文化的観点によるEUの規制権限の

有無

6.1. 文化政策としての既存の措置

6.1.1. 完全な調和に向けた過去の試み

過去には、文化的多様性の前提となるメディアの多元性を図ることを目的とした完全な統一枠組を作ろうとする試みがなされたことがある。一九八九年のTVWF指令³⁵成立後、メディア・オーナーシップ指令の導入が試みられたのである。

過度の自由化に向けた動きに警戒を示して、欧州議会がメディアの多元性保護の観点から、メディア集中防止の規制を求める勧告をしたこと、及びマーストリヒト条約による基本条約の改正があったことを受けて、メディア・オーナーシップ指令の導入につき、文化大臣による閣僚理事会で審議がなされた。しかし、デンマークとベルギーの反対により成立しなかった。その後メディアの

多元性確保は、オーナーシップ・シェアではなく、視聴シェアによるべきだという考え方が主流になったこともあり、結局メディア・オーナーシップ指令が日の目を見ることはなかった（安江 [2009] p.17）。

6.1.2. 現在の措置—MEDIA計画—

現在実施されているヨーロッパ視聴覚メディアへの支援措置として、欧州議会及び理事会が一九九〇年に採択したMEDIA計画³⁶がある。二〇一三年現在、MEDIA計画の第四弾であり二〇〇七年から二〇一三年までの計画として、二〇〇六年に採択されたMedia 2007³⁷が施行されている。MEDIA計画の目的は、ヨーロッパの文化的多様性及び映画や視聴覚メディア作品の伝統を保護・強化し、ヨーロッパ作品へのアクセスを保障し、文化間の対話を促進するとともに、ヨーロッパの視聴覚メディア作品の競争力を高め、域内での流通を促進するとともに世界の市場におけるシェアを拡大することにある（MEDIA 2007第一条二項 a、b、c号）。MEDIA計画は、作品制作の技術面での事前の支援や、作品の配給・宣伝という事後的支援等の財政支援をするプログラムで

あり、小規模予算や独立系の作品を支援することで、文化的多様性に寄与している。

MEDIA計画は経済的・文化的双方の側面を目的とし、その実態としては文化政策の側面が強いものであるが(小畑、一〇五頁)、その根拠としては、EC条約第一五〇条四項(TFEU第一六六条四項)及び一五七条(TFEU一七二条³⁸)を考慮することが明示されている(MEDIA 2007前文冒頭)。すなわち、EUレベルでの調和措置をとることを明示的に否定したうえで、文化的多様性を保護する措置を採っているのである。

6.2. 欧州司法裁判所の判例法

このように、現在のところ文化的多様性の保護を目的としたEUレベルでの調和措置は採られていないところ、EUレベルで統一的な措置をとることは法的に可能なのか。開業の自由及びサービス提供の自由を根拠とし、経済的観点から定められたAVMS指令において、文化的観点についての規制をどこまで定めることができるのか、EUの権限の射程が問題となる。そこで、視聴覚メディアサービス領域における欧州司法裁判所の判例法、及び、

域内市場のために定められた指令において健康の観点についても規定をしたタバコ広告指令事件³⁹を検討する。

6.2.1. 視聴覚メディアサービス領域における判例法の発展

一九七〇年代から、欧州司法裁判所は放送分野について包括的に判例法を発展させてきている。その内容は、サービスの自由移動をはじめとする基本条約に定められた一般原則の適用や、TVMS指令の解釈に関するものである⁴⁰。そこでは主に、加盟国の規制が争われた。

まず、ポンド事件⁴¹においては、オランダ公衆に向けた広告を禁じるオランダ法の規制が、EC条約第四九条(現TFEU第五六条)に抵触するとされた。そして、その規制の目的が、非営利かつ多元的なオランダ放送システムの維持のために正当化されるとしても、特定の商品や特定の日時に限定して広告を禁じるというより制限的でない手段があるため、比例原則に反するとされた。次に、Mediawet事件⁴²では、非営利団体しか広告できないとするオランダのゴータダ地方の規制が、EC条約第四九条(現TFEU第五六条)に抵触するとされた。オ

ランダ政府はこの規制が加盟国の文化政策として正当化されると主張したが、欧州司法裁判所は加盟国の文化政策と外国組織の構造とに関連性が認められないとして、正当化を認めなかった。

欧州司法裁判所のこれらの判決は、母国の放送業者のサービス提供の自由を保障する傾向にあり、母国が首位的に放送業者の放送活動を規制し、受信国は補足的に規制できるのみであるという母国原則に適合的である。そして、このような判例法は、テレビサービス提供の自由を保障するT V W F指令に反映された(Barnard, p.385)。T V W F指令成立後の判例として、ファミリアプレス事件⁴³では、まず、物の自由移動の障壁となる規制は、必要不可欠(overriding requirement)であり、比例原則をみだし、かつ目的達成のためにより制限的でない手段があつてはならないというシンドラー事件⁴⁴で示された基準が引用された。そのうえで、報道の多元性は表現の自由を保障に寄与するため必要不可欠な目的に当たると判断された。

このように、各国固有の文化に根ざす政策がEU域内市場における自由移動の障壁となる場合でも、国民的文

化財の保護を含め一定の適用除外事由に該当すれば、各国の政策が許容される。ここに域内市場統合対文化的多様性という対立図式が浮かび上がる。EUはその設立目的からして前者に比重を置くが、欧州司法裁判所は両者の価値のバランスを図っている。すなわち、第一にEU法の基本原則違反を認定しつつも、第二に社会的・文化的理由に基づくとして適用除外事由に該当するか、そのうえで第三に比例性原則(手段が目的に照らして過度でないか、より制限的でない手段が存在しないか)を満たすかという三段階で判断を行うことが多い(庄司「二〇〇七」八二頁)。そうであるとはいえ、これらの文化的政策は全て加盟国の権限でなされたものであった。

6. 2. 2. 域内市場におけるEUの規制権限の限界

— 一九八〇年タバコ広告指令事件 —

6. 2. 2. 1. 事案及び争点

一九九八年、「タバコ製品の広告及び後援についての加盟国法令の接近に関する指令」(一九八〇年タバコ広告指令)が採択された。これは、EC条約第四七条二項(T F E U 第五三条一項)、第五五条(T F E U 第六二

条)、及び第九五条⁽⁴⁵⁾(TFEU第一一四条)を根拠に制定された。同指令においては、加盟国間でタバコ製品の広告や後援について各国法令の改正を通じた接近が必要とされていた(同指令前文第二段)⁽⁴⁶⁾。これに対し、ドイツは、欧州司法裁判所に同指令の取消訴訟を提起した。ここでは、九八年タバコ広告指令の目的や内容が域内市場の運営にほとんど関係がないこと、また健康保護については域内市場の経済活動に関するEC条約九五条、四七条二項、五五条ではなく一五二条(TFEU一六八条)を立法根拠とすべきであることとのドイツの主張に関連して、(1)調和措置が明文で排除されている分野でEC条約九五条(TFEU第一一四条)に基づく調和立法を行う余地の有無、及び(2)同条項を用いることのできる要件が問題となった。

6.2.2.2. 欧州司法裁判所の判断

(1)欧州司法裁判所は、まず、本件指令により改正を迫られる各国法の大部分が公衆の健康保護を目的とした立法であることに言及し、かかる目的での調和措置は明文で排除されることを指摘した⁽⁴⁷⁾(第七六段落)。その一方で、他の規定に基づき採択された調和措置が健康保護に

いかなる影響ももたらしてはならないことを意味するものではないとして、EC条約第九五条一項(TFEU第一一四条)に基づく調和立法を行う余地があることを認めた⁽⁴⁸⁾。

(2)続いて、EC条約第三条一項(cf. TFEU第四条二項a号)と読み合わせて、EC条約第九五条(TFEU第一一四条)を域内市場の確立・機能のための諸条件を向上させることを意図した立法根拠規定と限定解釈したうえで(第八〇(八三段落)、同条に基づく立法措置は、域内市場の確立・機能のための諸条件の向上を真に意図しており(第八四段落)、かつ、実際にそのような効果を持つ場合であって(第九五段落)、調和立法により四つの自由移動の行使に対して起こりうる障壁の撤廃に寄与するとき、または、調和立法により多様な国内規則から生じるおそれのある感知可能な競争の歪曲の除去に寄与するとき、を要件として挙げた⁽⁴⁹⁾。

6.2.2.3. 考察

本件は、欧州司法裁判所が、EU立法根拠規制の選択の適法性について、問題となっているEU立法の目的及び内容が選択された立法根拠と現実的に真正に関連性を

もつかを、これまでに比べて厳しく審査し、EU立法根拠規定の実体内容面からの限界づけを示した事例である。欧州司法裁判所は、EUの立法権限がEU条約において特定の付与された範囲にとどまるという個別授權原則がEC条約第五条（TEU条約第五条）に込められていることを再確認し、EUの立法権限の拡大的解釈⁵⁰を規律しようとしたものと評価される（大藤「二〇一〇」一二六頁）。

このように、タバコ広告指令事件では公衆の健康保護を目的とした調和的立法措置につき司法裁判所の判断がなされたが、文化的多様性保護を目的とする調和立法が認められるかを明らかにする手がかりとして、同判決の射程が文化を目的とする立法措置についても及ぶかを検討する。

まず、立法目的が公衆の健康保護と文化とで異なることが、EUレベルで調和立法が認められる要件に影響するであろうか。健康保護（TFEU第六条a号）と文化（同条c号）とで、いずれの分野も加盟国が権限を持ち、EUは補助的行動しかできない分野（第二条五項）であることには異ならないから、健康保護を目的とする立法

と同様、文化的多様性保護を目的とする調和立法は禁じられる。次に、健康保護がすべてのEUの政策の決定と履行において確保されなければならない（第一六八条一項）とされているのに比して、文化的側面は「考慮」される（第一六七条四項）にとどまる点でその実効性確保につき文言が若干弱いものの、域内市場の確立・機能のための調和措置の影響を受動的に受ける場面であるから、EUの立法権限の要件に影響を与えるとは考え難い。よって、本判決の射程は文化を目的とする立法についても及ぶと考えられる。

続いて、文化的多様性の保護を図る措置は、同判決で示された三要件を満たすだろうか。この点につき、文化的多様性の保護に積極的な加盟国と、域内市場の確立・機能の向上を重視する加盟国⁵²とで、規制措置が大きくこととなるとサービスの自由移動の障壁になりうるから、調和立法によりかかる障壁の撤廃に寄与するものと考えられる。しかし、本稿において文化的多様性の保護を実効的に図る措置として想定しているのは本質的に域内市場への要請とは相反する措置であるから、域内市場の確立・機能のための諸条件の向上を真に意図するとの要件

を充たすことは困難である。

よつて、同判決で示された要件に照らすと、文化的多様性の保護を実効的に図るべきEUレベルでの調和措置を採ることはできないと考えられる。

7. おわりに

本稿では、経済的側面と文化的側面の両面を持つ視聴覚メディアの領域においてEUがいかなる規制をしてきたのか、視聴覚メディアサービスの域内市場の創設と文化的多様性の保護という相反する要請を目的に掲げるAVMS指令を中心に、主にEUと加盟国の権限の分配の観点から検討した。視聴覚メディアサービスの域内市場の創設については母国原則のもとで大いに成果がみられる一方、文化的多様性の保護についてはEUレベルでは実効的な調和措置が採られていない。

たしかに、文化的多様性はEUの重要な目的のひとつであるが、EUの規制権限に何らかの外縁を画することは重要と思われる。これは、リスボン条約によつて、EUの権限の拡張解釈に歯止めがかけられたことと適合的ではないだろうか。特に文化的多様性については、そ

の意義からして一義的に解かれておらず、そのゴールにつきコンセンサスが得られていない状況である。そのなかで、域内市場のための必要性があるだけで文化についても域内措置を採ることは、基本条約に定められた権限の分配にもとめるのではないだろうか。

これらにかんがみて、AVMS指令において文化的多様性を保護するEUレベルの実効的な規定が不十分であるとしても、それは立法事実の成熟や判例法理の集積を待つことになると考えられる。

- (1) 本稿では、年代にかかわらずECや共同体という用語を含めてすべて「EU」に一本化して表記する。
- (2) Directive 89/552/EEC. the Television without frontiers directive.
- (3) Directive 2007/65/EC. the Audiovisual Media Services Directive.
- (4) 本稿では「competence」又は「power」に該当する用語として、「権限」と表記する。
- (5) Directive 2010/13/EU.
- (6) EUのウェブサイトを参照。
Europa, “Regulatory Framework - Audiovisual Media Services Directive.”

http://ec.europa.eu/avpolicy/reg/twvf/index_en.htm

- (7) マーストリヒト条約における文化政策(第一二六―一二八条)は、文化の多様性が前提になっており、そこで新設されたEUの言語・文化政策は「多様性のなかの統一」を求めるものであった。これらの領域では補完性の原理が特徴となっている(田中「二〇〇二」一〇七頁)。
- (8) 例として、テレビ電波はサービスであることを示した Sacchi 事件 (Case C-155/73 [1974] ECR 409) や、放送産業における差別禁止を示した Dehaene 事件 (Case C52/79 [1980] ECR 833) や、映画のテレビ放映の独占権に関する Coditel II 事件 (Case C262/81 [1982] ECR 3381) 等が挙げられる。
- (9) European Convention on Transfrontier Television (CTT).
<http://conventions.coe.int/Treaty/en/Treaties/Htm/132.htm>
- (10) 狭義の相互承認とは、母国原則のことを意味するが、判例法上の相互承認原則は、EUレベルでの各国法の調和が当該分野において存在しない場合に母国原則を原則とし、例外的に、不可避的要請に基づき、かつ比例性原則を充たす場合に、ホスト・ステート・コントロールを認めることを意味する(庄司「二〇〇六」一一一、一二三頁)。これはカシス・ド・ディジョン判決によって示された (Case 120/78 *Rewe-Zentrale AG v. Bundesmonopolverwaltung*

EU法における視聴覚メディアサービスと文化(鳩貝)

fur Branntwein [1979] ECR 649)。

- (11) 母国原則については、次章で詳述する。
- (12) Directive 97/36/EC.
- (13) 例としては、オリンピックやワールドカップやヨーロッパ・チャンピオンシップが挙げられている九七年改正指令前文¹⁸⁾。
- (14) EUROPA-History.
http://ec.europa.eu/avpolicy/reg/history/historytwvf/index_en.htm
- (15) その一つである Mediakabel 事件は、2007年 AVMS 指令前文¹⁴⁾で言及されている。
- (16) 改正点を簡潔にまとめたウェブサイトとして、Europa, “Regulatory Framework - Audiovisual Media Services Directive - what’s new?” (http://ec.europa.eu/avpolicy/reg/avms/index_en.htm)
- (17) TVWF 指令下における例外的場合の具体例として、Price [2002] p.76-80°
- (18) 「以下の規定の枠内で、共同体内におけるサービスの自由な提供に対する制限は、提供されるサービスの受領者の国以外の共同体内の国で開業する加盟国民について禁止される。」(EC条約四九条第一項(機能条約五六条、庄司「二〇〇三」四一頁))
- (19) TVWF 指令第四条一項及び第五条一項のただし書きにおける同様の文言につき、小畑「二〇〇九」一〇六

一一七(一五四七)

頁を参照。

- (20) 「指令は、達成すべき結果について名宛人たるすべての加盟国を拘束するが、形式及び手段についての権限は国内機関に委ねる」(TFEU第二八八条三段)
- (21) 実施状況については、下記参照。
 (Time up for Member States to tune TV rules to digital age
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1983>)
- (22) 市川「二〇〇八」、生貝「二〇一一」は、イギリスを例に国内法化を検討する。また、Prossor [2008] は、自主規制より共同規制が望ましいとする。
- (23) 後述の「共有権限」または「補助的行動」に該当する分野である。
- (24) EUの権能の類型化については、庄司「二〇一二」三二頁以下に詳しい。
- (25) リスボン条約は、EUの基本条約であるEU条約(TEU) 及びEC条約に改正を加え、EC条約をEU機能条約(TFEU) と改称するものである。リスボン条約での改正を受けて、二〇一〇年三月三〇日にTFEUは統一して整理された(consolidated version)。本稿においては、特段の断りのない限り、TFEUにつき consolidated version の条文を用いる。
- (26) これら三類型の他、立法措置が採択されない分野として、EUによる加盟国の経済政策及び雇用政策の調整、

また共通外交・安全保障政策の策定・実施が規定されている(TFEU第二条三項、四項)。(庄司「二〇〇八」三五頁)

- (27) 本章については、庄司「二〇〇七b」七一頁から、及び庄司「二〇〇八」一頁からを参照した。

- (28) 「ホーム・ステート・コントロール」又は「狭義の相互承認」とも呼ばれる。

- (29) 欧州放送連合(European Broadcasting Union) は、一九五〇年に設立された欧州および北アフリカの放送局からなる組織であり、二〇一一年一〇月現在、五六カ国から七五の放送局が加入している。(http://www.ebu.ch/en/)

- (30) Katatzi-Whitlock は「メディアの多元性」につき、情報公開の公正な管理と定義する(Katatzi-Whitlock [1996] p.457)。また、コミッションはグリーンペーパーにおいて、メディアの多元性の概念は様々であるが、欧州人権裁判所が欧州人権憲章を法的に解釈したものと、二つの特質をもつ。第一に、多元性の概念は、表現の自由原則の範囲を画定するものである。第二に、そのような画定をする目的は、公の情報の多様性を保障することである」と述べる(COM (92) 480, p.14)。

- (31) メディアの多元性保護の見地から公共放送の役割を再評価する論稿として、安江「二〇一一」。

- (32) AVMS指令前文(5)は、「視聴覚メディアサービスは、

経済的サービスであるのと匹敵する程度文化的サービスでもある。視聴覚メディアサービスの社会や民主主義に対する重要性、とりわけ情報公開や、意見の多様性やメディアの多元性に対する重要性や教育や文化に対する重要性は、それらのサービスに対する特定の規制を正当化する」と規定する。

(33) 一例として、Case C-288/89 [1991] ECR I-4007。

(34) なお、ECHR 10条は、表現の自由を積極的に捉える。

(35) コミッションもメディアは他の分野に比べて集中していることを認めていたが (COM (92) 480, p.21) 、EUレベルでメディアの多元性を保障することはEUの管轄ではなく、現に八〇年代半ばから、加盟国が多元性を保障するべくメディア・オーナーシップについて規制しているとの見解を示している (*Ibid.* p.57)。

(36) Decision 96/685/EEC.

(37) Decision 1718/2006/EC.

(38) この根拠条文は、文化ではなく産業についての規定である点に注意する必要がある。

(39) Case C-376/98.

(40) 二〇一一年一〇月時点において、AVMS指令に関する主要な欧州司法裁判所の判例は未だみられない。

(41) Case C-352/85.

(42) Case C-288/89, European Court reports 1991 Page

I-04007.

(43) Court of Justice of the EC, 26 June 1997, Case C-368/95, Vereinigte Familienpress Zeitungsverlags- und vertriebs GmbH vs. Heinrich Bauer Verlag.

(44) Case C-275/92. 社会秩序を保護するための懸賞活動に対する規制につき、加盟国は非差別措置を採ることができる」と判示した。

(45) EC条約九五条は、同条約中において法の接近 (approximation) に位置し、「域内市場の確立および機能」のために、加盟国の法令の接近をなしうることを認め、「健康、安全、環境保護および消費者保護」に関する場合には、「科学的事実に基づくあらゆる新たな発展を特に考慮しつつ、高い水準の保護を基盤とする」(九五条三項) 旨定める。

(46) その理由として、これらの立法や規制が異なると「域内における広告や後援の媒介となる製品の移動、同領域におけるサービス提供の自由の障害となり、競争を阻害し、ひいては域内市場の運営を妨げる要因となること」が挙げられている(指令前文一段)。

(47) 公衆の健康保護に関しては、EC条約一五二条があるが、同条四項 (TFEU二条五項) は、人の健康を保護し改善する目的の構成国の法や規制の調和を一切禁止している。

なお、EC条約一五二条四項が明示的に定めている調

和措置の禁止を免脱するためにEC条約の他の立法根拠規定を用いることはできないことが指摘されている（第七七～七九段落）。

(48) なお、現にEC条約一五二条一項も健康保護の要請がECの他の政策を構成する要素の一つであることも理由としている。

(49) 判旨の整理につき、庄司「二〇〇八」七頁を参照。

(50) タバコ広告指令事件判決以前の欧州司法裁判所の判断は、加盟国の規制の違いにより物の自由移動に障壁が生じた場合の一つの解決策として、障壁の除去ではなく、当該製品自体の禁止もするなど、EUの域内市場規制につき一般的権限を認めているようにみえた（Wyatt [2009] p.100）。

(51) もっとも、たとえ規制の主要な目的が公衆の健康の保護であったとしても、域内市場に寄与する措置であれば調和立法を認める点、また、調和措置の正当化にあたり、競争歪曲が認知可能かという要件をオープンにしたままにして、立法者にその要件を緩和させうる余地を残した点については、EUの権限を拡張したものといえるとの指摘がある（*Ibid.* p.93）。また、本判決がEUの権限を限定したものであるとしても、後続する判例における欧州司法裁判所のアプローチは、タバコ広告指令事件判決の権限限定効果を大きく覆していることが批判されている（*Ibid.* p.115-135）。

(52) 例えば、前者がフランスであり、後者がイギリスやドイツである。これらの国の姿勢の違いは、一九九三年のウルグアイ・ラウンドにおける視聴覚メディア交渉をめぐる対立で顕著に表れた。フランスは、文化の論理を重視して文化をサービス貿易一般協定の枠組みに組み入れるべきでないとしたが、イギリスやドイツは経済の論理を重視して同枠組みに文化も組み入れることを主張した（小畑「二〇〇九」p.106）。

参考文献・資料

- 田中俊郎著『EUの政治』岩波書店、一九九八年
 庄司克宏著『新EU法 基礎篇』岩波書店、二〇一三年
 庄司克宏著『EU法 政策篇』岩波書店、二〇〇三年
 庄司克宏「EU域内市場における自由移動、基本権保護と加盟国の規制権限」、田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編『EUの国際政治』慶應義塾大学出版会、二〇〇七年^a
 庄司克宏著『欧州連合 統治の論理とゆくえ』岩波新書、二〇〇七年^b
 庄司克宏「EU域内市場法の仕組み」、庄司克宏編『EU法実務篇』岩波書店、二〇〇八年
 市川芳治「欧州における通信・放送融合時代への取り組み―コンテンツ領域―」『国境なきテレビ指令』から「視聴覚メディアサービス指令」へ』『慶應法学』第一〇号、二〇〇八年

- 小畑理香「ヨーロッパ統合と視聴覚メディア：EC文化政策とフランスの関係 一九八〇—一九九三年」『パブリック・ヒストリー』第六号、二〇〇九年
- 岡村堯著『新ヨーロッパ法：リスボン条約体制下の法構造』三省堂、二〇一〇年
- 大藤紀子「権限付与の原則とEC立法根拠の適法性」、中村民雄・須網隆夫編『EU法基本判例集「第二版」』、日本評論社、二〇一〇年
- 安江則子「EUにおける視聴覚メディア政策と公共放送—市場と文化の間で—」『立命館国際地域研究』第三二二号、二〇一一年
- 生貝直人「EU視聴覚メディアサービス指令の英国における共同規制を通じた国内法化」『情報ネットワーク・ローレビュー』第一〇巻一号、二〇一一年
- Kaitatzi-Whitlock, Sophia, “Pluralism and Media Concentration in Europe, Media Policy as Industrial Policy”, *European Journal of Communication*, Vol. 11, No. 4, 1996.
- Price, M. E. *Media and sovereignty: the global information revolution and its challenge to state power*, MIT Press, MA, 2002.
- Barnard, Catherine, *The Substantive Law of the EU* (2nd ed.), Oxford University Press, Oxford, 2007.
- Harrison Jackie and Woods, Lorna, *European Broadcasting Law and Policy*, Cambridge University Press, Cambridge, 2007.
- Burri-Nenova, Mira, “The New Audiovisual Media Services Directive: Television without Frontiers, Television without Cultural Diversity”, *Common Market Law Review*, Vol. 44, Issue 6, 2007.
- Prosser, Tony, “Self-regulation, Co-regulation and the Audio-Visual Media Services Directive”, *Journal of Consumer Policy*, vol. 31, issue1, March 2008.
- Valcke, Peggy, Stevens, David, Lievens, Eva and Werkers, Evi, “Audiovisual Media services in the EU: Net generation Approach or Old Wine in New barrels?” *Communications & Strategies*, No. 71, 3rd, quarter 2008.
- Newman, E. EC Regulation of Audio-visual Content on the Internet, *Law and the Internet Third Edition* (Edwards, L. et al. ed.), Hart publishing, Oxford, 2009.
- Wyatt, Derrick, “Community Competence to Regulate the Internal Market”, in Michael Dougan and Samantha Currie (eds.), *50 YEARS OF EUROPEAN TREATIES*, Hart Publishing, Oxford and Portland, Oregon, 2009.
- Craig, Paul and De Burca, Grainne (eds.), *EU Law: Text, Cases, and Materials* (5th ed.), Oxford University Press, 2011.

〔関連法令等〕
条約

Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community, Official Journal of European Union C 306, 17 December 2007.

The Treaty on the Functioning of the European Union (Consolidated Version), Official Journal of the European Union C 83/47, 30 March 2010.

Commission, Green Paper on the online distribution of audiovisual works in the European Union: opportunities and challenges towards a digital single market, COM (2011) 427, final, 13 July 2011.

指令

Directive 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities (Television without Frontier Directive) [1989] OJ L 298/23.

Directive 97/36/EC amending Council Directive 89/552/EEC [1997] OJ L 202/60.

Directive 2007/65/EC amending Council Directive 89/552/EEC [2007] OJ L 332/27.

Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) [2010] OJ L95/1.

決定

European Parliament and of the Council, Decision No. 1718/2006/EC [2006] OJ L 327/12.

〔関連文書〕

Commission, Television Without Frontiers: Green Paper on the Establishment of the Common Market for Broadcasting, Especially by Satellite and Cable, COM (84) 300, May 1984.

Council of Europe, European Convention on Transfrontier Television (ETS No. 132), Strasbourg, 5 May 1989.

Commission, Pluralism and Media Concentration in the Internal Market, An Assessment of the need for Community action, COM (92) 480, final, 23 December 1992.

Commission, Fourth Report on the Application of Directive 89/552/EEC “Television without Frontiers”, COM (2002) 778, final, 6 January 2003.

Commission, Green Paper on Services of general interest, COM (2003) 270, final, 21 May 2003.

Case C-376/98 *Germany v. European Parliament and Council* [2000] ECR I -8419.

Commission, i2010 - A European Information Society for growth and employment, COM (2005) 229, final, 1 June 2005.

UNESCO, Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions, Paris, 5 October 2005.

Commission, Fifth Report on the Application of Directive 89/552/EEC “Television without Frontiers”, COM (2006) 49, final, 10 Feb 2006.

Commission, Seventh Communication on the Application of Articles 4 and 5 of Directive 89/552/EEC “Television without Frontiers”, as amended by Directive 97/36/EC for the Period 2003-2004, COM (2006) 459 final, 14 Aug 2006.

〔関連判例〕

Case C-352/85 [1988] ECR 2085.

Case C-288/89 (Mediawet I) [1991] ECR I -4007.

Case C-11/95 Commission v. Belgium [1996] ECR I -4115.

Case C-368/95 *Vereinigte Familienpress Zeitungsverlags- und vertriebs GmbH v. Heinrich Bauer Verlag* [1997] ECR I -3689.

政経研究 第五十巻 索引

論 説

国有企業娃哈哈(ワハハ)集団の変容 ——ダノンとの合併、改組と宗慶後による支配の確立による家族企業化——	……	築場保行	…一(一)
日本の雇用システムと賃金制度	……	谷田部光一	…一(三三)
朝鮮半島の領土論争	……	浦野起央	…一(六九)
ノモンハン戦の総括	……	秦郁彦	…一(一〇七)
行政相談委員のエンパワーメント ——Public Relations 効果を中心に——	……	岩井義和	…一(一五五)
二院制度が民主主義の質と経済的パフォーマンスに 与える効果に関する研究	……	坂井吉良 岩井奉信 浅田義久	…一(三一) …一(三二) …一(三二)
中国・朝鮮国境の争点	……	浦野起央	…二(一)

デフレーションと日本のAD・AS曲線……………	坂井吉良…二(二〇四)
アメリカ大統領候補者指名手続と投票者の投票動向……………	阿部竹松…三(三)
言語本質論の思想的拡張 ——吉本隆明の思想をめぐって——……………	石川晃司…三(四一)
強い絆が会社をつぶす ——ソーシャル・キャピタルからみた企業不祥事——……………	稲葉陽二…三(六九)
行政広報の現代的課題とコミュニケーション戦略……………	岩井義和…三(一一七)
制度改革による政党と政党システムの変容 ——日本のケース——……………	岩崎正洋…三(一四五)
社会学としてのエージェントベースシステム ——オルタナティブ通信システムの可能性と災害時の避難誘導システムを例として——……………	神林靖…三(一七二)
ハリントンの政治制度原理に関する一研究……………	倉島隆…三(一九九)

H・J・ラスキの政治哲学の一考察 ——政治的権威についてR・M・マッキーヴァーとの比較・検討——	楮沢栄一……三(二三九)
李明博政権の対北朝鮮政策について	孔義植……三(二八九)
企業結合会計における公正価値測定に関する一考察	小阪敬志……三(三一九)
政軍関係のあり方に関する一研究 ——文民統制と安全保障のあるべき均衡に注目して——	小森雄太……三(三四七)
地方における首長と議会の対立とその帰結 ——長野県と阿久根市を事例に——	笹岡伸矢……三(三七五)
デモクラシーと革命のなかで 政治家トクヴィルの肖像	杉本竜也……三(三九七)
日華断交と日中国交正常化 ——自由民主党内の親台湾派の行動論理を中心に——	田才徳彦……三(四三七)
リーニユ公とナポレオン	玉井通和……三(四八一)
主席公選に関する一考察	照屋寛之……三(五一二)

日本人コロンビア移民の父・竹島雄三の移民論……………長谷川雄一…三(五四五)

改革開放後の権力闘争について考察……………日吉秀松…三(五七三)

新たな国際汚職行為防止法の考察……………藤川信夫…三(六〇九)

——域外適用とRed Flag 対処義務——

現代自由主義政治理論と多元主義……………萬田悦生…三(六五五)

政府の原発事故対応と原発立地自治体住民の
原発態度に関する考察……………宮脇健…三(六八一)

わが国における労働時間の実態と労働時間管理の課題……………谷田部光一…三(七一九)

平等と福祉……………矢野聡…三(七五五)

——福祉権をめぐる——

租税原則学説における公平性の概念……………藪下武司…三(七七五)

アダム・スミスとレッセ・フェール……………山口正春…三(八〇一)

——大学改革との関連において——

……………山口正春…三(八〇一)

滋賀県の平成の大合併とその後
——滋賀県における広域行政の特徴と問題点——……………山田光矢…三(八三二)

イギリス政治の大統領制化に関する一考察……………渡辺容一郎…三(八六七)

観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較……………太田和男…四(一)

イタリア憲法における人権保障と欧州人権条約……………庄司克宏…四(三五)

翻 訳

ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ
ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官……………川又祐訳…二(五七)

研究ノート

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片……………倉島隆…一(一九五)

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』
二〇一二年東京都九区調査の概要……………稲葉陽…二…一(二三九)

マヴィ・マルマラ号事件…イスラエル・トルコ関係……………	小林宏晨…一（二六七）
情報開示とコミュニケーションの具体化……………	田中襄一…二（七五）
個人情報保護法制定過程に関する考察……………	藤井昭夫…二（九七）
ドイツ同族大企業の法形態……………	吉森賢…二（二二五）
EU法における視聴覚メディアサービスと文化 ——EU視聴覚メディアサービス指令の検討——	鳩貝真理…四（九五）

書 評

高田宏史著

『世俗と宗教のあいだ』

チャールズ・テイラーの政治理論』風行社二〇一一年十一月321p, + xi

……………藤原孝…二（一六一）

秋山和宏教授 略歴……………

……………三（八九九）

秋山和宏教授 主要業績……………

……………三（九〇三）

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

太田和男 日本大学非常勤講師
 庄司克宏 日本大学非常勤講師・慶應義塾大学法科大学院教授
 東史彦 ジャン・モネEU研究センター（慶應義塾大学）主任研究員
 鳩貝真理 弁護士

機関誌編集委員会

委員長 松嶋隆弘
 副委員長 吉原達也
 委員 秋山和宏
 坂井吉良
 関正晴
 高橋雅夫
 長谷川貞之
 藤井昭夫
 藤川信夫
 山本信二
 湯浅賢敏
 吉野正篤
 石川登

政経研究 第五十巻第四号

平成二十六年三月十五日印刷
 平成二十六年三月二十日発行
 非売品

編集責任者 日本大学法学会 杉本稔
 発行責任者

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五)八五三〇番
 東京都千代田区猿樂町二一―一四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メディアオ
 電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 50 No. 4 March 2014

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Kazuo Ota, *A Comparative Study, by Nation, of How Tourist Internships Affect The Career Development of Students who Have Worked in the Hospitality Field*

Katsuhiro Shoji, Fumihiko Azuma, *Protection of Fundamental Rights under the Italian Constitution and the European Convention on Human Rights*

NOTE

Mari Hatogai, *Audiovisual Services and Culture in EU Law*